

【重点項目】

1 地方創生のための条件不利地域に対する支援の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 現行の地域振興法（過疎法、離島振興法等）による支援に加え、これまで指定要件とされていない「将来推計人口減少率」等を活用した新たな条件不利地域に対する支援制度を創設すること。
- 2 地域おこし協力隊の地域要件の規定について、「将来推計人口減少率」などを考慮のうえ見直すこと。また、隊員の家族に対する加算を行うなど特別交付税の対象経費の範囲を拡充するとともに、措置上限額を引き上げること。
- 3 平成 28 年度当初予算で検討されている地方創生の新型交付金の制度設計にあたっては、地方にとって活用しやすいものとなるよう地方の意見を十分に反映させるとともに、地方の創意工夫を最大限尊重し、自由度の高い柔軟な制度運用を認めること。

《現状》

- 本県では既に人口減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県は現在の人口約 180 万人から 2040 年には約 30 万人減少し約 150 万人となることが示されたことから、人口減少への危機感が高まっており、人口減少対策が急務となっています。
- 現行では、過疎法、離島振興法、半島振興法、山村振興法等の地域振興法において、各々の法律の目的に応じて、条件不利地域の支援が実施されています。
- 本県では、平成 21 年度から県内市町で地域おこし協力隊制度を活用し、これまでに延べ 22 名の隊員が県内で活動し、5 名が活動終了後も引き続き県内に居住しています。さらに、平成 27 年 4 月現在、9 名が県内で活動中です。
- 現在、国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「同総合戦略」をふまえ、本県では「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、人口の自然減対策・社会減対策の取組を積極的に進めるとともに、「三重県人口ビジョン（仮称）」と「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定に向け取り組んでいるところです。

《課題》

- ① 過疎法等、現行の地域振興法では、各々の指定基準や支援措置、策定する計画等が異なっており、人口急減地域が全て網羅されていません。また、地方創生推進の目的に合致した将来推計人口減少率等の条件を有する地域振興法がないため、条件不利地域を一体的に支援する制度の創設が求められます。
- ② 本県は 3 大都市圏に位置づけられていることから、地域おこし協力隊の対象地域は、現行の地域振興法の条件不利地域が主となります。しかしながら、地方創生の観点から、将来推計人口の減少率等を考慮した新たな要件の拡充が求められます。また、隊員の経済的な負担が大きいことから、対象経費の範囲を拡大し、措置上限額を引き上げることが求められます。
- ③ 地方創生への取組を推進するにあたり、自然減対策及び社会減対策を支える社会インフラ整備等のハード事業を着実に進めることは重要です。新型交付金の制度設計にあたっては、ハード事業や導入当初に必要な機器・備品の割合の柔軟性を確保することなど、地方の創意工夫を最大限尊重する、自由度の高い柔軟な制度運用が求められます。

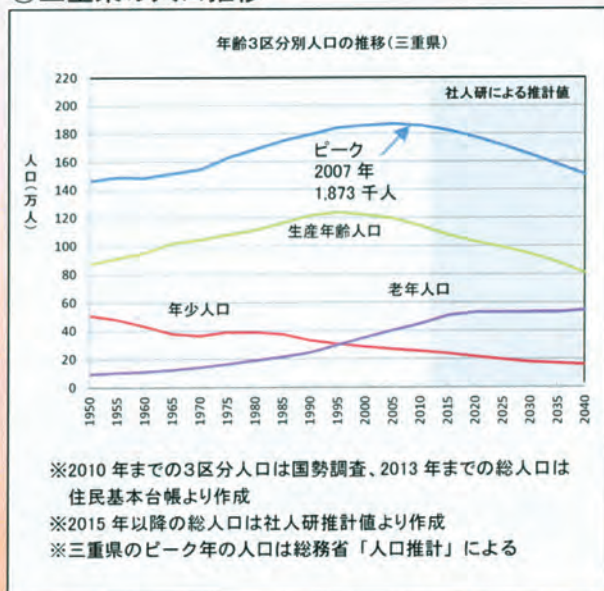
県担当課名 戦略企画部企画課、地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法、地域おこし協力隊推進要綱

1 地方創生のための条件不利地域に対する支援の充実

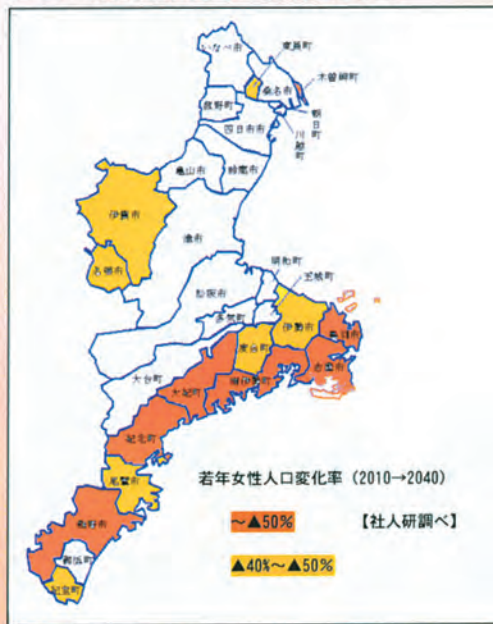
(まち、ひと、しごと創生本部、内閣府、総務省、財務省)

現 状

○三重県の人口推移



○三重県の将来人口急減の市町



○現行の地域振興法等の指定要件

法律・制度名	地域指定要件
過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)	○人口減少率 ○財政力指数 等
離島振興法	○本土との航路距離 ○人口規模 等
半島振興法	○高速輸送施設の整備状況 ○産業の開発程度
山村振興法	○林野率 ○人口密度
地域おこし協力隊	【隊員転入地】 ○3大都市圏外のすべての市町村 ○3大都市圏内の条件不利地域 (=現行地域振興法)

課 題

人口減少が見込まれる中、条件不利地域に対する支援について、現行の地域振興法の指定要件にない「将来推計人口減少率」等を指定要件に加える必要がある。



人口急減地域(新たな条件不利地域)に対する支援制度の創設

地域を指定するために用いる新たな指標例

○将来推計人口減少率 ○若年女性人口減少率 等

【提言・提案項目】

- 1 現行の地域振興法(過疎法、離島振興法等)による支援に加え、これまで指定要件とされていない「将来推計人口減少率」等を活用した新たな条件不利地域に対する支援制度を創設すること。
- 2 地域おこし協力隊の地域要件の規定について、「将来推計人口減少率」などを考慮のうえ見直すこと。また、隊員の家族に対する加算を行うなど特別交付税の対象経費の範囲を拡充するとともに、措置上限額を引き上げること。
- 3 平成28年度当初予算で検討されている地方創生の新型交付金の制度設計にあたっては、地方にとって活用しやすいものとなるよう地方の意見を十分に反映させるとともに、地方の創意工夫を最大限尊重し、自由度の高い柔軟な制度運用を認めること。

【戦略企画部、地域連携部】

2 高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の4点に取り組むこと。
 - (1) 大都市における大学・学部等の新增設や定員の抑制をすること。(収容定員を超えた学生の確保の抑制を含む)
 - (2) 大都市に拠点を置く大学等が大学収容力指数の低い県にキャンパス(サテライトキャンパスを含む)を新たに設置する場合の国立大学運営費交付金、私立大学経常経費補助金(以下「運営費交付金等」)の交付・補助率の高上げ等のインセンティブの創設と、地元自治体の受入に要する経費への支援をすること。
 - (3) 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増(必要な教員等の確保などを含む)および地域枠の創設を促進すること。
 - (4) 大学収容力指数が低く、若年層が転出超過となっている県の大学等が自県出身者の入学料・授業料等の減免を行った場合の財政支援措置を導入すること。
- 2 地域が必要とする人材の育成、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金等の充実に図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。

《現状》

- 地方が自立し、持続的な発展をしていくためには、若者が地方に住み、働くことができる社会を実現していく必要があります。しかし、本県をはじめ多くの地方の県においては、大学等への進学時の大都市への人口流出が人口の社会減の多くを占めており、一旦流出した若者はそのまま大都市で就職する傾向があります。また、本県では大学収容力の低さが大都市への流出の大きな要因の一つとなっています。
- 大学等には、若者を地域に止めるだけでなく、知の拠点として、地方におけるイノベーションの核となる人材を地域に提供する役割をはじめ幅広い役割が期待されていますが、大学等の大都市への集中や若年人口の減少、国立大学においては運営費交付金のトップ10大学への手厚い配分により、地方大学の経営は厳しい状況にあります。

《課題》

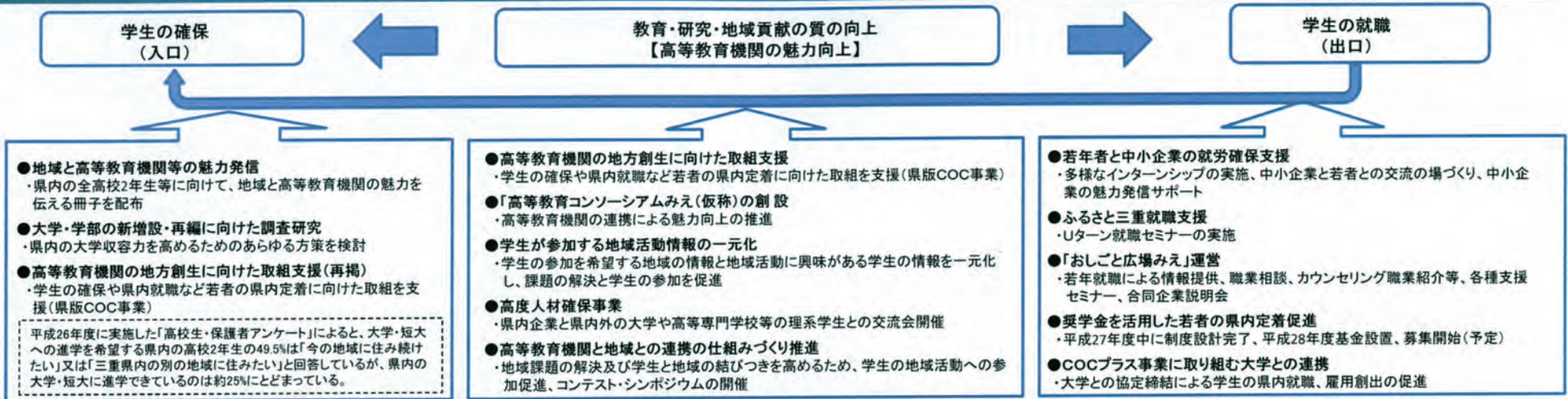
- ① 大学等への進学時の大都市への人口流出を抑制するためには、高等教育を地方で受けられる機会を確保することが必要です。本県では、特に、大学収容力の向上が求められています。併せて、県内大学等への進学率の向上に向けた、生徒本人や保護者、進路指導を行う高校の教員に対するインセンティブの創設も必要です。
- ② 大学等に地域の知の拠点としての役割を担ってもらうには、大学等自身による魅力向上・充実に向けた取組とともに、地域課題の解決に熱心な大学等に対する経営基盤の安定化に向けた支援が必要です。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課
関係法令等 学校教育法

2 高等教育機関の魅力向上・充実にに向けた取組

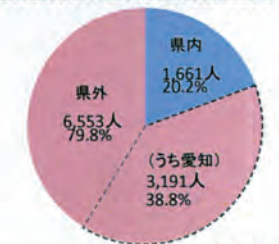
(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

平成27年度 県内高等教育機関を中心とした若者の県内定着の促進

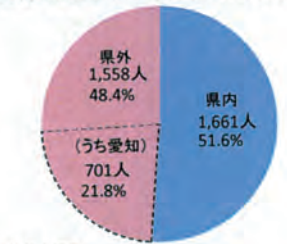


【参考1】三重県における大学進学状況及び大学生の就職状況、大学収容力指数

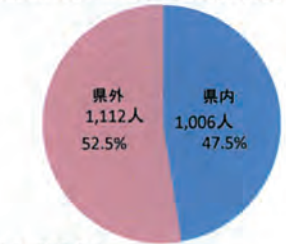
平成26年4月に大学に進学した県内高校卒業生のうち、県内大学に進学した者の割合は20.2%



平成26年4月に県内大学に進学した学生のうち、県内高校出身者の割合は51.6%



平成26年3月に県内大学を卒業した学生のうち、県内企業に就職した学生の割合は47.5%



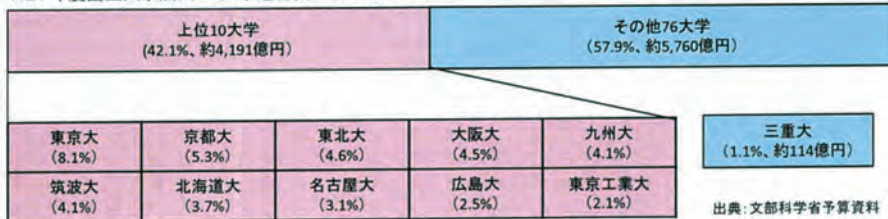
本県の大学収容力指数はH25年度で43.0と全国46位であり、地元で学びたいという希望が叶えられていない。

大学収容力指数									
順位	都道府県名	上位5都道府県			順位	都道府県名	下位5都道府県		
		H17年度	H22年度	H25年度			H17年度	H22年度	H25年度
1	京都府	262.5	249.0	248.5	43	静岡県	52.9	48.4	50.5
2	東京都	249.4	237.3	229.9	44	福島県	54.9	46.5	47.0
3	福岡県	143.1	136.6	136.1	45	長野県	46.8	42.9	44.0
4	大阪府	159.1	143.5	136.0	46	三重県	44.3	42.7	43.0
5	神奈川県	171.8	156.5	134.3	47	和歌山県	39.0	39.3	42.2

出典：総務省「社会生活統計指標」

【参考2】平成27年度国立大学法人86大学運営費交付金の状況

H27年度国立大学法人86大学運営費交付金の占有状況



【提言・提案項目】

- 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の4点に取り組むこと。
 - (1) 大都市における大学・学部等の新増設や定員の抑制(収容定員を超えた学生も確保の抑制を含む)
 - (2) 大都市に拠点を置く大学等が大学収容力指数の低い県にキャンパス(サテライトキャンパスを含む)を新たに設置する場合の国立大学運営費交付金、私立大学経常経費補助金(以下「運営費交付金等」)の交付・補助率の嵩上げ等のインセンティブの創設と、地元自治体の受入に要する経費への支援
 - (3) 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増(必要な教員等の確保を含む)および地域枠の創設の促進
 - (4) 大学収容力指数が低く、若年層が転出超過となっている県の大学等が自県出身者の入学科・授業料等の減免を行った場合の財政支援措置の導入
- 地方の大学等の魅力向上・充実に充実に必要な人材の育成や、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金・経常経費補助金の充実に努めること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。

【戦略企画部】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（平成27年度～31年度）」を策定し、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに取組を進めています。

少子化対策は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を進めることが必要です。

- 1 ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保
 - (1) 「地方目線」「当事者目線」で、地方がその地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充するとともにさらなる弾力的な運用を行うこと。
 - (2) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保すること。
 - (3) 結婚に関する希望を実現できるよう、特に地方でニーズの高い婚活イベントなど自治体や民間団体等が行う多様な出逢いの場の構築等への財政的支援を行うこと。
- 2 ライフプラン教育の推進

晩婚化・晩産化が進む中、子育ての希望がかなうよう、家庭生活や家族の大切さ、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識等の習得のため、小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手職員等を対象としたライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

《現状》

- 地域少子化対策強化交付金については、募集等の時期が地方自治体が予算を検討する時期より遅くなったり、交付要綱では対象となっている備品購入費がほとんど認められないなど、市町村が地域の実情に応じてきめ細かく取り組む事業に対応できていない状況がまだ一部に見られます。
- 出生率の回復を実現した諸外国の家族関係支出が対GDP比で3%程度以上であるのに対し、日本では1%にとどまっています。
- 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。
このため、本県では、中高生を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

《課題》

- ① 地域少子化対策強化交付金について、継続的に事業を実施できるよう恒久化するとともに、都道府県知事の判断で、市町村の事業に対して年度途中での採択や少子化対策関連事業への柔軟な適用を可能とするなど、地域の実情に応じて迅速かつ弾力的な運用ができる制度に改善することが必要です。また、少子化対策は今すぐに大胆に取り組むことが必要であり、さらにさまざまな新しい取組が各地域で進むよう、予算の大幅な増額が必要です。
- ② 子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することの必要性が高まっています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

3 若者の雇用対策

- (1) 若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）を充実するため、若年者地域連携事業の予算増額を図ること。
- (2) 地元企業の魅力体験を通じた、就職時のミスマッチ防止のために地方自治体を実施する大学生等のインターンシップに関する取組に対し、財政的な支援制度を創設するとともに、「トライアル雇用奨励金」の予算増額を図ること。
- (3) 早期離職防止のため、地方自治体等の定着支援に関する取組に対する財政的な支援制度を創設するとともに、劣悪な労働環境での労働を強いて改善を行わない企業の是正に向けた取組を強化すること。
- (4) 若年無業者の就労支援を図るためには、地域若者サポートステーション事業の就労体験やコミュニケーション能力の向上のためのトレーニング等が重要なことから、委託事業対象範囲の拡充を図ること。

4 出逢いの支援

- (1) 出逢いを支援するコーディネーターやサポーター等の全国展開に向けた認定制度や、結婚支援に積極的な企業や団体等の顕彰制度などを創設すること。
- (2) 結婚や家族を形成することについて、前向きな機運を醸成するため、メディアを活用したポジティブキャンペーンを行うこと。

《現状》

■ 総務省が平成26年に実施した労働力調査によると、正規雇用として働く機会がなく、非正規雇用で働いている不本意非正規雇用の割合は、他の年齢層が10%台であるのに対し、25歳から34歳までの年齢層では28.4%と高くなっています。

また、平成25年の厚生労働白書では、30歳から34歳までの男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正規雇用59.3%と大きく開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状が示されています。

第3回みえ県民意識調査によると、未婚の20歳代の9割以上が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若者の多くは結婚を希望していますが、男性の4割以上が「収入が少ない」ことを結婚していない理由として挙げています。さらに、三重労働局によると、大学を卒業し県内企業に就職し3年以内に離職した人は35.2%（平成26年4月25日現在）となっています。

本県では、ジョブカフェの運営やインターンシップの充実を通じたミスマッチの防止などの事業を行っているところです。

■ 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。また、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっていますが、平均初婚年齢および生涯未婚率は上昇を続けており、現実と理想の間には深刻なギャップが生じています。※平均初婚年齢(平成25年)本県【男性】30.5歳【女性】28.7歳未婚者に対して結婚していない理由を聞いたところ、「出逢いが無い」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めています。

本県では、企業・団体、市町等と連携しながら、平成26年12月に「みえ出逢いサポートセンター」をオープンさせ、結婚を希望する人にイベント情報をメールマガジンで発信する取組などを進めています。

《課題》

- ① 若者の安定的な雇用のためには、ジョブカフェにおいて、職業紹介に至るまでの相談体制の充実や、就職活動の支援のためのセミナーを強化する必要があります。しかし、国が実施する若年者地域連携事業の委託額が十分ではなく、これらの取組が十分に行えないことから、予算の増額が必要です。
- ② 大学生の就職活動の開始時期の後倒しの結果、若者と企業の相互理解を深める期間が短くなることから、インターンシップの充実を通じた mismatches の防止や、非正規雇用の若者等に対する「トライアル雇用」による試行雇用の機会拡大を通じた相互理解の取組を強化する必要があります。
- ③ 定着支援は企業が主に取り組んでいましたが、若者の安定的な雇用のためには、商工団体や学校等と連携した職業意識の醸成やキャリアアップ研修、企業と若者の交流の場づくりなど、本県では県の単独事業で取り組んでいるところです。今後、地域の実情に応じた定着支援の仕組みを構築する必要があります。
- ④ 劣悪な労働環境での労働を強いる企業へ就職することは、早期離職につながります。
- ⑤ 若年無業者の就労支援には、就労体験やコミュニケーション能力の向上のためのトレーニング等が重要です。しかし、国が委託する若者サポートステーション事業の対象外となっていることから、これらの取組と相談業務とを一体的に実施できるよう、支援制度の拡充が必要です。
- ⑥ 地方自治体や企業による結婚支援の取組が広がりつつありますが、結婚を望む人が結婚できるよう、これまで以上にさまざまな出逢いの機会の情報提供が必要であるとともに、地域の企業や市町村などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めることが必要です。また、結婚や家族を持つことについて、前向きな機運を醸成することが必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、雇用経済部雇用対策課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱
労働基準法、地域若者サポートステーション事業実施要綱、若年者のためのワンストップサービスセンター事業実施要領

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その2：妊娠・出産前後の支援】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

5 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。
- (2) 男性不妊についての知識の普及と啓発に取り組むとともに、男性不妊治療に対する経済的支援の拡充を図ること。
- (3) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (4) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を行うこと。

7 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、①助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、②助産師の人員配置に関する基準の明確化、③助産学実習に係る分娩取扱件数基準をはじめとする実習体制の規制緩和、④助産実践能力強化のための統一的なキャリアパスおよびクリニカルラダーの評価基準の確立を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

《現状》

■ 特定不妊治療は高額な医療費がかかりますが、医療保険が適用されません。人工授精や不育症についても医療保険が適用されず、公的な助成制度もありません。

このため、本県では、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せ補助、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療費への助成に加え、平成27年度からは一般不妊治療への助成を県単独で行っています。

■ 不妊の原因の半数は男性にもありますが、このことはあまり国民に知られていません。また、男性不妊治療は、特定不妊治療とあわせて実施するため、特に医療費が高額となりますが医療保険が適用されません。

このため、本県では、県単独で男性不妊治療への助成を行っています。

■ 不妊や不育症の治療を受ける夫婦は先の見えない中で、長くつらい治療期を過ごしており、経済的な支援だけでなく、精神的な負担に対する質の高い看護の提供が必要とされていますが、不妊治療に係る専門的スキルを持った「不妊症看護認定看護師」の配置が進んでいない現状があります。不妊症看護認定看護師の資格を取得するには約100万円の受講料等が必要であり、また、9か月間にわたり毎週2日の教育を受ける必要があり、受講者や所属機関の大きな負担になっています。

このため、本県では、平成27年度から不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用を対象に県の単独事業で補助を行っています。

- 不妊治療は1周期の治療において決められた日に何度も受診する必要があるため、仕事との両立が難しく、やむなく離職するケースもあります。
- 地域社会でのつながりの希薄化により育児中の家庭の孤立が進み、育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加しています。このため、本県では、「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）を推進し、個々の地域の実情に応じた多様な支援体制を構築するため、県単独事業により、各市町を巡回して母子保健支援体制の整備についての助言等を行うアドバイザーを設置しています。
- 助産師には医療法上の配置基準が定められておらず、本県における就業助産師は356人（平成24年末）で、人口10万人あたり19.5人と全国平均（25.0人）を大きく下回っており、就業先や地域間の偏在も生じています。助産師資格を持ちながら混合病棟等において看護師として150人ほど就業しており、分娩に関わる機会が少なくなっています。助産学生の育成において、分娩取扱件数基準や実習施設の要件から、助産学生の実習施設や実習指導者等の確保が困難な状況です。
- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。

《課題》

- ① 特定不妊治療を受けた夫婦への経済的支援の拡充とともに、不育症治療や一般不妊治療を受けた夫婦への経済的支援が必要です。
- ② 不妊の原因の半数は男性にもあることを国民に周知するとともに、男性不妊治療を受けた夫婦に対する経済的な支援が必要です。
- ③ 不妊や不育症治療を受ける夫婦に対する質の高い専門的看護の提供が必要ですが、不妊症看護認定看護師の配置が進んでいません。不妊症看護認定看護師資格を取得するためには、金銭的・時間的に大きな負担があるため、全国的に資格取得が進んでいません。
- ④ 仕事をしながら不妊治療が受けられる環境づくりが必要です。
- ⑤ 国の平成27年度予算等において、妊娠期から子育て期にわたるワンストップ拠点としての「子育て世代包括支援センター」の立ち上げや運営、「妊娠・出産包括支援事業」への市町村補助が創設されたところですが、本県の母子保健体制構築アドバイザー事業のような、都道府県が実施する事業に対する国の補助はありません。市町村における母子保健の現状分析を行い、「市町村の実情をふまえた切れ目のない支援の仕組み」を構築するために、都道府県が専門的知見により市町村支援を行うことが必要です。
- ⑥ 助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力強化を図るためには、助産師出向システムの制度化の推進や助産師が自立して正常分娩に関わることのできる院内助産システムの導入を推進していく必要があります。さらに、助産師の総数確保に向けて、医療機関における助産師の配置に関する基準を明確にすることが必要です。また、助産学および看護学（母性看護学）の実習施設を確保するための地域の実情に即した柔軟な実習指導体制と、助産師のキャリア形成を支援する仕組みの構築が求められています。
- ⑦ NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族支援を目的とする日中一時支援事業の補助基準額の増額や補助率の嵩上げ等により、身近なところでレスパイトを受け入れる医療機関等における家族支援の体制整備を促進する必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、育児休業法、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

8 幼児教育・保育の充実

- (1) 幼児教育の無償化に引き続き取り組むとともに、幼稚園、保育所および認定こども園について、同時入所等の制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減を図るなど、多子世帯を応援する取組を推進すること。
- (2) 質の高い就学前教育を提供するためには従事者の資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や10年経験者研修が定められている幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭（3～5歳児担当）と同様に、保育士にも必要な研修を受講させること。
- (3) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう施設型給付など公定価格を見直すこと。
- (4) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。

《現状》

- 幼稚園と保育所の負担の平準化の観点から、平成26年度から幼稚園就園奨励費の多子軽減措置が拡充されました。また、幼児教育の段階的な無償化に向けて、平成27年度からは市町村民税非課税世帯の私立幼稚園の保育料が、月額9,100円から3,000円に引き下げられました。しかしながら、同時入所等の制限があり、多子世帯への効果は限定的なものになっています。
- 認定こども園の保育教諭（3～5歳児担当）や幼稚園教諭については県教育委員会において研修を実施しています。私立幼稚園等についても、一部を公立と合同で行うなど公立に準じて研修を実施しています。保育士の研修は、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月28日）」において、「保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する」とされていますが未だ示されていません。現在、研修は、県・市町や団体がそれぞれの目的で実施していますが、その内容や参加状況（公立・私立、常勤・非常勤）にはばらつきが生じており、十分であるとはいえません。
- 本県の待機児童は、平成26年4月1日現在の48人から10月1日現在では362人と大幅に増加しています。そのうち低年齢児（0～2歳児）が349人で96.4%を占めており、年度途中に低年齢児保育の需要が高まります。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。

《課題》

- ① 子どもを持たない理由の一つに経済的な理由があることから、さらに幼児教育の無償化を進めるとともに、特に多子世帯への支援が必要です。
- ② 保育士についても、初任者研修や10年経験者研修を法で定める必要があります。
- ③ 保育士の確保が難しい中、保育士配置基準の高い低年齢児保育を実現するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。
- ④ 広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

9 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、補助要件の開設日数(250日以上)を緩和すること。それが難しい場合には、特例分(開設日数:200~249日)の補助基準額や長期休暇等分の加算などの補助要件を見直すこと。
- (2) 小規模な放課後児童クラブが運営できるよう、年間平均登録児童数10人未満の支援の単位について条件を付さないこと。
- (3) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- (4) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

10 子育てを支える地域社会づくり

- (1) 安心して子どもを産み育てられるよう、地域の実情に応じた子育て支援人材の取組を継続するための財政的支援を拡充すること。
また、子育て支援に関する民間団体、企業と連携し、少子化対策等を推進するためのプラットフォームの構築・強化を図る地方自治体独自の取組への支援を進めること。
- (2) 三世代同居や近居を促進する取組を進めること。

《現状》

- 平成27年度放課後児童クラブへの補助は、小規模児童クラブへの運営や送迎支援への補助等の拡充が行われましたが、開設日数が250日を割った場合、特例扱いとなり補助基準額が大幅に減額され、長期休暇等分の加算もありません。
- 本県では、国庫補助の対象とならない小規模な放課後児童クラブ(5人以上、年間開設日数200日以上)について、開設から3年間支援しています。
平成27年度から小規模な放課後児童クラブの補助対象(人数要件)が1人以上に拡大されたものの、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件が付いています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
- 里親の放課後児童クラブの利用希望が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。
- 子ども・子育て支援制度(平成27年度施行)においては、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等が新たに法律に基づく事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要になることから、「子育て支援員」として認定する制度が創設されました。本県では地域少子化対策強化交付金を活用し、県全体の子育て支援の機運の醸成を高めるとともに子育て支援を行う人材育成を進めるため、市町と連携した子育て・子育てマイスター養成事業や孫育て講座等を実施しています。

また、1,300を超える企業や団体が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、親子が触れ合う場の提供や家族の絆づくりを促進する取組など、それぞれの特性を生かしながら子育て家庭を応援する取組を展開しています。

- 親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果があるものの、核家族化の進行により、三世同居や近居は減っているものと思われます。

《課題》

- ① 放課後児童クラブについて、小学校で土曜日の授業が増えてきており、250日開設することが困難になってきていることから、補助要件の開設日数（250日以上）の緩和が必要です。特例分（開設日数：200～249日）の基準単価は、開設日数にかかわらず同額となっており、運営実態に応じた制度となっていないことから、安定した経営につながるよう、249日を基準とし日数に応じた減額や、長期休暇等に開設している場合の加算を行うなど単価設定の見直しが必要です。
- ② 小規模であっても、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援する必要があります。
- ③ ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- ④ 共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を里親に係る措置費の支弁対象とすることが必要です。
- ⑤ 地域の実情やニーズに応じた子育て支援を行うには、経験やスキル等が求められることから、人材育成に継続的に取り組む必要があります。また、地域において、都道府県や市町村、企業、団体等多様な主体が連携し、子育て支援をする人材を広く養成する必要があります。
- ⑥ 祖父母の子育て支援を後押しすることが必要となる一方、子育て世代のすべての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4:男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり①】

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

11 子育て期女性の就労に関する支援

- (1) 女性が希望に応じて働き続けることができる職場環境の整備に向けて、国においても育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用の徹底を図ること。
- (2) 女子学生の生涯を通じた就労継続に向けた意識醸成のため、高等教育機関における女子学生を対象としたライフプラン・キャリア教育および就職支援を進めること。
- (3) 高等教育機関が、産学官連携により、卒業生に対する再就職・復職に向けた相談支援や、地域の女性に対する再就職時の学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなど、地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施できるよう、財政的な支援制度を創設するとともに、国においても取組の推進を図ること。
- (4) 子育てをしながら再就職を希望する女性からのニーズが高い、託児付きの就労相談について、マザーズハローワークにおいて職業紹介と合わせてワンストップサービスとして提供できるよう、マザーズハローワークでの実施体制の整備・推進を図ること。

《現状》

■ 本県が実施した「みえ県民意識調査」では、「子どもができれば仕事をやめ、時期がきたら再就職する」中断再就職型の比率が全国平均より高いものの、仕事と子育てが両立しやすい場合では「子どもができてずっと働き続ける」継続型比率が高くなります。また、平成 25 年度に実施した「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」では、7割以上の女性が「結婚・出産のため自主的に仕事をやめる」という選択をしており、主な離職理由として「恒常的な時間外労働」、「子育て支援サービスの不足」等が挙げられていますが、一方で、「みえ県民意識調査」では、20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、専業主婦等の潜在的な就労ニーズが高いことから、子育てをしながら働き続けられる職場環境整備が望まれています。

このような状況の中、育児休業を十分活用せず離職し、乳児を抱えながら改めて就職活動を行う子育て中の女性が増加する一方、地方の中小企業においては、少子化により企業の技術や文化を継承する人材確保が困難な傾向にあり、女性の就労継続が期待されていますが、中小企業・小規模企業では女性の活用や助成制度に関する認識が希薄なため、既存制度の活用に至っていません。

本県においては、女性特有の能力を生かした先進事例や助成金制度の紹介等により、企業における子育て女性の雇用促進への啓発を行っています。

■ 20歳代女性の41.6%が結婚後に専業主婦を希望（国立社会保障・人口問題研究所による第5回全国家庭動向調査 2013年調査）していますが、「みえ県民意識調査」では20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、再就職へのニーズは高くなっています。しかしながら、再就職時には非正規雇用となる割合が高く、高等教育や前職で得た女性の高いスキルが地域経済に生かされておらず、子育て世帯の経済基盤の不安定化の要因にもなっています。一方、女子学生に対して高等教育機関においてライフプラン・キャリア教育を実施し、労働政策や生涯賃金等社会保障制度の情報提供をすることによって、就労継続を望む割合が増え

る傾向があります（平成 25 年度高田短期大学杉浦礼子教授「短期大学におけるキャリア教育の必要性」）。

本県では、今年度から新たに、ロールモデルの提示や企業との意見交換・ワークショップの開催等により女子学生や再就職後のパート労働の女性等に対して、キャリアデザイン・ライフプラン形成の支援に取り組んでいます。

- 平成 25 年度に本県が実施した「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」では、再就職にあたっての不安として、多くの女性が前職からの離職ブランクやスキル不足を挙げており、学び直しの機会を必要としています。また、再就職後は非正規雇用となる傾向があり、再就職や非正規雇用から正規雇用への移行など、子育て期女性が安定就労を継続するためには、より充実した学習機会の提供、きめ細かな相談体制の充実が求められています。本県では、OJTとOFF-JTを組み合わせた再就職支援プログラムにより子育て期女性の再就職支援に取り組んでいます。さらなる子育て期女性の安定就労に向けて学び直し講座の提供等により新たなキャリアアップ支援に取り組めます。
- 子育てしながら再就職を希望する女性にとっては、仕事と育児等の両立に向けて、個々の条件等に応じたきめ細かな相談支援や職業紹介が必要となっています。本県では、県単独でニーズの高い託児サービス付きの就労相談を実施していますが、これを国または国および都道府県がハローワークの職業紹介とのワンストップサービスとして実施し、より利用者のニーズに沿ったサービスを提供していくことが求められています。

《課題》

- ① 女性の年齢別就業率を表すM字カーブの解消に向けて女性が希望に応じて就労継続できる職場環境の整備を進めていくためには、短時間労働、育児休業など、柔軟で多様な働き方を保障するため、育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用に向けた周知徹底を図ることが必要です。
特に、地方の中小企業・小規模企業に対して、育児休業制度の活用促進や、女性活用を支援する既存制度（両立支援助成金制度等）の周知徹底など、企業における女性活用を啓発するとともに、地域の中小企業ニーズに合わせた離職防止および復帰支援等の充実を図る必要があります。
- ② M字カーブを解消し、女性の高いスキルやキャリア等を地域経済の活性化に生かし、子育て世帯の安定的な経済基盤を確保するためには、女子学生が就労前から働くことに関する意欲・認識を高め、自己のライフプランを設計できるようライフプラン・キャリア教育の充実を図り、女性自身の就労に対する意識改革を促し、離職を防止する必要があります。
- ③ 再就職に向けた学び直し等、キャリアアップ・スキルアップ支援の充実については、本県においても取り組んでいるところですが、地方の高等教育機関において女性も含めた地域人材の一体的な人材育成・マッチングを実施し、安定した地域人材の確保に取り組めるよう実施体制の整備を図るとともに、財政的な支援制度を創設するなどの取組が必要です。
- ④ 本県においては、県単独で託児サービス付きの就労相談を実施していますが、これを国または国および県がハローワークの職業紹介とワンストップサービスとして実施することにより、求職中の子育て期女性のニーズに対応していくことが必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課

関係法令等 労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

両立支援等助成金支給要領、地域若者サポートステーション事業実施要綱、若年者のためのワンストップサービスセンター事業実施要領

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4：男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

12 男性の育児参画の推進

- (1) 男性の育児参画に関する啓発活動を実施するとともに、子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりが進むよう、企業等に対する働きかけを強めること。
- (2) 自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が関わるための環境づくりなど、地方自治体が独自に実施する男性の育児参画を推進する取組への財政的支援を拡充すること。

13 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

- (1) 企業等に対して、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止の取組と支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に関して働きかけを強めること。
- (2) 精神的な嫌がらせを含むマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けるよう法整備を行うこと。
- (3) 地方が効果的に啓発を実施できるよう、都道府県別にマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの実態を把握する調査を実施すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業にとって生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながるなど中小企業経営者の意識改革を図るための働きかけを、労使・経済団体等と連携し全国展開すること。

《現状》

- 夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲が低下するという調査結果があります。各家庭における男性の育児参画のあり方については、家族や夫婦で話し合って決めていくことが大切ですが、本県では、「子どもの生き抜く力を育てる『育児男子』」を育成することを「みえの育児男子プロジェクト」のポイントの一つに位置付けて、さまざまな取組を進めています。平成26年度には自然環境を生かした「父子キャンプ」を開催し、参加者からは「父子の絆が強まった」、「子どものたくましさを実感できた」などの声が聞かれました。
- 職場において長時間労働やパタニティ・ハラスメント等も存在する中で、本県の男性の育児休暇取得率は4.2%（平成25年度）であり、女性の取得率81.1%と比べかなり低く、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあります。地域の絆の希薄化が進む中で、女性の育児に関する負担感は大きくなっています。
- くるみん認定制度については、企業の次世代育成支援の取組を進めるため、建物等の割増償却が受けられる税制上の優遇措置があり、平成27年度からはプラチナくるみん認定や税額控除の対象が拡大されるなど取組が進んでいますが、中小企業にとっては行動計画策定の事務負担や建物等の設備投資の機会が少ないなど、大手企業に比べて制度を利用するメリットが少ない状況です。そのため本県では、中小企業の優れた子育て等に関する取組や制度を掘り起こし、PRしていくため、企業子宝率調査を行い、優秀な企業を表彰する取組を進めています。

- 事業主に「マタニティ・ハラスメント」「パタニティ・ハラスメント」の言葉は徐々に浸透してきてはいますが、その防止のための取組が積極的に行われるまでには至っていません。
- 日本労働組合総連合会が平成 26 年 5 月に公表した「第 2 回マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」の結果では、働きながら妊娠した女性のうち、4 人に 1 人 (26.3%) がマタニティ・ハラスメントを経験しています (平成 25 年 5 月に実施の第 1 回調査では 25.6%)。また、経験者が受けたハラスメントは、「妊娠中や産休明けなどに心無い言葉を言われた」が 10.3% と最も多く、次いで「妊娠を相談できる職場文化がなかった」が 8.2% となっています (複数回答可で選択肢から選択)。
- 本県では、休暇の取得促進や残業時間の削減、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として認証・表彰するとともに、優れた取組事例をセミナーで紹介するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進しています。
また、長時間労働の抑制や休暇の取得促進については、厚生労働省に「長時間労働削減推進本部」、都道府県労働局に「働き方改革推進本部」が設置され、労使団体等への協力要請が行われています。本県では、労働局や労使団体等と連携し、働き方改革に向けた共同宣言を行うことで機運醸成を図っています。

《課題》

- ① 夫婦が希望する数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっています。
- ② 自然体験を通して子育てに男性が関わることができるよう、自然との触れ合いの場、遊び場等の確保等の環境づくりが必要です。
- ③ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの被害の実態に比べ、企業を対象とした防止啓発セミナー等への参加はまだまだ少なく、国による企業等に対する積極的な働きかけが必要です。
- ④ 本県では、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けて、中小企業等が行う意識醸成事業への助成などの啓発に取り組んでいるところですが、精神的な嫌がらせに関して事業主が講ずべき措置等を義務付ける規定に関連する法律に整備する必要があります。
- ⑤ 現状では、県内のマタニティ・ハラスメントの実態は労働局雇用均等室への男女雇用機会均等法に係る相談状況から類推するしかなく、パタニティ・ハラスメントの実態も同様に育児・介護休業法に係る相談状況から類推するしかないことから、国による全国的な実態調査の実施が必要です。
- ⑥ 本県では、「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度や働き方改革を推進するためのセミナー開催などの取組により、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は増加傾向にあります。規模が小さい企業ほど積極的な取組が少ない傾向にあることから、経営者の意識改革など中小企業への取組促進が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、環境生活部男女共同参画・NPO課、雇用経済部雇用対策課
 関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その5:支援を必要とする子どもを守る社会づくり①】

【提言・提案事項】 制度・予算

(厚生労働省)

14 児童虐待の防止

- (1) 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士や警察官OB等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実を図ること。
- (2) 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な財政状況にあるため、市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実させること。
- (3) 児童虐待のリスクが高いと考えられる居所不明児童を解消するため、当該児童の情報を国で一括管理するシステム等を構築すること。

15 家庭的養護の推進

- (1) 要保護児童の里親委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、普及・啓発を行うとともに、施設入所児童の里親委託を促進するため、里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実を図ること。
- (2) 職員配置基準は引き上げられたものの、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件を緩和するため、さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実を図ること。
- (3) ファミリーホームの設置促進と運営の安定化を図るため、措置費制度を現員払いから定員払いに変更すること。
- (4) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。(再掲)
- (5) 特別養子縁組成立前の監護期間中に育児休業が取得できるよう、育児休業法の改正を行うこと。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成25年度の件数は1,117件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。このため、本県では、児童虐待による死亡等重篤な事案の発生を防ぐため、子どもの安全を最優先に行動できるよう、児童相談所に児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断を行うためのツール（リスクアセスメントツール）を平成25年度に開発し運用しています。また、平成26年度には、一時保護後、家庭復帰する場合の支援を導き出すツール（ニーズアセスメントツール）を開発し平成27年度から運用することとしています。
- 県内の市町においては、児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は29市町中8市町のみ（平成26年度）です。
このため、本県では、県内市町における児童相談体制の強化、人材育成のため、各市町の実情を詳細に把握し、必要な支援に取り組んでいます。
- 厚生労働省の「居住実態が把握できない児童」に関する調査において、県内各市町が近隣市町、要保護児童対策地域協議会構成機関等のほか、地域住民の協力を得るなどして所在確認を行いました。依然として居所不明児童が1人います。
- 里親委託にあたっては親権者または未成年後見人の同意が必要ですが、実親の先入観等から同意が得られないケースも多くあります。一方、国民の間には、里親についての誤解が見受けられます。

(平成 26 年 12 月 1 日現在 本県の里親委託児童数 79 人 うち養育里親委託児童数 44 人 (56%))

また、県内の児童養護施設 15 施設のうち、12 施設が里親支援専門相談員を配置しています。本県では、施設入所児童の里親委託を推進するため、平成 27 年度から、施設入所児童を里親委託につなげた施設が行う里親・子どもへの支援に対する活動費を補助しています。

- 児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成 27 年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットリーダーの配置および児童指導員等の加配への補助を行っています。
- 県内で運営されているファミリーホームは 3 か所ありますが、措置費が現員払いのため委託児童数の変動により運営が不安定です。
- 里親から放課後児童クラブの利用希望が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。
- 特別養子縁組は、成立前に 6 か月間の監護期間が必要ですが、監護期間中はいわゆる法律上の子でないことから、育児休業法に基づく育児休業が認められておらず、事業主が独自に制度を設ける必要があります。本県においては、県職員等を対象に平成 27 年 2 月から同監護期間において育児休業等に相当する独自の制度を運用しています。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等に係る役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 居所不明児童の調査については、県域を越えての調査も必要となることから、そうした親子・児童の情報が漏えいすることなく、所在が確認できるシステムの構築が必要です。
- ④ 里親委託を推進していくためには、養育里親への委託をより一層増やしていく必要があります。そのためには、里親制度や里子に対する正しい理解を国民全体に広めていく必要があります。本県においても里親制度の普及啓発に取り組んでいますが、誤解を解消し、正しい理解を増進するには国を挙げた取組が不可欠です。

また、施設入所児童の里親委託を促進するため、里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実が必要です。

- ⑤ 平成 27 年度から職員配置基準が引き上げられたものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、経験の浅い職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもの対応等に関して、1 ユニット 3 人程度の職員では必ずしも十分とは言えない状況にあり、職員体制のさらなる充実が必要です。
- ⑥ 家庭的養護を推進していくためには、ファミリーホームを増やしていく必要があります。運営の安定化に向け、措置費の定員払い化が求められています。
- ⑦ 共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。
- ⑧ 家庭的な環境での子の養育を進めるため、また、特別養子縁組を希望する共働き夫婦の就業継続を支援するため、特別養子縁組成立前の監護期間について、育児休業法に基づく育児休業制度を導入する必要があります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その5：支援を必要とする子どもを守る社会づくり②】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

16 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 発達障がいに関する診療ニーズが高まる中、発達障がい児に専門的に対応できる児童精神科医等の養成の拡大に向けて取り組むとともに、小児科医、精神科医による診療連携体制の整備に向けた支援の充実を図ること。
- (2) 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、地域生活支援事業に、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）に係る支援制度をメニューに追加するなど、必要な予算措置を行うとともに、同事業の総額予算の十分な確保に努めること。

17 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困実態が分かるような調査を実施するとともに、地域の实情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 子どもの貧困対策が推進されるよう、民間資金を活用した支援など、国民の幅広い理解と協力の下に推進されるよう取り組むこと。
- (3) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付期間の延長と給付額の増額を行うとともに、児童扶養手当の2人目以降の子どもへの加算金額について増額すること。
- (4) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。（再掲）

《現状》

- 児童精神科医療施設である県立小児心療センターあすなろ学園では、レジデントの受入など児童精神科医の養成に加え、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域で発達障がい児等への支援の核となる専門人材の育成を支援するとともに、発達障がい児等に対する支援ツールである「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入等、全国に先駆けた取組を進めています。さらに、これらの取組の総合拠点となる「こども心身発達医療センター（仮称）」の整備を行っています。しかしながら、同学園の勤務医や連携できる医療機関の不足から増加する診療ニーズに対応しきれず、長期の診療待機患者が発生しています。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の实情をふまえた子どもの貧困対策が策定されるよう、国は情報提供等の適切な支援や、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。また、「官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開」に取り組むこととされています。
- 高等職業訓練促進給付金は、平成24年度以降の適用分について給付額が減少し、平成25年度からの適用分については、支給期間が2年に短縮されました。
また、平成26年に実施した三重県ひとり親家庭等実態調査では、母子世帯の就労収入は200万円未満の方が6割となるなど厳しい状況にありますが、児童扶養手当の第2子以降の加算額が少なく、十分ではありません（第2子5,000円、第3子以降3,000円）。

- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。

《課題》

- ① 発達障がいに関する支援ニーズが高まる中、発達障がい児に専門的に対応できる児童精神科医等の養成の拡大とともに、小児科医、精神科医による診療支援体制の確立により対応していく必要があります。併せて、市町村において支援を行う専門人材の育成が急務となっていますが、長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また、国の制度にも支援メニューがない状況であることから、地域生活支援事業への市町村職員の長期研修に係る支援メニューの追加（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）といった予算措置と事業費総額の拡大（支援ツールの導入等については支援メニューにあるものの現在の予算総額の中では取組が困難）が必要です。
- ② 本県では、子どもの貧困対策計画を策定中です。計画策定にあたり、国から生活保護世帯に属する高等学校等進学率の都道府県別状況等指標が順次示されているところですが、子どもの貧困の実態は見えにくく、わかりにくいいため、子どもの貧困率などのさらなる情報提供や今後の取組への支援が必要です。
- ③ ひとり親家庭の就業を支援するため、高等職業訓練促進給付金を増額するとともに、就学期間に見合った給付期間となるよう見直しが必要です。また、第2子以降の児童扶養手当の加算額を増額し、ひとり親世帯の収入の増加を図る必要があります。
- ④ ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、発達支援体制推進PT、教育委員会事務局生徒指導課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～①

(内閣府、厚生労働省)

「地方目線」の少子化対策 ～希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン～

めざすべき社会像 結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重
 家族形成は当事者の判断が最優先されるという原則に立ったうえで、おおむね10年後を目的に、
 現在1.49である合計特殊出生率を、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(希望出生率:1.8台)に引き上げる

みえ
 出逢いたい
 産みたい
 育てたい
 スマイル

- 5つの原則
- (1)子どもの最善の利益を尊重する
 - (2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される
 - (3)人や企業、地域社会の意識を変える
 - (4)「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
 - (5)子どもの育ち、子育てを地域社会で支える

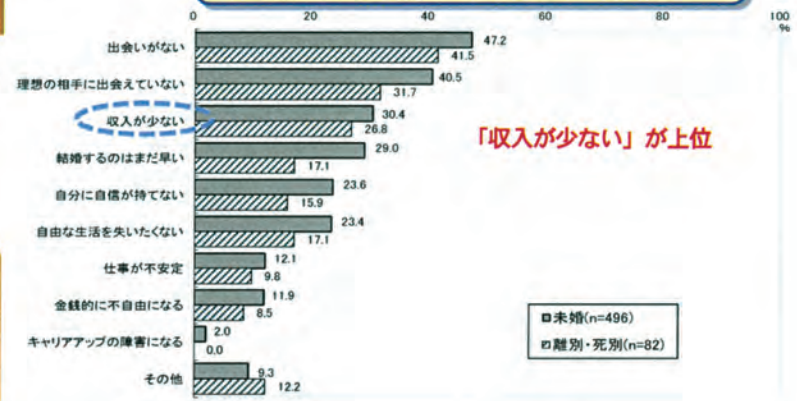
実現に向け、
 取組を加速化!

県の少子化対策関連予算

26年度(少子化対策元年)
政策的経費88.2%増!
 27年度(少子化対策Ver2)
総額をさらに3.4%増!



結婚していない理由 (第3回みえ県民意識調査)



若者と企業のミスマッチ防止取組必要

【本県の取組状況】

- ・ジョブカフェ(おしごと広場みえ)の機能強化
- ・相談体制やセミナーの充実
- ・若者と企業の相互理解のため、インターンシップの強化

・大学卒業後、31.4%の若者が3年以内に離職



ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保

【提言・提案項目】

- (1)「地方目線」「当事者目線」で、地方がその地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策が**継続的に実施できる**よう、地域少子化対策強化交付金を**恒久化・拡充**するとともにさらなる**弾力的な運用**を行うこと。
- (2)出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、**これまでの延長線上にはない規模**の少子化対策を講じるための**財源を確保**すること。
- (3)結婚に関する希望を実現できるよう、特に地方でニーズの高い婚活イベントなど自治体や民間団体等が行う**多様な出逢いの場の構築等への財政的支援**を行うこと。

若者の雇用対策

【提言・提案項目】

- (1)若年者のための**ワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)**を充実するため、**若年者地域連携事業の予算増額**を図ること。
- (2)地元企業の魅力体験を通じた、就職時のミスマッチ防止のために**地方自治体**が実施する**大学生等のインターンシップに関する取組**に対し、**財政的な支援制度を創設**するとともに、**「トライアル雇用奨励金」の予算増額**を図ること。

【健康福祉部・雇用経済部】

出逢いの支援

【提言・提案項目】

- (1)出逢いを支援する**コーディネーターやサポーター等の全国展開に向けた認定制度や、結婚支援に積極的な企業や団体等の顕彰制度などを創設**すること。
- (2)結婚や家族を形成することについて、前向きな機運を醸成するため、メディアを活用した**ポジティブキャンペーン**を行うこと。

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～②

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

ライフプラン教育の推進

【提言・提案項目】
晩婚化・晩産化が進む中、子育ての希望がかなうよう、家庭生活や家族の大切さ、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識等の習得のため、**小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手職員等を対象としたライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。**

平成27年度思春期ライフプラン教育事業

各年代の発達課題に合わせ、正しい性や妊娠・出産の知識を男女ともに持てるよう支援する。

未来のババママ啓発事業
各市町の成人式または婚姻届提出時に性や妊娠・出産、妊娠適齢期が記載されたパンフレットを配付



赤ちゃんふれあい体験事業
命の大切さ、家族感の醸成

ライフプラン教育
命の大切さ、家族感の醸成、妊娠の適齢期、望まない妊娠、性感染症の予防

ライフプラン教育アドバイザー派遣事業
企業等の若手職員等対象

命の教育セミナー
命の大切さ、家族感の醸成、妊娠の適齢期、望まない妊娠、性感染症の予防

大学生を対象としたライフプラン教育
目的：就職目前の世代に働き方、キャリア形成に加え、健康管理、性や妊娠・出産の知識(妊娠適齢期)の提供 * 27年度新 県内最大9大学予定、男女共同参画NPO課と協働、5月頃～順次大学にPR予定

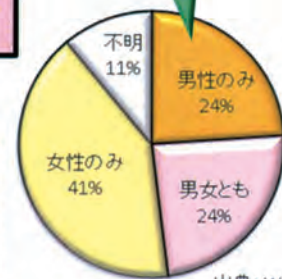
不妊に悩む家族への支援

【提言・提案項目】

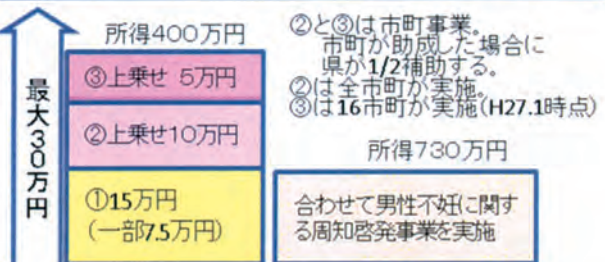
- 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等**経済的支援の拡充**を図るとともに、**不育症に対する公的助成制度を創設**すること。
- 男性不妊についての知識の普及と啓発**に取り組むとともに、男性不妊治療に対する**経済的支援の拡充**を図ること。
- 医療機関における相談支援の充実を図るため、**不妊症看護認定看護師資格の取得について支援**すること。
- 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう**、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、**治療に関する正しい知識の普及**を通じて周囲の理解を促し、**企業における休暇制度の導入**を働きかけること。

都道府県初!

不妊の原因の半数は男性にもある!



平成26年度から男性不妊治療費助成事業を開始
①特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円
②夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
③男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ(新規)



平成27年度からは一般不妊治療費助成事業(対象:人工授精)を開始 ※市町事業

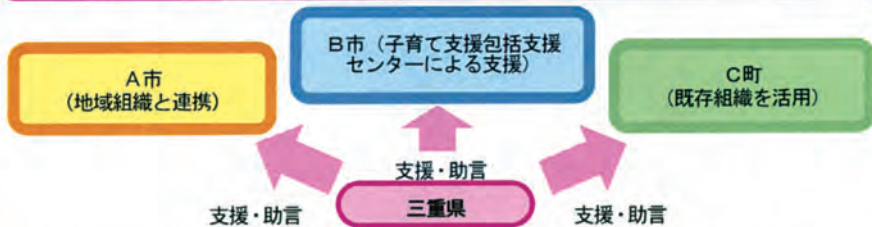
保険適用外部分をフルパッケージで支援

○広く知られていないため、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査・治療を行うことが多く、経済的、精神的な負担となる。
○男性不妊治療を伴う不妊治療には特に高額な治療費がかかる。

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【提言・提案項目】
市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、**都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を行うこと。**

出産・育児まるっとサポートみえ (三重県版ネウボラ)



県庁の母子保健体制構築アドバイザーによる支援
4つの視点 (①継続的な支援、②ワンストップの支援、③予防的支援、④家族支援)

【健康福祉部・環境生活部・教育委員会事務局】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～③

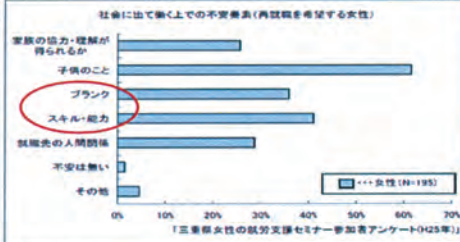
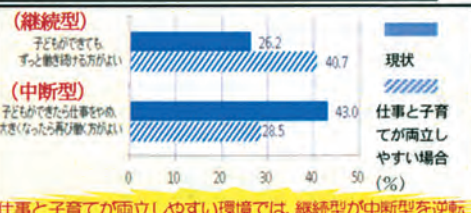
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

子育て期女性の就労に関する支援

【提言・提案項目】

- 女性が希望に応じて働き続けることができる職場環境の整備に向けて、国においても**育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用**の徹底を図ること。
- 女子学生の生涯を通じた就労継続に向けた意識醸成のため、高等教育機関における女子学生を対象としたライフプラン・キャリア教育および就職支援を進めること。
- 高等教育機関が、産学官連携により、**卒業生に対する再就職・復職**に向けた相談支援や、**地域の女性に対する再就職時の学び直し**などのキャリアアップ・スキルアップ支援、**地域企業との人材マッチング**など、**地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施できるよう、財政的な支援制度を創設**するとともに、**国においても取組の推進**を図ること。

職場環境による就労意識の変化 (第3回みえ県民意識調査)



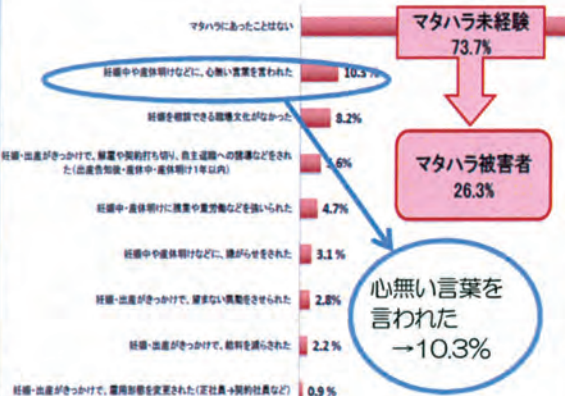
幼児教育・保育の充実

【提言・提案項目】

- 幼児教育の無償化**に引き続き取り組むとともに、**幼稚園、保育所および認定こども園**について、同時入所等の制限をせずに**第2子、第3子の保育料を無料化または軽減**を図るなど、**多子世帯を応援する取組を推進**すること。
- 質の高い就学前教育を提供**するためには従事者に対する資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や10年経験者研修が定められている**幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭(3～5歳児担当)**と同様に、**保育士にも必要な研修を受講**させること。

企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

Q.あなた自身職場で「マタハラ」の経験はありましたか? また、それはどのような「マタハラ」でしたか。選択肢からお選びください。(複数回答可、妊婦経験者のみ回答 n=319)



昨年の25.6%と比較して大きな変化はなかった

出典:「第2回マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」(平成25年5月、日本労働組合総連合会)

男性の育児参画の推進

【提言・提案項目】

- 男性の育児参画に関する啓発活動**を実施するとともに、子育てに男性が積極的に関わることができる**環境づくりが進むよう、企業等に対する働きかけを強める**こと。

ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ

イクボス宣言



【本県の取組】

- ※親目線の家事・育児分担である「イクメン」だけでなく、子どもの成長を重視して育児に関わる男性を「育児男子」と位置付け、さまざまな取組を推進しています。
- ・「ファザーリング全国フォーラム in みえ」
 - ・「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」
 - ・「企業子宝率調査」
 - ・ワーキングパパと知事との育児男子トーク
 - ・「みえの育児男子アドバイザー」養成 など

【健康福祉部・環境生活部・雇用経済部・教育委員会事務局】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～④

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

子どもの貧困対策

【提言・提案項目】

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国は**地域の子どもの貧困実態が分かるような調査を実施**するとともに、地域の实情に応じて**地方自治体が行う施策への十分な財政措置**を行うこと。
- (2) 子どもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、**民間資金を活用した支援など、国民の幅広い理解と協力の下に推進されるよう**取り組むこと。

【本県の取組（予定を含む）】

- ・子どもの貧困の実態を明らかにするための聴取調査の実施
- ・「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」の策定
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助

公立小中学校における要保護児童および準要保護児童に係る就学援助率（平成24年度）	
全国	三重県
15.64%	11.29%

家庭的養護の推進

【提言・提案項目】

- (1) 要保護児童の里親委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、**国を挙げた普及・啓発**を行うとともに、施設入所児童の里親委託を促進するため、**里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実**を図ること。
- (2) 職員配置基準は引き上げられたものの、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件を緩和するため、**さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実**を図ること。

【本県の取組】

- ・施設入所児童の里親委託につなげた施設への補助
- ・地域小規模児童養護施設や乳児院のユニットケアにおけるユニットリーダーの配置や児童指導員等の加配への補助

児童虐待の防止

【提言・提案項目】

- (1) 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における**弁護士や警察官OB等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準**を児童福祉司と同様に**児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実**を図ること。
- (2) 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な財政状況にあるため、**市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実**させること。

本県における養護の形態別要保護児童数

養護の形態	本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム
平成26年12月現在	411人(76.1%)	42人(7.8%)	87人(16.1%)
平成31年度末(5年後)	326人(60.4%)	98人(18.1%)	116人(21.5%)
平成36年度末(10年後)	250人(46.3%)	142人(26.3%)	148人(27.4%)
平成41年度末(15年後)	194人(35.9%)	166人(30.7%)	180人(33.3%)

【健康福祉部・教育委員会事務局】

【本県の取組】

- ・アセスメントツールの開発
- ・市町との定期協議
- ・市町へのアドバイザー等の派遣
- ・市町職員を対象とした研修の実施

三重県版アセスメントツール



リスクアセスメントツール

児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断を行うためのツール

ニーズアセスメントツール

一時保護後、家庭復帰する場合の支援を導き出すツール

アセスメントツールとは

ガイドラインとアセスメントシートから構成

ガイドライン



シート



4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えています。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大なゼロメートル地帯を抱える桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約8万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約5万8千人の避難者が発災1か月後でも残っているという想定結果となっています。また、同じゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県でも同様の被害が想定されます。
- 昭和34年の伊勢湾台風により、桑名市や木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の温暖化の影響等により、想定を超える巨大台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害を被り、南海トラフ地震と同様、長期にわたる多数の避難者が発生することが懸念されます。

《課題》

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を同地帯の排水等の応急復旧が完了するまでの間、周辺市町で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要となります。
- ② 県境を越える多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠ことから、現在、東海三県一市からなる防災対策連絡会議とも連携しながら、本県と関係市町が設置した「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、当該地域における津波および高潮からの広域避難計画の策定に向けた検討を進めているところであり、今後策定する計画の実効性を担保し、実用に耐えうるものとするためには、既存施設の改修を含む大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となるため、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進 (内閣府)

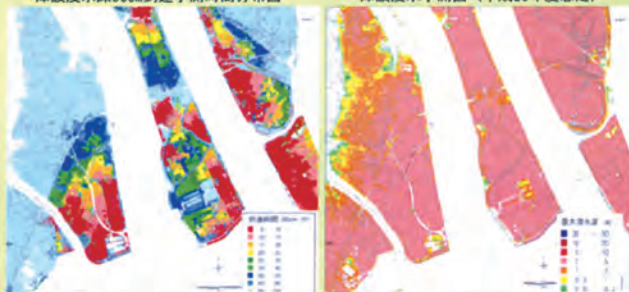
県北部海拔ゼロメートル地帯の現状

海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、**広大なゼロメートル地帯を抱える県北部の桑名市と木曾岬町において、発災1か月後でも約6~8万人の避難者が生じたまま**という想定結果となっている。また、同じゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県においても同様の被害が想定される。

津波浸水深30cm到達予測時間分布図

津波浸水深予測図 (平成25年度想定)

南海トラフ地震による想定避難者数(1ヶ月後)



市町名	理論上最大クラス(L2)		過去最大クラス(L1)	
	避難者総数	避難所への避難者	避難者総数	避難所への避難者
桑名市	約74,000	約22,000	約52,000	約16,000
木曾岬町	約6,600	約2,000	約6,400	約1,900
合計	約80,600	約24,000	約58,400	約17,900

南海トラフ地震による被害想定

昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、**海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなった**。近年では地球温暖化の影響等により、伊勢湾台風を超える規模の暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、このような規模の台風が襲来すると、**再び甚大な被害が発生することが懸念される**。



伊勢湾台風による建物・人的被害の状況

市町名	全壊棟数	死者数
桑名市	519	560
木曾岬町	95	314
合計	614	874

(出典：伊勢湾台風災害史(三重県))

伊勢湾台風(昭和34年)による被害

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要。
- ② 県境を越える多数の避難者を浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠なため、現在、県と関係市町が設置した協議会で、隣県・市とも連携しながら、当該地域の広域避難計画の策定に向けた検討を進めているが、計画の実効性を担保し、実用に耐えうるものとするためには、大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要。

必要な支援措置の例



東日本大震災時の避難所の様子(宮城県気仙沼市) 内閣府HPより

- 広域避難施設の整備に係る支援
- ・既存施設の改修も含む広域避難施設の整備
 - ・自家用車・バス等による集結を想定した駐車場の整備等



- 広域避難訓練の実施に係る支援
- ・避難者の移送に要するバス等の借り上げ
 - ・住民に訓練参加を呼び掛ける広報等

提言 木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

【防災対策部】

5 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を引き続き確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

《現状》

- 平成 27 年度の地方財政対策においては、地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を 0.1 兆円減と最小限にとどめ、地方の一般財源総額を 61.5 兆円とし、前年度を大幅に上回る額が確保されました。また、新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」には、歳出特別枠等の既存財源に新規財源 0.5 兆円を加えた、1.0 兆円が計上されました。
- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加する一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで完全に回復していません。
- 昨年末に閣議決定された「平成 27 年度予算編成の基本方針」には、「財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度（平成 32 年度）までに黒字化するという目標を堅持する」、「経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020 年度（平成 32 年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成 27 年の夏までに策定する」とされています。
- 地方交付税については、長年の懸案である法定率の見直しが一歩進められましたが、引き続き、地方交付税の原資について法定率分だけでは賅うことができない多額の財源不足が生じており、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賅っています。

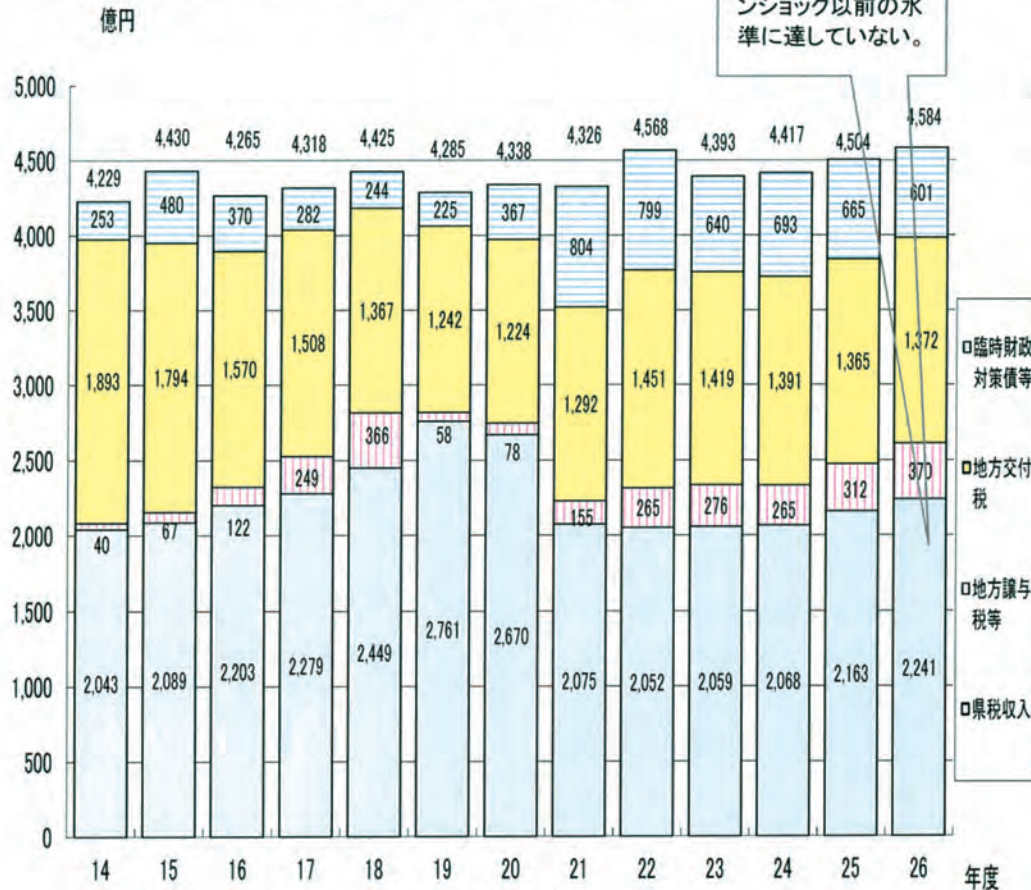
《課題》

- ① 地方の景気はリーマンショックから回復してきているとはいえ、未だ十分ではなく、国・地方の経済対策の効果を地域の隅々まで行き渡らせることが重要です。また、地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、さらには人口減少克服・地方創生のための施策を拡充・強化し、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、引き続き地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ② 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを更に進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

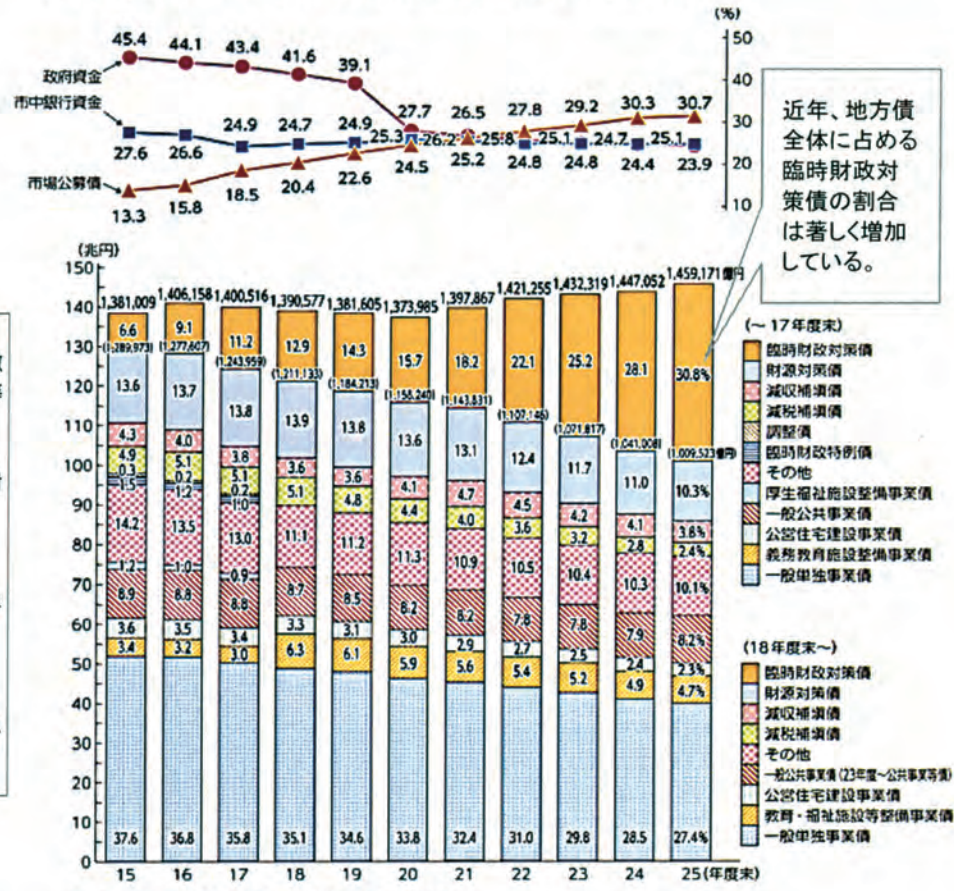
県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

5 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 (総務省、財務省)

本県の地方一般財源収入の推移(普通会計決算)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 政府資金は、平成20～25年度は財政融資資金である。
 3 財源対策債は、一般公共事業又は公共事業債に係る財源対策債及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 4 地方債現在高には減額一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない(第23図、第24図において同じ)。
 5 () 内の数字は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。
 (出典)平成27年版地方財政白書

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を引き続き確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

【総務部】

6 退職手当債の延長

(総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、その終了により急激な財政状況の悪化をもたらさないよう、平成 28 年度以降も一定期間延長すること。

《現状》

- 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 18 年 3 月 31 日改正）により、今後の大量退職に備えるため、平成 18 年度から平成 27 年度までの措置として、対象範囲を拡大した退職手当債の制度が設けられています。
- 団塊の世代の退職等の影響により、本県の退職手当額については、平成 19 年度以降、毎年 200 億円を超える高い水準で推移しており、資金手当である退職手当債に安易に頼らぬよう適切に行財政改革を推進したうえで、退職手当債を活用してきました。

《課題》

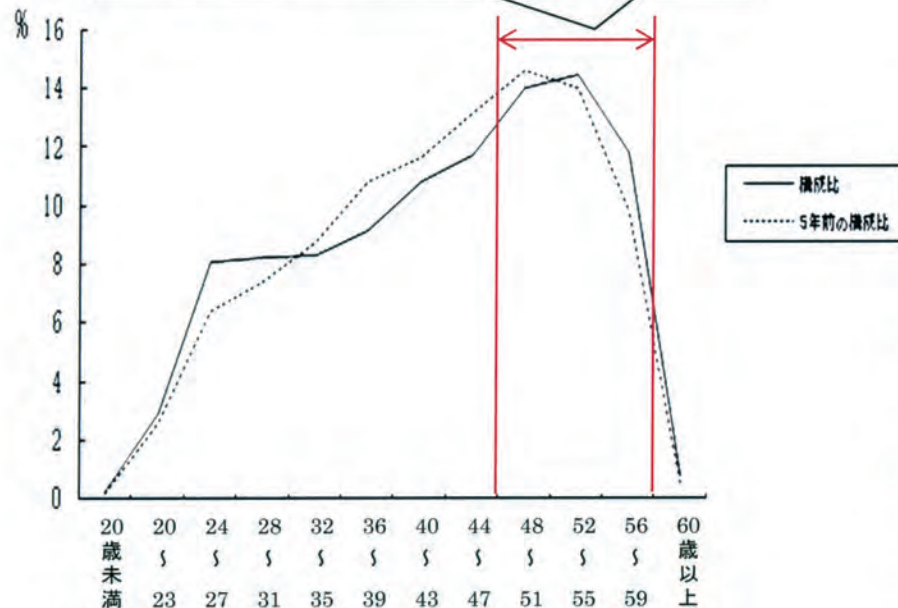
本県においては未だ大量退職者のピークを迎えておらず、ピークとなる平成 30 年度頃まで退職手当額が増え続け、その後もしばらくは高水準で推移することとなり、臨時的な財政需要が継続する見込みです。そのため、退職手当債の終了は本県の財政状況に相当大きな影響を与えるものとなります。

6 退職手当債の延長

(総務省)

三重県の年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

年齢別職員構成上、52歳～55歳がピークであり、今後、平成35年前後まで、高い水準で退職者が推移する見込み。



区分	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳
職員数	2,076人	2,468人	2,672人	3,058人	3,295人	2,696人

今後の退職手当額の推移(一般会計ベース)

近年、退職手当については、ほぼ毎年200億円を超えており、今後も同程度の高い水準で推移する見込み。

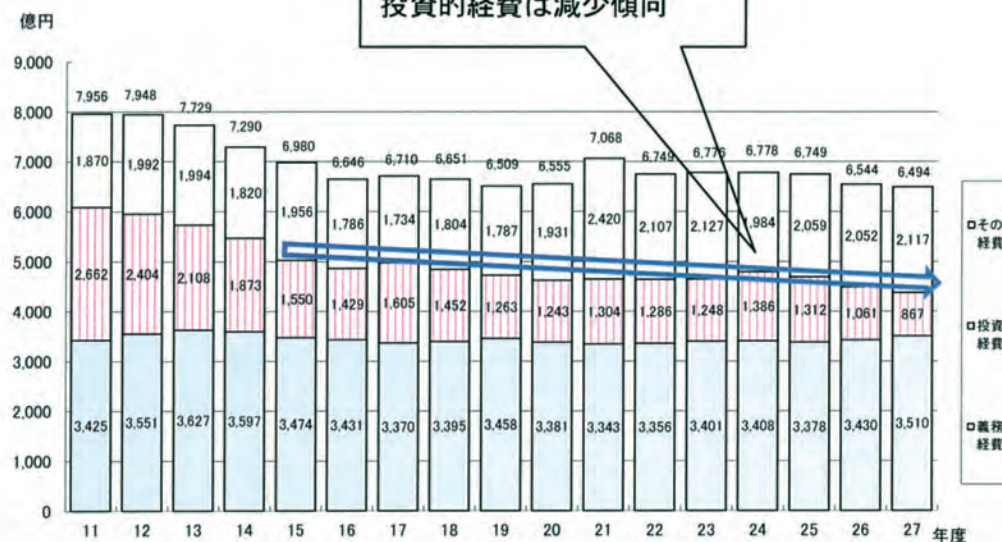
(単位:億円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
額	207	193	222	212	215	220

(注) H25は決算額、H26は最終予算額、H27は当初予算額、H28以降は試算額。

本県の歳出の推移(普通会計)

投資的経費は減少傾向



(注) 決算額(平成26年度は最終予算額、平成27年度は当初予算額)

【提言・提案項目】定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、その終了により急激な財政状況の悪化をもたらさないよう、平成28年度以降も一定期間延長すること。

【総務部】

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

医師および看護職員の確保等に向けた取組は、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、全国レベルで統一された仕組みの構築を進める必要があります。

1 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

- (1) 新たな専門医資格の取得に際し、医師不足地域の医療機関における研修を盛り込むよう、日本専門医機構および関係学会に働きかけること。
- (2) 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

2 看護職員の教育の充実

- (1) 高齢化などにより医療をとりまく状況が大きく変わりつつある中、看護職員(保健師、助産師、看護師)の効率的・効果的な育成のあり方について国として統一的な見解を示すこと。
- (2) 保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等に係る事務・権限の国から都道府県への移譲において、充実した財政的支援を行うこと。

《現状》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、日本専門医機構において新たな専門医制度の専門研修プログラムの整備基準の作成が進められています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、地域医療支援センターにおいて、これら若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平成16年度からの医師臨床研修の必修化をふまえ、医師としての基盤形成の時期に基礎的能力を養うため、全国で初期研修を実施しています。また、本県においても初期研修のマッチング者数が増加し、研修医の教育費用も増加傾向にあります。
※本県における初期研修医マッチング率・数(自治医科大卒除く)
:平成26年度 80.2% 101人(定員126人) → 平成27年度 76.5% 114人(定員149人)
- 現在、全国の医師数(50歳未満の病院勤務医師数)における女性医師の割合は約25%です。本県内においても約20%であり、子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が就業を継続し、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対する支援を行うとともに、院内保育施設の整備等の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度(女性が働きやすい医療機関認証制度)を実施することとしています。

- 本県の人口 10 万人あたりの看護職員数は、准看護師を除きすべて全国平均を下回っており看護職員の不足が深刻な状況です。このような中、平成 26 年度に看護職員確保対策検討会を設置し、本県の看護職員確保対策について具体的な検討を進めています。
- 看護職員の確保・定着を進めるため、本県では、病院内保育所運営支援や潜在看護職員の復職支援など総合的な人材確保や資質向上対策に取り組んでいます。
- 高齢化の進展、医療技術の高度化、医師不足等により、看護職員それぞれに求められる役割はより高度になっています。このような中、一部の看護系大学においては、学士課程で看護師に加えて保健師の教育が必修とされています。幅広い専門知識が得られ、看護師と保健師の資格を同時に取得できるという利点がありますが、最低限の単位の取得にとどまり必要な知識・技術が十分に身に付いていない可能性があり、卒業時の看護の実践能力に格差が生じています。また保健師として従事する者が少ないという現実があることから、必ずしも効率的・効果的な看護職員の養成カリキュラムとはなっていません。
- 地方分権第 4 次一括法による国からの権限移譲により、平成 27 年度から保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等にかかる事務・権限が都道府県の所管となり、専門的見地から指導監督を行う人材の派遣や職員の配置等、その体制の構築が求められています。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消するためには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、全国レベルで統一された仕組みの構築に向け、新たな専門医制度において、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、専門研修プログラムの中に一定期間地域医療へ従事する研修を含めた整備基準の作成を、日本専門医機構および関係学会に働きかける必要があります。また、初期研修医マッチング者数が増加する中、初期研修医に係る教育費用も増加しており、臨床研修費等補助金の安定的な予算の確保が望まれます。
- ② 医師不足の状況下において、医療機関における子育て中の医師等の勤務環境の整備をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを評価するなどの仕組みが必要です。
- ③ 限られた医療資源の効率的、効果的な配分の観点から、質の高い教育体制を整備し、ひいては看護職員が確保できるよう、現行のカリキュラムの現状・課題を分析の上、看護教育制度に適切に反映していく必要があります。
- ④ 質の高い看護職員を養成するためには、保健師助産師看護師学校養成所に対して指導・監督等をきめ細かく行っていく必要があります。円滑な権限移譲のためには専門家の派遣や都道府県における専門的人材の確保に対する支援などが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

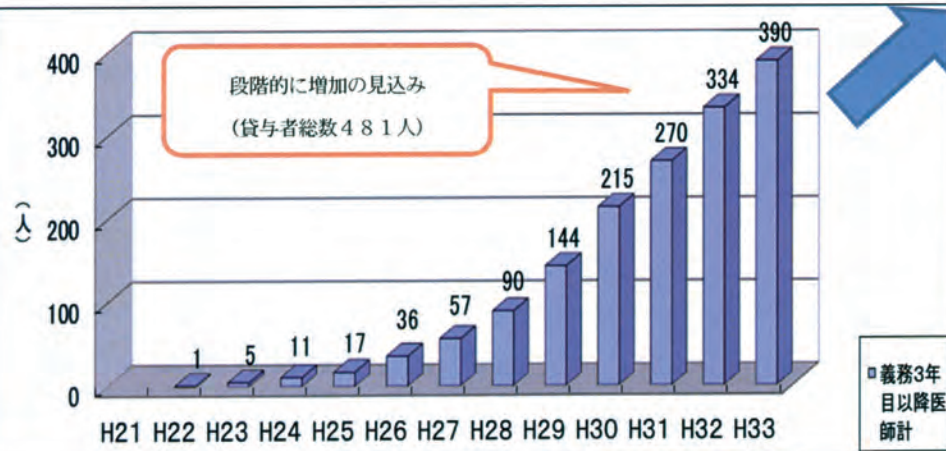
医師の不足・偏在を解消するための制度改革

【提言・提案項目】

- 1 新たな専門医資格の取得に際し、医師不足地域にある医療機関における研修を盛り込むよう、日本専門医機構及び関係学会に働きかけること。
- 2 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- 3 子育て中の医師等が就業を継続し、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

現状

三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数 (H21-H33推計)

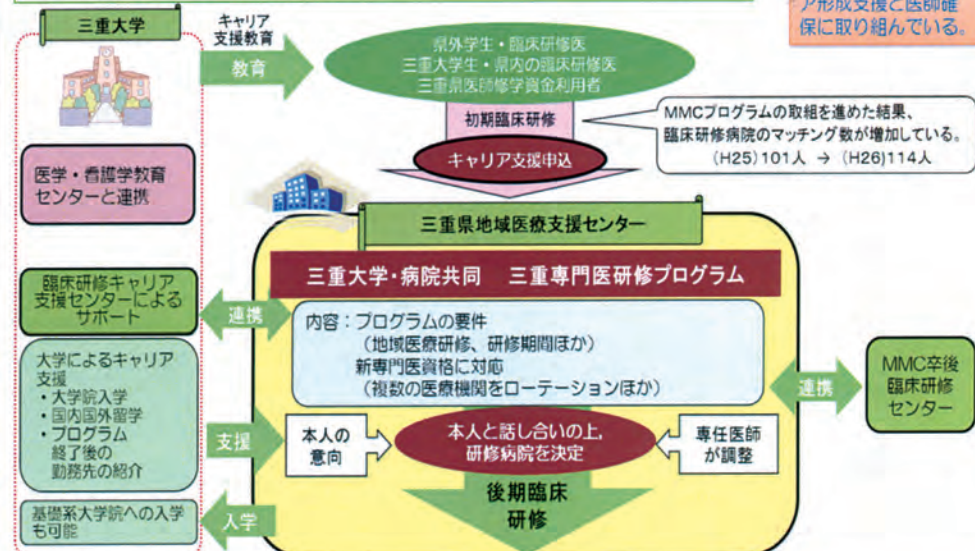


三重県地域医療支援センターのキャリア支援

【地域の課題】

- 人口10万人あたりの医師数(平成24年末)が全国平均(226.5人)より低く、37位(197.3人)となっている。
- 伊賀、東紀州地域の病院の医師数が少なく、産科や小児科の医師数が少ないといった地域及び診療科目の偏在がある。

三重県地域医療支援センター、三重大学、MMC卒業臨床研修センターが連携して、若手医師の県内定着を図るため、キャリア形成支援と医師確保に取り組んでいる。



若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の一体的な取組を実施

新たな専門医制度において、医師不足地域にも配慮された仕組みの構築が必要

【健康福祉部】

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

看護職員の教育の充実

【提言・提案項目】

- 1 高齢化などにより医療をとりまく状況が大きく変わりつつある中、看護職員（保健師、助産師、看護師）の効率的・効果的な育成のあり方について国として統一的な見解を示すこと。
- 2 保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等に係る事務・権限の国から都道府県への移譲において、充実した財政的支援を行うこと。

【本県の取組】

○看護学生の確保、養成に向け、看護学生に対する修学資金貸与事業や養成施設の専任教員養成、実習指導者研修、実習施設確保などの各種運営支援を行っています。また、病院内保育所運営支援の充実や医療機関による勤務環境改善の取組を支援しています。

○質の高い看護職員の養成と県内の看護職員供給体制、確保対策を総合的に検討することを目的として、平成 26 年度に看護職員確保対策検討会を設置し、具体的な検討を進めています。

【現状】

- 人口 10 万人あたり保健師数（都道府県順位）
全国平均 37.1 人 三重県 34.1 人（第 38 位）
- 人口 10 万人あたり看護師数（都道府県順位）
全国平均 796.6 人 三重県 766.0 人（第 35 位）
- 人口 10 万人あたり助産師数（都道府県順位）
全国平均 25.0 人 三重県 19.5 人（第 45 位）

国内の看護系大学における看護基礎教育課程

保健師・看護師教育課程



保健師教育課程を含め、看護系大学では教育課程が統一されていない

全国の保健師教育課程のある看護系大学の 8 割以上が選択制を導入している (H24 年 2 月時点)

統合カリキュラム

4 年間で全員が保健師・看護師

選択制

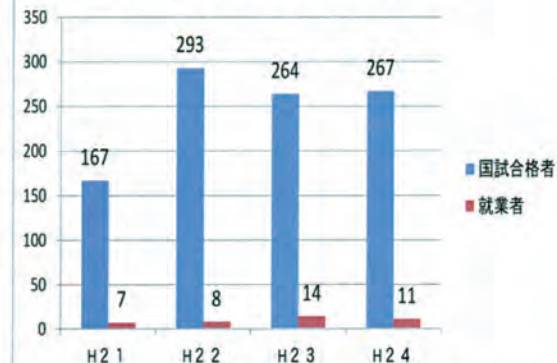
4 年間で保健師か看護師を選択

- ・大学院 修士課程
 - ・専門職大学院
 - ・大学専攻科
- 保健師は上乗せ 1 年
保健師は上乗せ 2 年

4 年間で全員が看護師

保健師国家試験合格者の内、保健師として就職するのはごくわずか

県内の保健師国家試験合格者と就業者



統合カリキュラム	選択制
保健師資格と看護師資格が全員取得できる	保健師教育が充実 公衆衛生看護を専門とする、保健師養成ができる
学生全員の臨地実習先の確保が必要であり、 実践的な実習にならない	選択した学生のみ公衆衛生看護実習となり、きめ細かな実習指導が受けられる
保健師資格取得への意識が学生により異なる	保健師としてよりモチベーションの高い人材が育つ
看護師教育は 97 単位、保健師教育を 25 単位とすることができると 保健師教育の単位が少なくなる	全員の学生：看護師教育 97 単位 一部の学生：看護師教育 97 単位と保健師教育 28 単位

現行のカリキュラムの現状・課題を分析の上、看護教育制度に適切に反映することが必要

【健康福祉部】

8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

《現状》

- リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については着工されました。
- 現在のJR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復したうえで、平成57年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」での活動のほか、本県と同じ名古屋以西の中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、大阪府、大阪市および関西の経済団体で構成する「リニア中央新幹線全線同時開業推進協議会」との連携を図りながら、全線同時開業に向けた取組を進めています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要ですが、JR東海の経営努力だけでは全線同時開業の実現が困難であることから、国による積極的な支援が不可欠です。
- ② 全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和48年の基本計画および平成23年の整備計画において、名古屋・大阪間の主な経過地は、『奈良市附近』と定められています。特に、この整備計画の策定にあたっては、平成2年から三重県・奈良県を含めて実施された東京・大阪間の地形・地質等の調査結果や、国の交通政策審議会において平成22年3月から20回もの審議を重ねて出された答申をふまえた上で、改めて『奈良市附近』と明記されたものです。このため、名古屋・大阪間のルートは、基本計画および整備計画に基づき東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ③ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

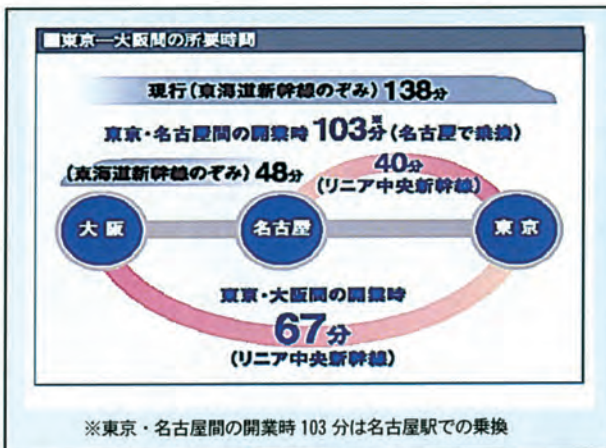
(国土交通省)

【課題】

リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要です。

【現状】

本県では、奈良県および両県の経済団体等と連携し、三重・奈良ルートによる全線同時開業に向けて取り組んでいます。



【リニア中央新幹線ルート概念図】



【提言・提案項目】

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【地域連携部】

9 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）の実現

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

《現状》

- 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として、着実にその役割と責任を果たしてきており、急速に進むグローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担うものとして、中部圏における産業経済の基盤強化に重要な役割を担うとともに、国内外の人・モノの交流の拡大を通じて、わが国全体の活力の維持・向上に大きく貢献しています。
- 平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画において、「中部国際空港については、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際航空貨物も含めた需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、フル活用ができるよう空港機能の充実を図る」と明確に位置づけられています。
- リニア中央新幹線が着工された中、中部国際空港は、首都圏と直結した巨大都市圏における、世界に通ずるわが国の国際ゲートウェイの一翼を担う国際空港として、その役割はますます大きくなっていきます。

《課題》

- ① 観光立国の推進、経済の国際競争力強化、国内外の人・モノの交流の拡大等の実現をめざしていく上で、国際航空需要や質的に新しい航空需要の増大に的確に対応するために、二本目滑走路の整備など中部国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ② リニア中央新幹線の開通による首都圏と直結した巨大都市圏の誕生という大きなインパクトの活用や、首都圏への一極集中による弊害を是正する国の中枢機能の分担などに、適切に対応することが必要です。
- ③ 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を絶好の機会ととらえ、さらなる観光立国の推進を図るべく、中部圏への訪日外国人 200 万人を目指すとともに、産業経済の発展を支える地域の航空物流をさらに拡大していくため空港機能を強化する必要があります。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

9 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現

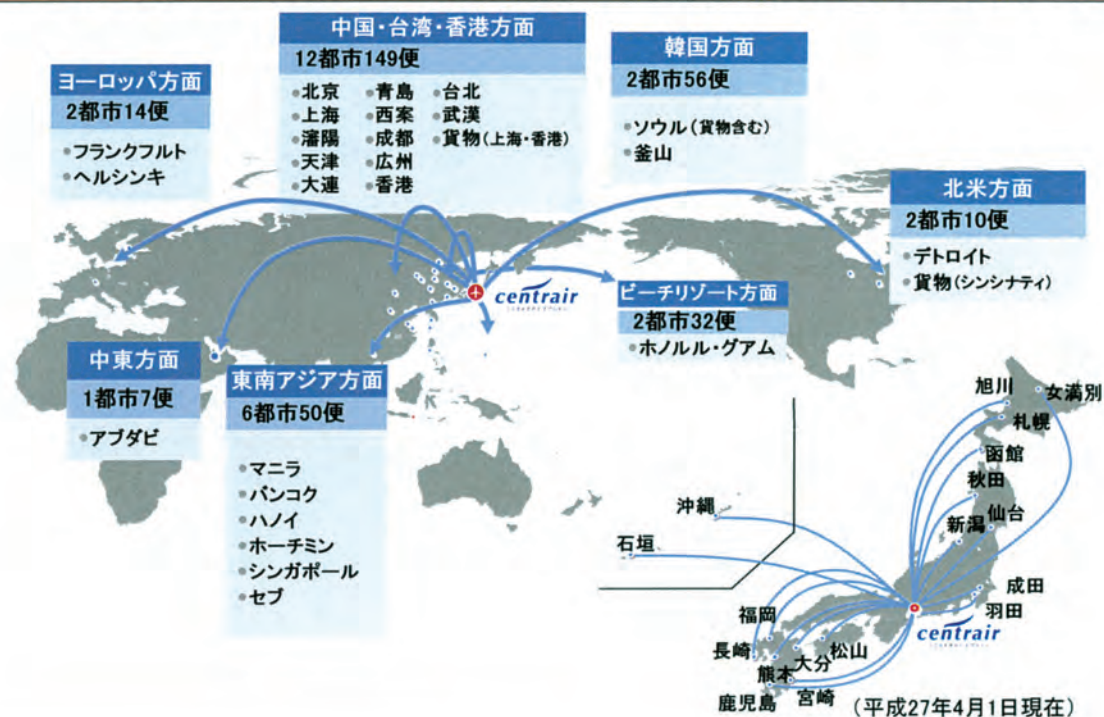
(国土交通省)

- ・航空需要の増大に的確に対応するために、国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ・国際拠点空港の世界標準である完全24時間化に向け、二本目滑走路の早期整備が必要です。
- ・リニアによる巨大都市圏の誕生や、首都圏一極集中による弊害是正に対し、適切に対応することが必要です。



中部国際空港のネットワーク

国際線:世界28都市に向け週324便運航(貨物28便含む) 国内線:国内18都市に向け1日77便運航



【提言・提案項目】

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

【地域連携部】

10 農地制度をより機能させるための体制等の整備

(内閣府、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農地の総量確保に関する国の農地目標面積および都道府県の目標面積設定基準については、国と地方が相互に協力して取り組める実効性のある目標に設定するとともに、地域の実情に適合した算定基準とすること。
- 2 農地転用に係る事務・権限が移譲される市町村の農林水産大臣の指定にあたっては、明確な指定基準を早期に示すとともに、農地の的確な目標管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられるようにすること。

《現状》

- 国では、地方の発意に根差した地方分権改革を推進するため、平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出されました。農地の総量確保（マクロ管理）については、国と地方が施策目標を共有し、互いに協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築するとされ、農地転用許可に係る事務・権限（ミクロ管理）については、4ヘクタールを超える農地転用について国との協議が残ったものの、都道府県と大臣が指定する市町村に移譲されることとなりました。
- しかし、農地の総量確保の仕組みや指定市町村の指定要件は今後制度設計されることとなっており、詳細は決定されていません。

《課題》

- ① 農地の確保のためには、国と地方がそれぞれの役割に応じて農地の確保に資する施策に適切に取り組むことが必要です。しかしながら、平成22年度に国が策定した農地目標面積は現実と乖離しています。同様に、各都道府県が策定した農地目標面積も多くの都道府県で達成できる見込みがありません。このため、次回、国が設定する農地目標面積は、農地確保の施策効果を適切に積み上げることで現実を見据えた合理的な目標とするとともに、地方も納得して取り組める目標とする必要があります。
- ② 今後、県内の市町が指定市町村の指定を受けられるよう支援していく必要がありますが、市町村の指定要件については、これから制度設計を行うとされており、詳細が示されていません。農地転用許可権限に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、意欲ある市町村への円滑な権限移譲が必要です。

県担当課名 農林水産部農地調整課
関係法令等 農業振興地域の整備に関する法律、農地法

10 農地制度をより機能させるための体制等の整備

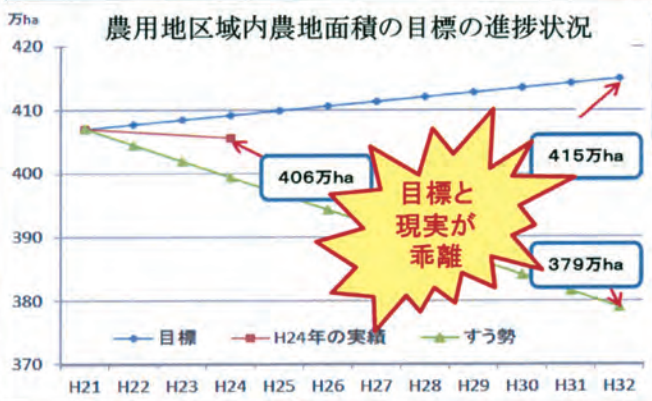
(内閣府、農林水産省)

現 状	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が平成27年1月30日に閣議決定</p> <p>◎農地の総量確保の目標について、 国と地方が施策目標を共有し、互いに協力して実効性のある農地総量確保の仕組みを構築</p>	<p>制度自体は今後設計されることとされており、 国と地方の協議体制や役割分担等が不明確</p>
	<p>◎権限が移譲される市町村の農林水産大臣指定について、 4haを超える農地転用について大臣協議は残ったものの、農地転用に係る総ての権限が都道府県と農林水産大臣が指定する市町村に移譲</p>	<p>許可権限に係る農林水産大臣の指定要件が未決定</p>

課題

- ・国が平成22年度に策定した農地の総量面積確保目標については、食料自給率の目標達成を主眼に置き、地方との議論が十分に行われないなど、目標設定のプロセスに課題があり、目標が現実と乖離しています。
- ・そのため、農地の総量確保の目標は、地域の実情および人口減少や食料消費構造の変化等を勘案し、国と地方で十分に議論をつくす必要があります。
- ・地方創生のため、地域の自主的・主体的なまちづくりが求められる中、農地の適正な管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられる制度設計が必要です。

農地制度の目指すべき姿	
総量確保の目標設定	許可権限の市町村への移譲
<p>地域の実情に適合した実効性のある目標にするため、農地確保の施策効果の積み上げ等について、国と地方が十分に議論をつくし、双方が納得して取り組める目標として策定する。</p>	<p>必要な農地を確保した上で、総合的なまちづくりを進めるためには、地域の実情を熟知した市町村が積極的に取り組むことが重要。そのため、農地の管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられる体制とする。</p>



- ＜許可権限の移譲に向けた三重県の取組＞
- ・市町や住民のメリットを整理
 - ・処理事務をまとめたハンドブックの提供
 - ・権限移譲後の相談体制の整備

三重県29市町のうち19市町に権限を移譲(66%)
これまで19市町において大きなトラブルはない。

- 提言**
- 1 農地総量確保に関する国の農地目標面積および都道府県の目標面積設定基準については、国と地方が相互に協力して取り組める実効性のある目標に設定するとともに、地域の実情に適合した算定基準とすること。
 - 2 農地転用に係る事務・権限が移譲される市町村の農林水産大臣の指定にあたっては、明確な指定基準を早期に示すとともに、農地の的確な目標管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられるようにすること。

11 地方創生につながる農山漁村の雇用創出に向けた規制緩和および支援の充実

【提言・提案事項】 制度・予算

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、農林水産省、国土交通省、経済産業省、中小企業庁)

農山漁村地域の雇用を創出し、地方創生につなげていくため、次のような規制緩和と支援措置を講じること。

- 1 6次産業化を促進するため、農家レストランを農業用施設として位置付けし、農用区域内への建築を容認すること。また、農家レストランを含む6次産業化施設については、使用する主たる材料の調達要件を緩和すること。
- 2 植物工場の設置が進むよう、床面コンクリート貼りの植物工場等について、農用区域内への設置を容認すること。
- 3 ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦できる、競争力の高い大規模な畜産経営に向け、木造による大規模畜舎の建築を容認すること。
- 4 異業種からの農林漁業参入を促進するため、中小企業信用保険制度の適用を農林漁業にも拡大すること。
- 5 新産業の創出につながるよう、地域で生産された農産物などを有効活用するバイオ燃料製造施設について、農用区域内への建設を容認すること。また、固定資産税の減免措置が受けられるよう、特定バイオ燃料の対象にバイオブタノールを加えること。さらに、バイオ燃料に関する生産から活用までの取組を社会実証モデルとして位置付け、重点的に支援すること。

《現状》

農山漁村地域の雇用創出にあたっては、6次産業化や植物工場の整備の促進、競争力の高い大規模畜産経営の実現、新産業の創出等を進めることが必要ですが、規制が存在するほか、支援措置が十分でないなどの状況にあります。

- 1 農家レストランの農用区域内への設置は、特区もしくは地域再生法の認定区域に限定されているほか、農用区域内に設置した6次産業化施設（農家レストランを含む）で使用する主たる材料の調達先は、同一地域に限定されています。
- 2 床面コンクリート貼りの植物工場等を農用区域内に設置することは、現行の農地制度では困難な状況です。
- 3 大規模畜舎を建築する場合には鉄骨造りにする必要などがあり、現行の建築基準法では、多額の建築費用が必要となります。
- 4 中小企業信用保険制度は商工業には適用されますが、農林漁業には適用されていません。
- 5 現在、三重大学を中心に、かんきつ未利用資源を活用したバイオブタノール製造システムの実証研究が進められていますが、バイオ燃料製造施設の農用区域内への設置は、特区もしくは地域再生法の認定区域に限定されています。また、農林漁業バイオ燃料法に基づく特定バイオ燃料としてバイオブタノールは指定されておらず、バイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減措置は受けられない状況です。さらに、循環型社会を実現していくためには、こうしたバイオマスを活用した取組を地域全体で進める必要があります。

《課題》

雇用の創出・拡大を図り地方創生につなげるためには、規制緩和と支援措置を進め、地域の農林漁業者等の活動を促すことが必要です。

- 1 6次産業化を促進し雇用を創出するため、農林漁業者が農家レストランを含む6次産業化施設を設置し、地域の特色ある商品やサービスの提供が可能となるよう、障害となる規制緩和や制度改正を行う必要があります。
- 2 施設園芸の次世代化を進めて雇用を創出するため、床面コンクリート貼りの植物工場等の農用地への設置促進が必要です。
- 3 ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦するため、低コストで飼育規模を拡大し、高い品質を保持したまま価格競争力の強化が必要です。
- 4 異業種の参入による雇用の創出を図るため、中小企業等の農林漁業への参入を促進する必要があります。
- 5 地域資源を活用した新産業により雇用を創出するため、地域で未利用の農産物等を有効活用するバイオ燃料の活用促進が必要です。

県担当課名 農林水産部農業戦略課、フードイノベーション課

関係法令等 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、建築基準法、農林漁業バイオ燃料法、中小企業信用保険法

11 地方創生につながる農山漁村の雇用創出に向けた規制緩和および支援の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、農林水産省、国土交通省、経済産業省、中小企業庁)

現状

- ①多くの農山漁村で過疎や高齢化が進行し、雇用の場が失われ、地域全体の活力が失われつつあります。
- ②地域の実情に応じた土地や資源の利用を図り、雇用の場を創出しようにも、様々な規制が存在することから施策の展開が困難です。

課題

- ①農山漁村地域が持つポテンシャルを生かし、雇用を創出するためには、6次産業化や次世代に向けた新たな取組等の推進や、規模拡大によるコスト削減、異業種の参入促進、新産業の創出等が必要です。
- ②そのためには、様々な規制の緩和や支援措置の充実が必要です。

三重の農業や漁業、食関連産業が持つ高いポテンシャル

- ① 6次産業化の先駆者である「伊賀の里モクモク手づくりファーム」が存在
- ② H26年12月、日本最大級の植物工場「うれし野アグリ」が稼働開始
- ③ 県産ブランド和牛に対する海外ミッションでの高い評価
- ④ 県内の食関連の企業数が全国上位
- ⑤ 三重大学が農業系廃棄物を活用したバイオ燃料(ブタノール)の研究開発

ポテンシャルの発揮

目指すすがた

三重のポテンシャルを発揮させる
規制緩和、支援充実

農山漁村地域の
雇用創出

『三重県らしさあふれる地方創生』

規制の緩和、支援の充実

① 6次産業化の促進

○6次産業化を促進し雇用を創出

農家レストラン

- ・ 農業用施設としての位置づけ
- 【農用区域内への設置容認】

6次産業化施設(農家レストラン含む)

- ・ 食材調達要件
- 【規制緩和】



② 植物工場の設置促進

- 施設園芸の次世代化に伴う雇用創出
- ・ 床面コンクリート貼り植物工場等
- 【農用区域内への設置容認】



③ 畜舎の大規模化促進

- 木造畜舎による低コストな規模拡大で雇用創出
- ・ 木造畜舎
- 【建設基準の緩和】



④ 異業種の参入促進

- 異業種の参入による雇用創出
- ・ 中小企業信用保険制度
- 【農林漁業への適用拡大】



⑤ バイオ燃料の活用促進

- 地域資源を活用した新産業創出による雇用創出
- ・ バイオ燃料施設【農用区域内への設置容認】
- ・ 特定バイオ燃料【バイオブタノールの追加】
- ・ バイオブタノールの生産から活用まで
- 【社会実証モデル化】

提言

- 農山漁村地域の雇用を創出し、地方創生につなげていくため、次のような規制緩和と支援措置を講じること。
- 6次産業化を促進するため、農家レストランについては、農業用施設として位置付けし、農用区域内への建築を容認すること。また、農家レストランを含む6次産業化施設については、使用する主たる材料の調達要件を緩和すること。
 - 植物工場の設置が進むよう、床面コンクリート貼りの植物工場等について、農用区域内への設置を容認すること。
 - ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦できる、競争力の高い大規模な畜産経営の実現に向け、木造による大規模畜舎の建築を容認すること。
 - 異業種からの農林漁業参入を促進するため、中小企業信用保険制度の適用を農林漁業にも拡大すること。
 - 新産業の創出につながるよう、地域で生産された農産物などを有効活用するバイオ燃料製造施設について、農用区域内への建設を容認すること。また、固定資産税の減免措置が受けられるよう、特定バイオ燃料の対象にバイオブタノールを加えること。さらに、バイオ燃料に関する生産から活用までの取組を社会実証モデルとして位置付け、重点的に支援すること。

【農林水産部】

12 農業の競争力強化および農村の防災対策に資する予算の十分な確保

(農林水産省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 農業の競争力強化に向けて必要となる生産基盤の整備を計画的に進めるため、農業農村整備事業に係る予算を十分に確保すること。
- 2 老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。

《現状》

- 農業の競争力強化に向けて、収益性の高い農業を実現するため、農作業の省力化や担い手への農地集積、生産性の向上を図る上で必要不可欠な生産基盤の整備を行う農業農村整備事業について、国の平成27年度予算は平成21年度の65%となっており、低い水準にとどまっています。本県に対する予算配分も年々低下し、平成27年度は、前年度の約70%の配分となっています。
- 本県としても農業版BCPの策定に取り組むなど、南海トラフ地震発生の切迫性が指摘されるとともに、台風や局地的豪雨の発生頻度が高まるなど、地震や津波、風水害に対する十分な備えが求められている中、農業用ため池や基幹的農業水利施設の多くで老朽化が進んでいます。

《課題》

- ① 農業の生産性を向上し、競争力強化に向けて必要不可欠である農地の大区画化やパイプライン化、排水対策などの生産基盤の整備を計画的に進めることが必要です。
- ② 地震や津波、風水害に対する十分な備えが求められている中、農村における防災対策の柱である、老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めることが必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱、農業基盤整備促進事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱

12 農業の競争力強化および農村の防災対策に資する予算の十分な確保

(農林水産省)

農業の競争力強化に向けた支援強化

<現状>

- ・農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷の影響、耕作放棄地の増加等に加え、基幹的水利施設の機能確保など課題が山積。
- ・農業の競争力強化に向けた農業生産基盤の強化が求められています。

<課題>

- ・農業の生産性を向上し、競争力強化に向けて農地の大区画化やパイプライン化、排水対策などの生産基盤の整備を計画的に進める必要があります。

県内の基盤整備済み農地における農地集積割合



農地集積を進め、農業の競争力を高めるためには、基盤整備が必須

大規模災害に備えた基幹的水利施設の改修整備を行うための支援強化

<現状>

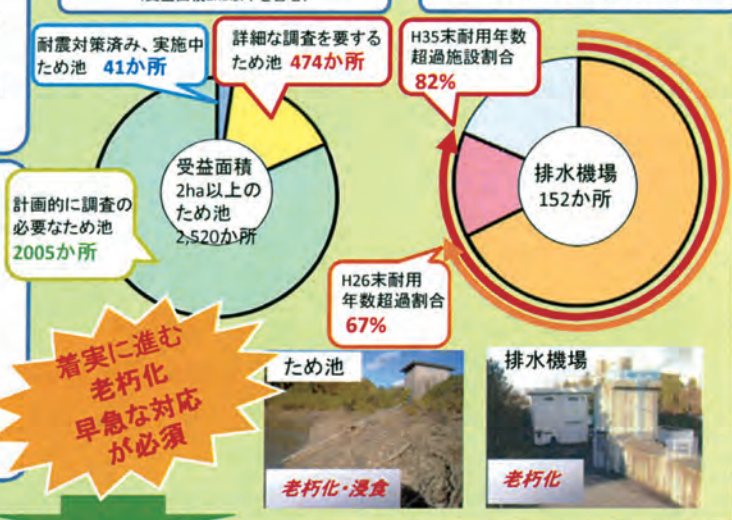
- ・農業用ため池や排水機場等の多くで老朽化が進行しています。
- ・大規模地震や台風、局地的豪雨等の発生により重大な被害の発生が懸念されます。

<課題>

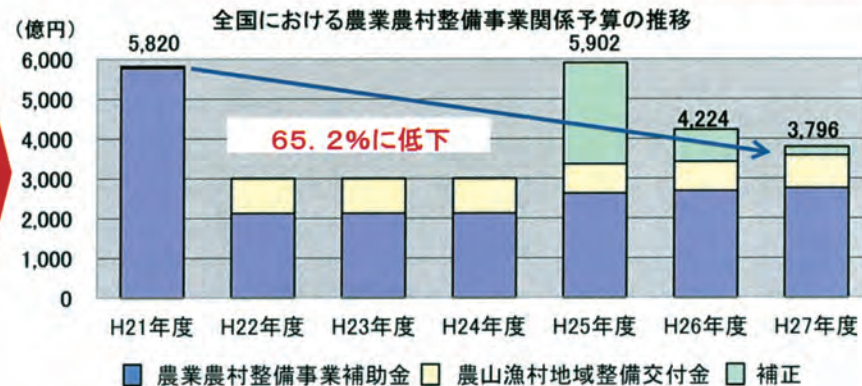
- ・大規模地震や風水害に備えて、農業用ため池や排水機場等の整備や耐震調査等を進める必要があります。
- ・耐震対策を実施した農業用ため池や排水機場等は少数に留まり、耐用年数を超過した施設が多くを占めることから、計画的な整備を進める必要があります。

県内のため池 3,162か所
(受益面積2ha以下を含む)

県内の排水機場152か所



しかし、農業農村基盤整備事業関係予算の地方への配分額は年々減少



- ・農業の競争力強化を図るための基盤整備
- ・自然災害に対応した農業水利施設の整備

計画的な整備のため、十分な予算確保が必要

- 提言
- 1 農業の競争力強化に向けて必要となる生産基盤の整備を計画的に進めるため、農業農村整備事業に係る予算を十分に確保すること。
 - 2 老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。

【農林水産部】

13 産業保安（高圧ガス保安法）にかかる規制緩和

（経済産業省）

【提言・提案事項】 **制度**・予算

日本の製造業の競争力強化に向けて、産業保安(高圧ガス保安法)にかかる規制緩和に取り組むこと。

・高圧ガスの輸入に際して必要となる「輸入検査」について、安全性を担保したうえで、港湾地区で知事等による輸入検査を行うことなく、ユーザー等の貯蔵所まで移動を認める等、規制を緩和すること。

《現状》

- 本県における「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は約1兆5,666億円（平成24年工業統計調査）で全国1位であり、本県を代表する産業の一つとなっています。
- 半導体産業では、世界的な開発競争に打ち勝つため、製造におけるあらゆる面でのコスト削減が急務となっており、本県では、企業の操業環境改善に向けた取組として、平成25年から産学官が連携して「規制緩和勉強会」を開催し、コスト削減のための様々な手法を検討しています。
- 特に半導体の製造においては、原料として高圧ガス(モノシラン、三フッ化窒素等)を大量に使用するため、これらの高圧ガスに係る費用を削減する必要があり、「規制緩和勉強会」において産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度を活用したコスト削減を検討し、「半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入」が、法第10条に基づく新事業活動計画として平成26年5月に第1号で認定されました。
- 県内の半導体工場で使用される高圧ガスの多くは、県外で輸入された後に県内まで陸送されています。今後高圧ガスの需要の増大が予想される中、県内にある四日市港で輸入できれば、輸送コストが削減できるとともに、輸送に伴う温室効果ガスも削減することができます。

《課題》

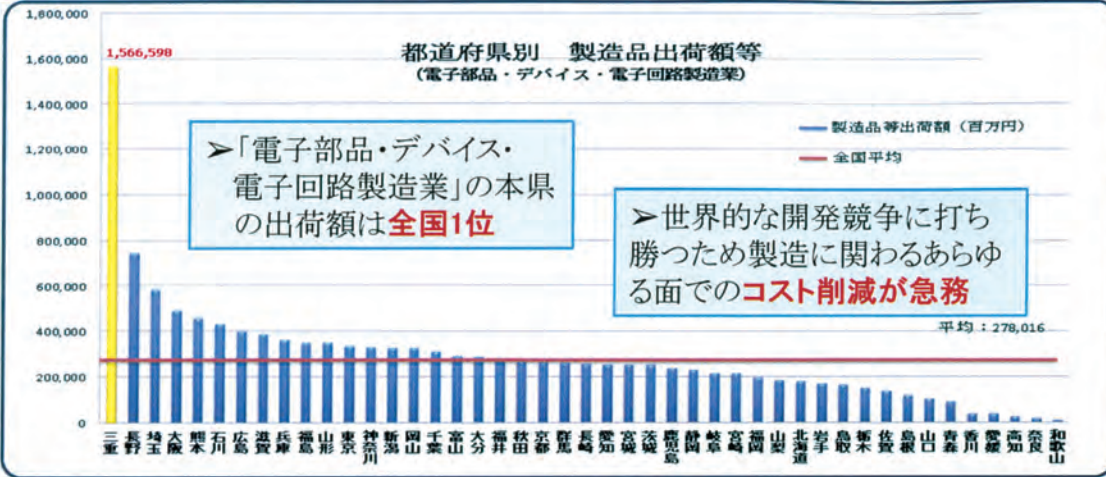
- ① 高圧ガスを輸入する際には、高圧ガス保安法第22条に基づき都道府県知事による輸入検査を受け、これに合格した後でないとは移動することができませんが、四日市港で輸入検査を実施するためには、夜間や休日を含めた検査体制の整備や、検査を実施するまでの間、容器を貯蔵する貯蔵所の整備等が新たに必要となります。
- ② 産業競争力強化に向け、高圧ガス輸入コストの削減を図るため、安全性を担保する措置を講じたうえで、港湾地区で知事等による輸入検査を行うことなくユーザー等の貯蔵所まで移動を認める等、高圧ガス保安法にかかる規制緩和が必要です。

県担当課名 雇用経済部企業誘致推進課
関係法令等 高圧ガス保安法

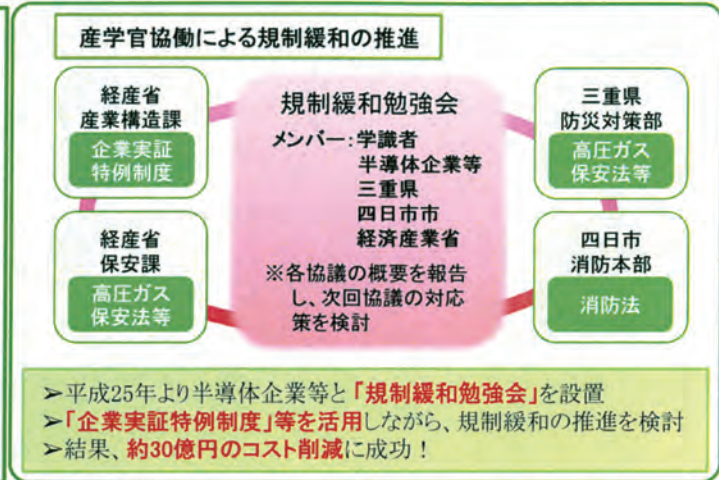
13 産業保安(高圧ガス保安法)にかかる規制緩和

(経済産業省)

現状と課題



三重県の取組



目指す姿

支障となっている規制

規制緩和の概要

半導体産業の世界での競争力維持・拡大

官民一体で更なるコスト削減

■ 企業側の取組

・技術開発等によるコスト削減

処理速度の向上によるコストの削減

技術開発



高圧ガス輸入コストの削減

■ 国・県等の取組

・特区による規制緩和の提案
・規制緩和勉強会による新たな規制緩和の推進



規制改革 工場等の貯蔵所での輸入検査の実現【高圧ガス保安法】

輸入手続の簡素化によるコスト減

高圧ガスの輸入検査

- ・高圧ガスの輸入には県知事等の輸入検査が必要であり、輸入検査に合格しないと移動不可(検査が困難な夜間・休日に輸入される場合がある)
- ・迅速に検査ができない場合、高圧ガス保安法第16条に基づく貯蔵所での保管が必要
- ・県内に検査を行える指定輸入検査機関がない
- ・四日市港には法基準の貯蔵所がなく、また夜間・休日対応できる検査体制が十分ではないことから高圧ガスの輸入が困難な状況

検査体制構築

- ・夜間や休日の輸入に伴う、検査対峙の構築が必要
- ・港湾地区内への新たな貯蔵所の整備には、3~5億円の設備投資が必要

◇高圧ガス保安法に係る規制緩和

輸入検査を行うことなく、ユーザー等の貯蔵所まで移動を認め、現地での受検を可能とする
【高圧ガス保安法第22条】

【安全性の担保】

- ・高圧ガス容器は国際規格に基づく安全な容器を使用
- ・高圧ガス容器の安全性能や内容物の成績書を事前に提出
- ・移動の際は高圧ガスの知識を有する者が同乗し特定の車両で行う
- ・災害発生防止のための応急資材を携行
- ・移動経路は、あらかじめ届け出た安全な経路を使用
- ・輸入後は保安物件(住宅・学校等)が密集する地域を避け、迅速にユーザー等の貯蔵所に移動

【雇用経済部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

《現状》

- 南海トラフ地震発生の切迫性が高まり、また、広域に被害を及ぼす台風や局地的な集中豪雨が頻発する中で、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 県内の道路整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などで交通渋滞が多発しており、県民生活に大きな支障を来している中、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

《課題》

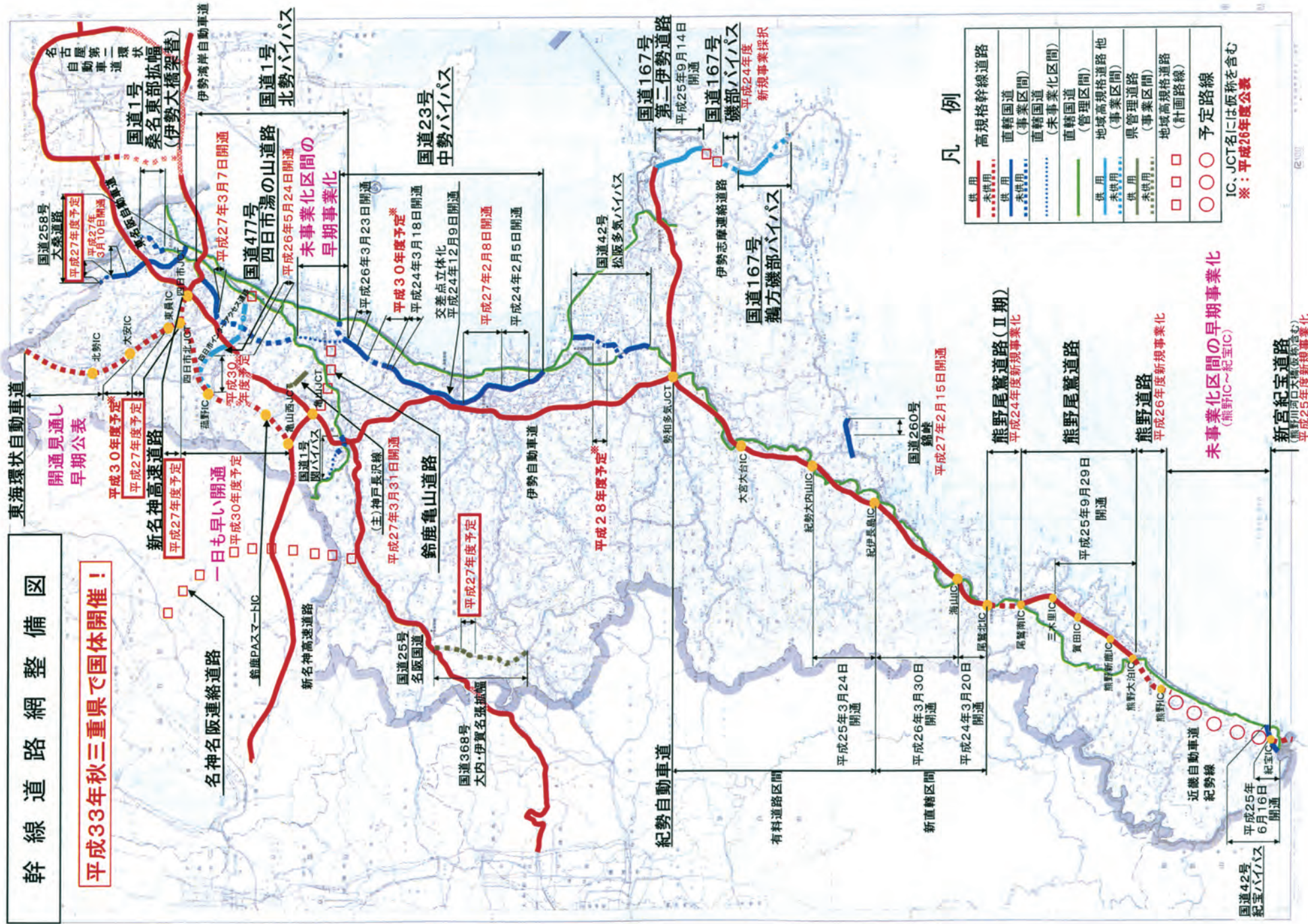
- ① 本県の南部地域では、ミッシングリンクとなっている未事業化区間において、南海トラフ地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが想定されており、早期に代替性を確保する道路ネットワークが必要です。
- ② 本県の北部地域・中部地域においては、県内外との交流・連携の促進、大都市圏との迅速かつ円滑な物流の実現、地域の交通渋滞の緩和等を図る道路ネットワークが必要です。
- ③ 平成33年の国民体育大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への参加者や来場者の利便性の向上を図るため、高規格幹線道路および直轄国道等の整備を推進する必要があります。
- ④ 高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流促進等に資する地域高規格道路の整備が必要です。さらに、本県では、多くの高規格幹線道路等が平成30年代前半頃までに整備される予定であり、それらの整備効果を一層高めるための新たな道路網の構築に向けた検討が必要です。
- ⑤ 踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図る必要があります。

県担当課名 県土整備部道路企画課、道路建設課、都市政策課

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、道路法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

幹線道路網整備備図

平成33年秋三重県で国体開催！



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	直轄国道
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	直轄国道 (未事業化区間)
.....	直轄国道 (管理区間)
.....	地域高規格道路 他 (事業区間)
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	県管理道路 (事業区間)
.....	地域高規格道路 (計画路線)
□□□	予定路線
○	IC、JCT名には仮称を含む
※	平成26年度公表

熊野尾鷲道路(Ⅱ期)
平成24年度新規事業化

熊野尾鷲道路
平成25年9月29日
開通

熊野道路
平成26年度新規事業化

未事業化区間の早期事業化
(熊野IC～紀宝IC)

新宮紀宝道路
平成25年度新規事業化

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通部)

紀勢自動車道・熊野尾鷲道路の全線開通による整備効果

国土強靱化

安全・安心なくらし

- ・国道42号通行止は平成26年度延べ8回 84時間、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路は通行止無し、**代替路として機能発揮**
- ・熊野市から尾鷲総合病院への**新規患者数約40%増加**
- ・紀南病院(2次救急)から伊勢赤十字病院(3次救急)への**転院搬送時間約19分短縮**
- ・南海トラフ巨大地震に備えた**緊急避難施設9箇所整備**

ストック効果 (波及効果)

フロー効果 (直接効果)

- ・東紀州地域の交通量は大きく増加
- ・津～熊野往復140分(約54km)短縮
- ・交通事故件数約3割減少

地方創生

地域生活の変化

- ・名古屋からの**高速バスの最終時刻が2時間以上延長**
- ・高速バスの運行本数が1日5往復から8往復に増便、利用者が約2割増加
- ・コンビニエンスストア15店舗増加
- ・大雨時の通行止がなく、**商品を安定的に店舗へ搬送できる**との声
- ・地域住民から**中京圏、関西圏等への遠方に行く回数が増加した**との声

地域活性化

- ・世界遺産熊野古道来訪者 平成26年度約42万人(過去最高)
- ・主要観光施設の入込客数約3割増加
- ・観光客の来場圏域の拡大(岐阜県・静岡県・関西方面)
- ・観光客の鬼ヶ城センター滞在時間**30分超約1.4倍**
- ・スポーツ交流の増加による地域活性化

地方が元気に
なっています

ストック効果 (波及効果)

地域産業の発展

- ・里創人「熊野倶楽部」**売上約3割増加**
- ・「おわせ お魚いちば おとと」**客数約3割増加**
- ・運送時の荷痛み減少、通行止のない高速道路で安心
- ・鮮魚卸売業が大阪の生活協同組合と**取引開始**

熊野市の取組

新たなスポーツとして自転車、シーカヤックマラソン大会を開催。その他、全国高等学校女子ソフトボール大会を開催。

熊野市のスポーツ交流宿泊者数推移



スポーツ交流宿泊者の増加による経済波及効果

高速道路延伸により合宿等スポーツ交流人口(宿泊者数)が増加
※H17～H25にかけ約1.8万人増加

紀勢自動車道・熊野尾鷲道路未整備時(H17年)と比較し
経済波及効果が年間約2.6億円増加

和歌山県内の開通、全線開通による更なる地域活性化に期待！

提言

- 1 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備推進
- 2 ミッシングリンクとなっている熊野IC～串本IC間の未事業化区間(約40km)の早期事業化

【県土整備部】



○ 中部圏と首都圏・近畿圏を結ぶ連携軸の強化

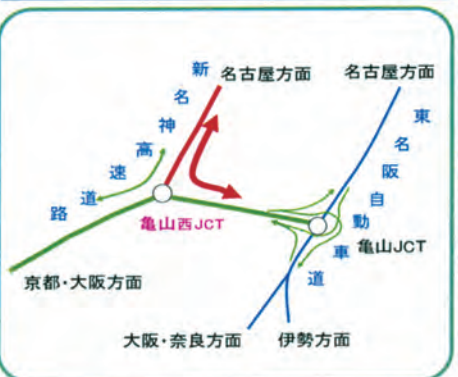
新名神高速道路

～ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保、渋滞解消によるネットワークの強化（定時性確保）～

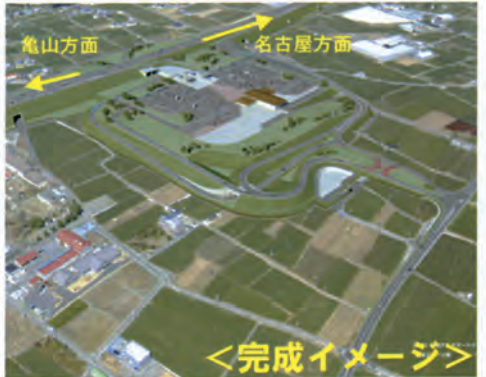
着実に進む新名神高速道路 三重県区間（用地取得率 約97%、工事発注率 約96%（平成27年4月1日現在））



亀山西JCTの同時フルジャンクション化



鈴鹿PASスマートICの本線同時供用



スマートICを活用した新たなまちづくりに向けて

鈴鹿PASスマートIC地域活性化委員会(会長:鈴鹿市長) 自治会、商工会、観光協会、JAなど業界の方々为中心となって 地域間の交流、連携による活性化策について検討



東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消

東名阪の暫定3車線化による効果は出ているが・・・ 依然、20kmを超える渋滞が発生 (写真は東名阪 亀山JCT付近の状況)



提言 新名神高速道路の一日も早い全線開通

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 西回り区間開通に高まる期待 沿線沿いに多数の優良企業が進出

着実に進む整備

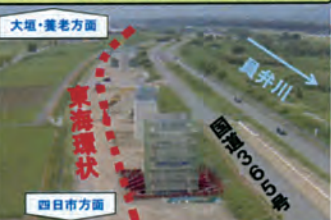
東員IC付近 平成27年度開通予定



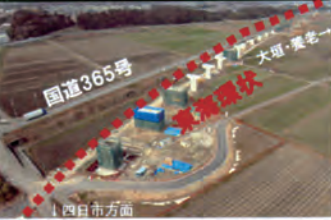
着工式 (大安IC付近 H25.9月)



国道365号併走区間で進む橋梁下部工



大安IC～県境間 開通見通しの公表を



東海環状自動車道



<連携の強化が進む企業活動>

東海環状西回り沿線で操業中の4企業と行政の合同要望
平成25年度は国交省ヘンソー、トヨタ車体、神戸製鋼所、太平洋セメントといなべ市長が合同で国交省へ要望。平成26年度は三重県と中部経済連合会も参加し、国交省と財務省へ「西回り区間の早期開通は地元企業の悲願」



平成25年11月14日 国交省中原政務官(右から5人目)
平成26年11月20日 国交省青木政務官(右から4人目)

<沿線付近での相次ぐ設備投資>



図 主要都市間の時間変化

- 【理由】
- 岐阜県西濃地域と三重県北勢地域との交流連携軸の強化
 - リダンダンシーの確保
 - 県内外との産業の有機的連携の強化
 - 平成33年秋、三重県での国体開催に向けた利便性の向上

提言 東海環状自動車道(西回り区間)の着実な整備推進

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

鈴鹿・亀山地域の現況

鈴鹿亀山道路

- ① 鈴鹿亀山道路は新名神高速道路・東名阪自動車道（近畿圏）と国道1号北勢バイパス（中部圏）を連結する広域ネットワークの重要なワンピース。
- ② 鈴鹿・亀山地域は、古くから街道が交わる交通の要衝であり、自動車・精密機械等国内有数の製造業の事業所が多数立地しており、全国有数の製造出荷額を誇る産業集積地であるが、鈴鹿市の高速道路1C時間カバー率は著しく低い。
- ③ 南海トラフ巨大地震の沿岸部津波浸水時に、国道23号の寸断が想定される中、内陸からの復旧活動（くしの歯ネットワークの形成）、並びに産業活動の早期再開（企業BCP）を支援する耐災性の高い高速ネットワークが不可欠。



本田技研工業(株)鈴鹿製作所にて製作されている「N BOX」が平成24、25年度 軽自動車販売台数 **2年連続 No.1!**

同社ホームページより

民間団体等の活発な活動

○要望活動(平成27年1月など)
「新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会」による太田大臣等への要望(H27.1.27)

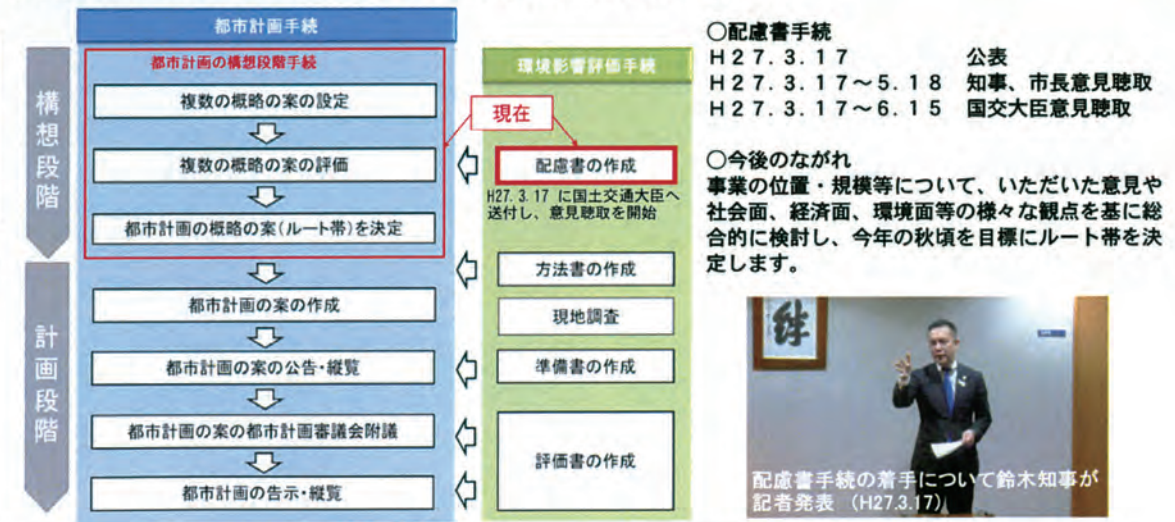
有識者や県民の皆さんの意見を伺いながら計画を検討

○有識者委員会
第3回 有識者委員会 (H25.3.10)

○100人協議会
第2回 100人協議会 (H26.2.6)

都市計画決定を目指して、環境影響評価手続に着手

○環境影響評価法に基づき、配慮書を作成し、平成27年3月17日に公表しました。



提言 鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進

【県土整備部】

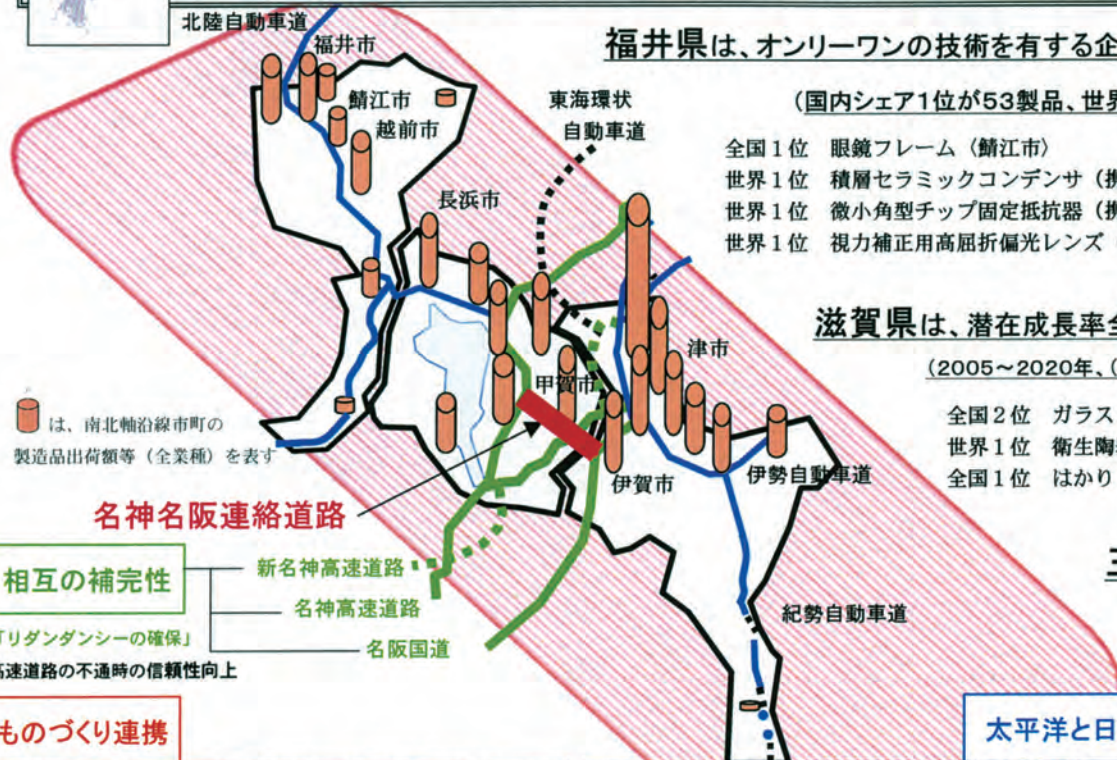
14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

名神名阪連絡道路

名神名阪連絡道路は、

日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**。
南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。



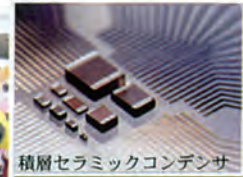
福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地

(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム (鯖江市)
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ (携帯電話用) (越前市)
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器 (携帯電話用) (福井市)
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ (鯖江市) 等



ハリウッドスターからくまモンまで、福井県のエッジフレーム世界シェア20%。



積層セラミックコンデンサ



微小角型チップ固定抵抗器

滋賀県は、潜在成長率全国1位

(2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)

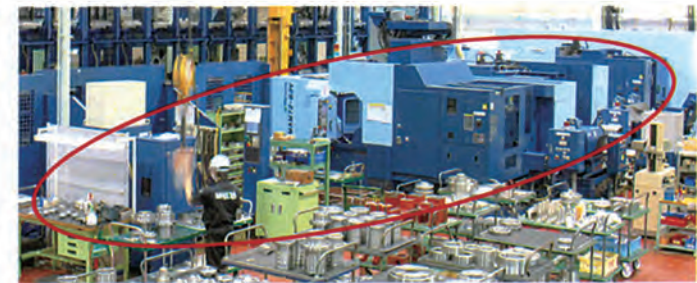
- 全国2位 ガラス (液晶用ガラス基板等) (長浜市)
- 世界1位 衛生陶器 (甲賀市等)
- 全国1位 はかり 等



液晶用ガラス基板

三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械 (伊賀市)
- 全国1位 業務用化粧品 (伊賀市) 等



DMG森精機が製造した工作機械が、世界中の工場や航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。

相互の補完性

「リダンダンシーの確保」
高速道路の不通時の信頼性向上

ものづくり連携

3県 (三重県+滋賀県+福井県) ・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>

1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	...	

(三重県+滋賀県+福井県 16兆円)

太平洋と日本海を連結

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。
また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能

<所用時間の短縮：津市-福井市間>

現況ルート：津市→(草津JCT)→福井市 3時間22分



整備後ルート：津市→(名神名阪連絡道路)→福井市

2時間42分 (40分短縮)

提言 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ①国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）と同時に、南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ②産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BP 4工区の早期事業化！）

⇒ 道路を賢く使うには、北勢バイパスの整備によるダブルネットワーク形成が必要！

国道1号北勢バイパス



鈴鹿市民会館
地震防災シンポジウム開催
1,200名（H26.2.2）

安倍総理はアベノミクスの代表例で東芝四日市工場への投資に度々言及！
「2000年代の10年間で2兆円余りを、四日市工場に投資しました。最新鋭の設備と、規模のメリットで、サムスン抜き去ったのです。・・・国として、大胆な設備投資を後押ししてまいります。」
(2013.5.17 成長戦略第2弾スピーチ)



北勢 BP 4工区の早期事業化！



北勢 BP 事業中箇所の整備推進！



国道1号の渋滞状況（四日市市内）

渋滞により年間約140億円の損失※
※北勢BPに並行する現道国道1号、国道23号の合計



国道23号の冠水状況（津市内）

冠水により交通機能が寸断！

北勢BP及び中勢BPの事業化区間の整備効果
道路ネットワークが繋がることで、渋滞損失は、四日市市街地で2割減少！津市・松阪市市街地で3割減少！

北勢BP及び中勢BPの全線4車線化整備効果
国道23号現道の混雑度1.25以上の区間が解消！
渋滞損失は、四日市市街地は4割減少！、鈴鹿市市街地は3割減少！津市・松阪市市街地は6割減少！

北勢BP未事業化区間（4工区）の整備効果
四日市～松阪間の幹線道路のダブルネットワーク形成により、渋滞損失は、鈴鹿市市街地で2割減少！

製造品出荷額等（全業種）H24年

市町村	出荷額(億円)	順位	割合(%)
四日市市	26,849	1	26.5%
鈴鹿市	15,279	2	15.1%
いなべ市	11,258	3	11.1%
亀山市	7,637	5	7.5%
桑名市	4,924	7	4.9%
津市	7,722	4	7.6%
松阪市	4,539	8	4.5%
その他	23,162		22.8%
合計	101,370		

*全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！
連携強化が必要！

- 北・中勢地域を結ぶ幹線道路は国道23号 一本のみ！
- 結節点未事業化のため連携が不十分！
- 北勢BPの4工区の事業化によるダブルネットワーク形成が必要！

提言 国道1号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

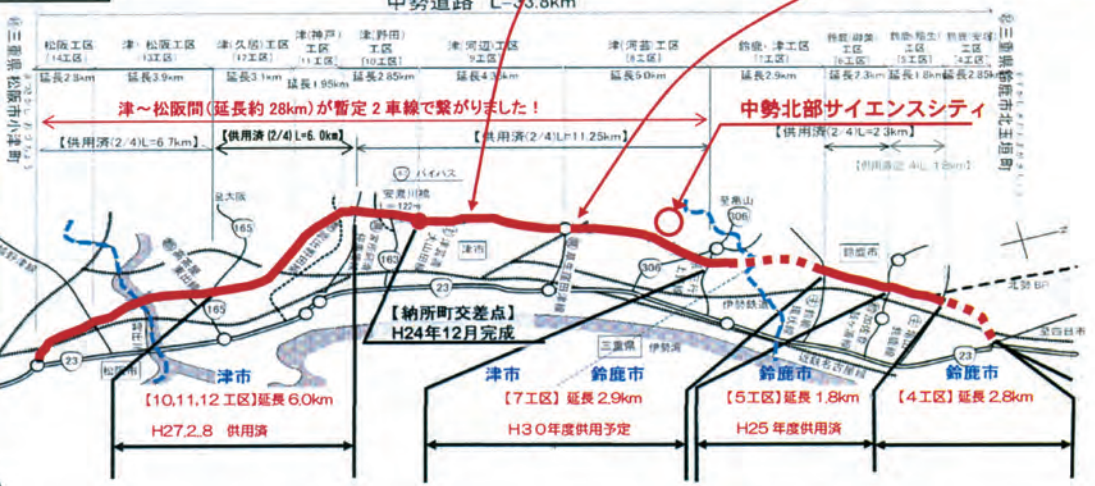
三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（中勢BPの早期完成とともに北勢BP4工区の早期事業化！）
- ④ 周辺的生活道路の渋滞は改善したが、既開通区間には地元車両が集中し渋滞（渋滞対策の推進も重要！）

国道23号中勢バイパス



既開通区間の渋滞が悪化！
立体化や4車線化等の渋滞対策の推進を！



製造品出荷額等（全業種）H24年

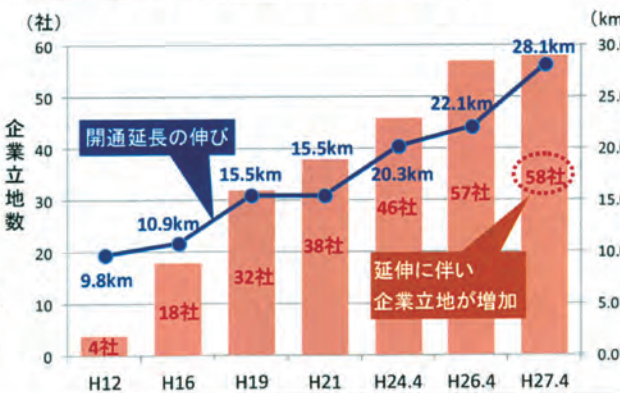
市町村	出荷額(億円)	三重県	
		順位	割合(%)
四日市市	26,849	1	26.5%
鈴鹿市	15,279	2	15.1%
いなべ市	11,258	3	11.1%
津市	7,722	4	7.6%
亀山市	7,637	5	7.5%
桑名市	4,924	7	4.9%
松阪市	4,539	8	4.5%
その他	23,162		22.8%
合計	101,370		

* 全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！

北・中勢地域を結ぶ結節点が未事業化のため連携が不十分！

●中勢北部サイエンスシティの企業立地推移



<中勢北部サイエンスシティの造成状況>



提言 国道23号中勢バイパスの整備推進

【県土整備部】

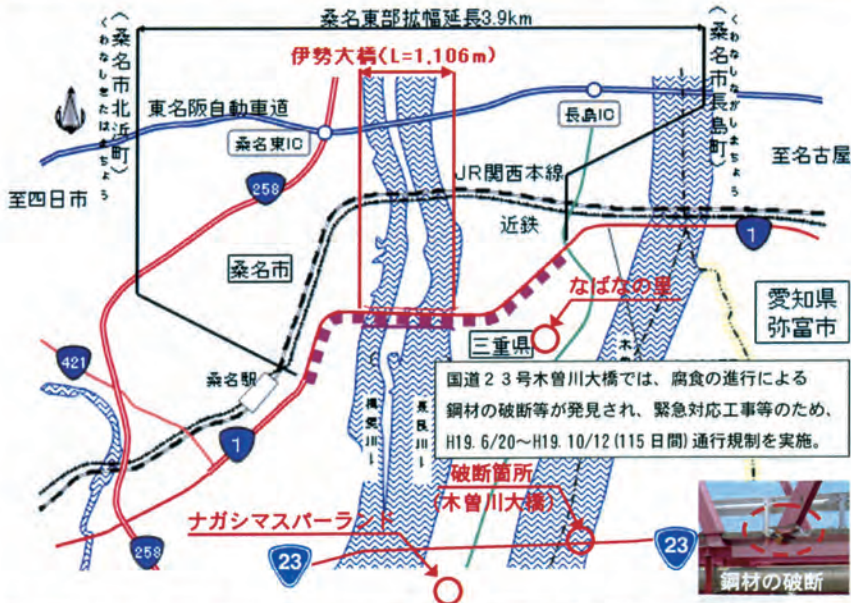
14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

「交通渋滞の緩和」、「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、「常時の物流効率化の支援」のため、4車線拡幅とともに伊勢大橋の架け替えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！

⇒ 事業推進によるネットワークの信頼性向上が必要！

<中堤上流からの全景>
*昭和9年度竣工(81年経過)



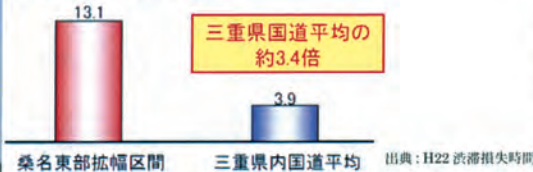
「伊勢大橋架け替え」の必要性

- ①桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約3.4倍に相当。(近隣のナガシマリゾートは、年間入場者数 日本第3位)
- ②中堤道路入口部の交差点などには、右折レーンが無く、渋滞の一因となっている
- ③地盤沈下により、伊勢大橋(現橋)断面が計画高水位を下回る
- ④伊勢大橋(現橋)の耐荷力不足により、ISO(国際標準化機構)規格コンテナの輸送が一部制限(20t超過車両)

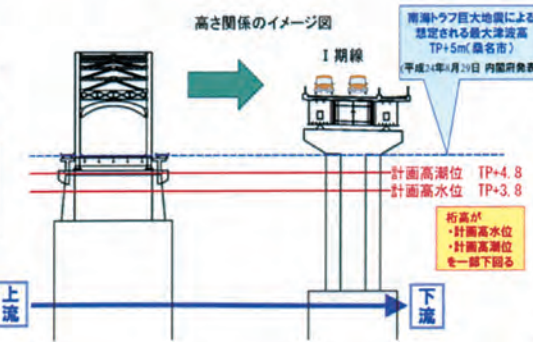
国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)

●交通渋滞の緩和・解消が必要

渋滞損失時間(万人時間/年 km)



●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在



●近隣のレジャー施設が多くの人を集めている

ナガシマリゾートは、年間入場者数が日本第3位
レジャー施設集客ランキング

順位	施設名	所在地	平成26年度年間入場者数
1	東京ディズニーリゾート【TDL・TDS】	千葉県浦安市	3,130万人
2	ユニバーサルスタジオジャパン	大阪府大阪市	1,050万人
3	ナガシマリゾート	三重県桑名市	620万人
4	東京都恩賜上野動物園	東京都台東区	349万人
5	沖縄美ら海水族館	沖縄県国頭郡	303万人
6	ハウステンボス	長崎県佐世保市	248万人
7	海遊館	大阪府大阪市	242万人
8	国立科学博物館	東京都台東区	237万人
9	名古屋市東山動植物園	愛知県名古屋市	223万人
10	名古屋港水族館	愛知県名古屋市	204万人

出典:「月刊レジャー産業資料」2014年8月号(総合エコム株式会社)
※ナガシマリゾートは、アミューズメント施設(ナガシマスパランド)・温泉・ホテル・植物園(なばなの里)・アウトレットモールからなる。

●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限



提言 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

四日市インターアクセス道路(四日市湯の山道路)、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス)の整備を推進中！！

四日市インターアクセス道路

平成30年度
新名神高速道路の開通にあわせた供用！！

四日市インターアクセス道路
四日市湯の山道路 9.0km
【地域高規格道路】

H26.5.24部分開通！
暫定2車線、約4.4km

四日市市広幅(4車線化)
L=3.0km(交付金事業)

NEXCOと
同時施工で
進めています！

至名古屋
至四日市
至鈴鹿市

至いなべ市
至三重郡菟野町音羽
至菟野町
至湯の山温泉
至湯の山
至四日市IC
至高角IC
至吉沢IC
至三島川
至菟野町役場
至四日市市役所
至四日市港
至四日市コンテナターミナル

【H26.5.24】部分開通の効果

- ①最大渋滞長が300m→50mに！！
- ②環状交通量が20%減少！！
(供用前)15,400台→(供用後)12,300台
- ③移動時間の7分間短縮！！
久保田橋～吉沢IC間
(供用前)20分 → (供用後)13分

高角IC～吉沢IC間 開通式
(H26.5.24 四日市市高角町地内)

祝一般国道477号 四日市湯の山道路 開通式

開通を祝う地元選出国會議員等(6名全員)

至名古屋
至四日市

H26.5.24供用開始

四日市湯の山道路
(H30供用予定)

新名神高速道路
(H30供用予定)

(仮称)菟野IC

新名神高速道路(H30供用)と一体で整備！

伊勢志摩連絡道路

観光等地域産業の振興に不可欠な
磯部バイパスの整備促進！！

【観光】伊勢志摩地域の魅力向上
鳥羽市相差町の観光入り込み客の推移

日本一多く
海女が暮らす町

H25.9
第二伊勢道路開通

増加傾向
で推移！

単位:万人 H23 H24 H25

- 相差海女文化資料館
- 海女の家五左家
- 神明神社(石神さん)

海女漁業文化・海女漁業の振興、
海女文化の保存・継承に向けた取組

H26.1 『鳥羽・志摩の海女』が
三重県無形民俗文化財に指定！

H26.10 「海女サミット2014in志摩」開催

トピックス

伊勢志摩地域の観光を後押しする
伊勢志摩連絡道路の整備が不可欠です。

伊勢志摩地域での開催種目

- 伊勢市
総合開・閉会式、陸上競技
サッカー女子、卓球、相撲、バドミントン
- 鳥羽市
フェンシング
- 志摩市
ソフトボール少年男子、ボクシング、トライアスロン

磯部バイパス
L=2.5km(暫定2車線)
L=3.0km(暫定2車線)

磯部バイパス
L=7.7km
L=1.8km(暫定2車線)

伊勢志摩連絡道路

二見浦
松下JCT
鳥羽市
鳥羽水族館
鳥羽南・白木IC
相差町入り込み客増加傾向！
相差海女文化資料館
海女の家五左家
石神神社(石神さん)
相差町
安養崎
志摩スペイン村
的矢湾
志摩市
合歡の郷
英虞湾
大王崎
御産白浜
国道260号

提言 四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に必要な予算の確保

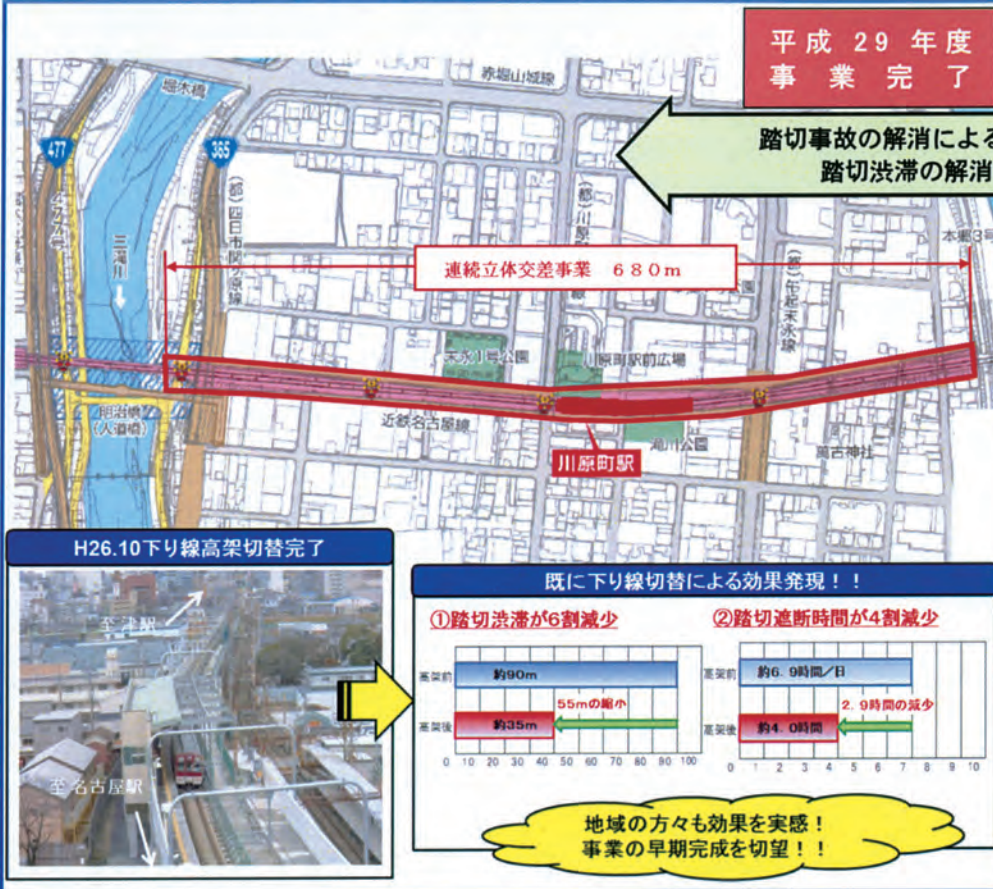
【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

まちの活力再生に向け、連続立体交差事業、踏切除却事業の推進に必要な予算確保を

近鉄名古屋線 連続立体交差事業



松阪公園大口線 踏切除却事業



提言 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線踏切除却事業の推進に必要な予算の確保 【県土整備部】

15 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 本県では、南海トラフ地震発生の切迫性が高まる中、事前防災・減災対策を進めることが喫緊の課題となっていることから、平成 27 年 6 月を目途に「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」を策定することとしています。
- 平成 23 年に発生した紀伊半島大水害、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号による被害など、本県では住民生活に影響を及ぼす風水害・土砂災害が頻発しています。
- 本県が管理する公共土木施設の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年を経過している橋梁の割合は現在 31% ですが、20 年後には 70% となるなど、老朽化する公共土木施設が急速に増加します。
- 本県では、安心と活力ある公共施設等の総合的管理につなげるため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を平成 27 年 3 月に策定しました。また、個別施設毎に「橋梁長寿命化修繕計画」、「河川特定構造物長寿命化計画」、「下水道長寿命化計画」、「公園施設長寿命化計画」などの長寿命化計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕・更新を実施することで、将来的な維持管理費の低減に取り組んでいます。また、本県では、メンテナンス技術の共有や市町への発注支援などのため、県内すべての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に全国に先駆けて設立しました。

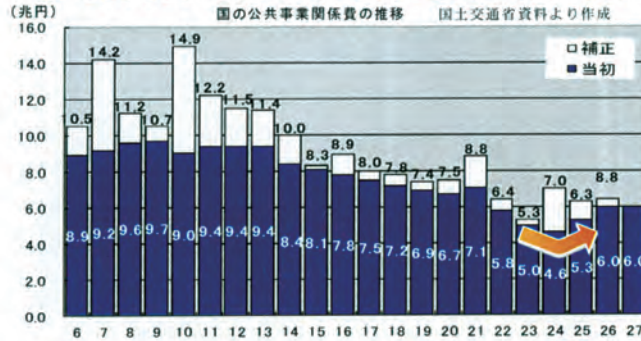
《課題》

- ① 厳しい財政状況の中、頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に備えた事前防災・減災対策、公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金などによるさらなる支援が必要です。
- ② 本県における公共土木施設の整備率は全国平均に比べ下位（道路 39 位、下水道 39 位）にあり、今後も公共土木施設の整備を一層推進する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、本県における公共事業予算はピーク時の約 40% に減少する一方で、維持管理費の割合は約 2 倍に増加し、整備に必要な建設費が確保できない状況です。
- ③ 河川の小規模な水門やポンプ設備、小規模な港湾施設の老朽化対策、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがある河川の堆積土砂の撤去は交付金の対象となっていないため、多額の維持管理費を必要とすることから交付対象要件を緩和し、財政負担が大きい河川及び港湾の堆積土砂等の撤去を適債事業化するなどの国の支援が必要です。

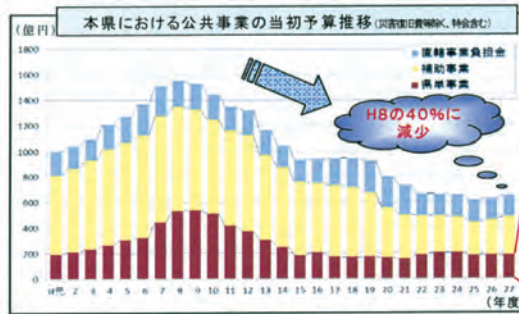
県担当課名 総務部財政課、県土整備部道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、流域管理課、下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、国土強靱化基本法 等

防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

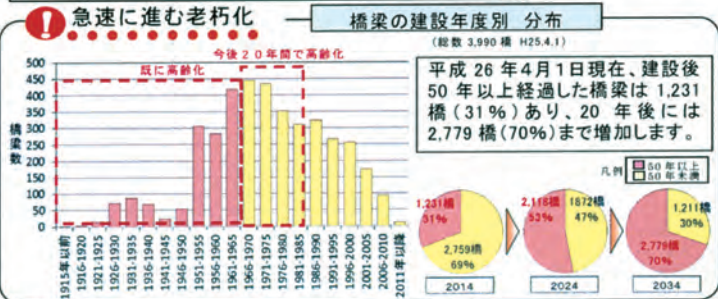
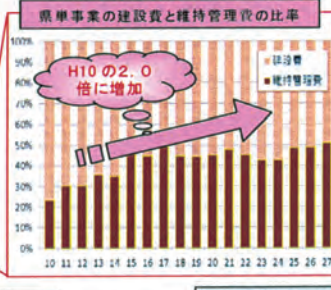
！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～



防災・安全交付金の増額など 国の支援をさらに強化



！ 維持管理費が建設費を圧迫



三重県道路インフラメンテナンス協議会
道路インフラの維持・補修等を確実に実施するため、全ての道路管理者が参画した協議会を全国に先駆け設立(H26.3)

頻発する風水害・土砂災害や切迫する南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

三重県国土強靱化地域計画(仮称)(H27.6策定予定)

- 【橋梁の耐震化】 落橋防止装置の設置 (主)鳥羽松阪線(朝熊口橋)
- 【河川水門の整備】 二級河川百々川 (砂防堰堤の整備)
- 【海岸堤防の耐震対策】 城南地区海岸 (耐震強化岸壁の整備)
- 橋脚の補強 (主)南島大宮大台線(七保大橋)
- 新宮川水系ジャングの谷
- 尾鷲港

老朽化が進む県管理施設

みえ公共施設等総合管理基本方針(H27.3策定)

- 【橋梁の老朽化】 (一)赤目滝線(風呂屋橋)
- 【下水道施設の老朽化】 松阪浄化センター(汚泥脱水機)
- 【河川の堆積土砂】 堆積土砂の撤去により平成26年台風11号で水位低減効果を発現
- 【トンネルの老朽化】 一般国道260号(中坂トンネル)
- 【水門・樋門の老朽化】 二級河川金剛川(汐止樋門)
- 【氾濫の浸透】 二級河川安濃川
- 宇治山田港

提言

- 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
- 特に維持管理において、長寿命化計画等を策定した施設の計画的な修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、河川の特定構造物改築事業の交付対象要件(現行は概ね4億円以上、機能に致命的な影響がある機器等に限定)や港湾改修事業の交付対象要件(現行は事業規模2億円以上)を緩和し、さらに河川の堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすることに加え、防災機能の維持・延命化に資することから河川及び港湾の堆積土砂等の撤去を適債事業化すること。

【県土整備部、総務部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 抜本的な治水安全度の向上が期待される川上ダムは、平成 26 年 8 月に国による検証の結果「継続」が決定されたものの、平成 27 年 3 月に変更認可された事業実施計画において、完成工期は平成 34 年度まで延伸されました。
- 頻発する集中豪雨や南海トラフ地震をはじめとした巨大地震に備えるため、直轄河川の整備が進められています。特に、海拔ゼロメートル地帯等の河川河口部では、全国防災事業を活用して堤防の液状化対策が進められています。
- 平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害や平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、近年土砂災害による被害が多発しています。
- 平成 25 年 8 月に「濃尾平野の排水計画」が策定されました。この計画は、大型台風による高潮・洪水、巨大地震・津波に伴う広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域避難ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開と連携した堤防仮締切、排水作業等の具体的な手順等が整理されています。

《課題》

- ① 木津川上流域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として整備する必要があるとあり、川上ダムについて、一日も早い事業効果が発現されるよう、速やかに本体工事に着手し、事業の早期完成を図るとともに事業実施にあたってはさらなるコスト縮減を図ることが必要です。
- ② 県民の安全・安心を確保するため、伊勢湾台風による壊滅的な被害を契機として整備され、その後、約半世紀が経過し老朽化した堤防などの洪水・高潮対策、および地震により液状化などが予想される堤防などの耐震対策として、直轄事業による河川改修や海岸整備を着実に推進することが必要です。
また、地震・津波対策を推進するため、平成 27 年度で終了する全国防災事業に代わる制度の創設が必要です。
- ③ 再度の災害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダム建設を着実に推進することが必要です。
- ④ 多発する土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、土砂災害警戒区域等の指定および土砂災害防止施設の整備を着実に推進することが必要です。
- ⑤ 巨大地震に伴う津波発生時の迅速な救助・救援活動を実現する道路啓開には、確実な排水計画との連携が不可欠です。また、大型台風に伴う広域的な浸水被害の発生時にも早期の排水が極めて重要です。

県担当課名 県土整備部河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、施設災害対策課

関係法令等 河川法、海岸法、土砂災害防止法、東日本大震災復興基本法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

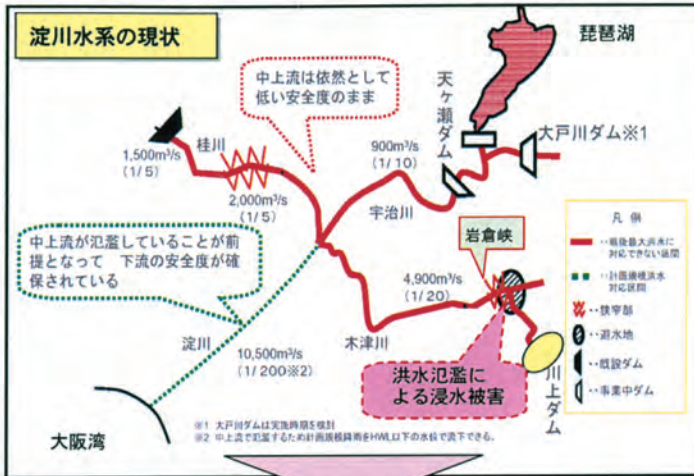
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

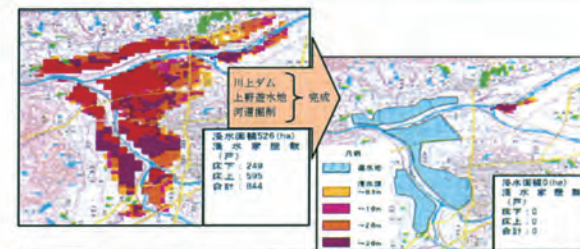
三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。



淀川水系の治水上の安全は、中・上流の氾濫が前提となって、下流の安全が確保されています。



川上ダムのほか、上野遊水地と河道掘削を併せて完成させることで伊賀地域の浸水被害が解消されます。



浸水被害解消には直轄河川改修事業の着実な推進が必要



伊賀地域の住民は岩倉峡(狭窄部)の開削を要望



速やかに川上ダムの本体工事に着手するとともに、さらなる工期短縮とコスト縮減に努め、一日も早い事業効果の発現を熟望。



伊賀市水道の安定供給のための水源確保



【現状】
 やむを得ず暫定豊水水利権を取得しH21.4.1より給水開始

- 提言**
- 川上ダムの早期完成を図るとともに事業実施にあたってはさらなるコスト縮減に最大限努めること。
 - 木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修を着実に実施し、伊賀地域の浸水被害解消を図ること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害

平成 25 年度 服部川 (台風 18 号)

服部川
三田地区
服部川・柘植川合流部付近 (伊賀市)

三田地区の浸水状況 (床上浸水45戸)

平成 21 年度 雲出川 (台風 18 号)

波瀬川
雲出川
中村川
雲出川・中村川合流部付近 (津市・松阪市)

平成 16 年度 宮川 (台風 21 号)

最大浸水深約 1.5m

最大浸水深約 1.6m

(伊勢市)

近畿地方整備局木津川上流事務所・中部地方整備局三重河川国道事務所 提供

三重県の直轄管理河川

- ① 木曾川
- ② 揖斐川
- ③ 長良川
- ④ 鈴鹿川
- ⑤ 雲出川
- ⑥ 榑田川
- ⑦ 宮川

三重県 直轄河川事業費の推移

年度	直轄河川事業 (百万円)	直轄河川事業 (全国防災) (百万円)
H21	14,000	0
H22	9,000	0
H23	15,000	0
H24	15,000	0
H25	12,000	10,000
H26	8,000	15,000
H27	7,000	10,000

■ 直轄河川事業 ■ 直轄河川事業 (全国防災)

頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして 直轄河川の整備推進が必要

① 木曾川下流防災対策推進河川改修事業

② 鈴鹿川右岸築堤護岸整備 (平野地区)

③ 雲出古川左岸高潮堤防整備・耐震対策

④ 榑田川築堤護岸整備

⑥ 木津川 (上流) 直轄河川改修事業 (上野遊水地)

【三田地区】 H25 台風 18 号により 床上浸水 45 戸

伊賀鉄道対策 法管補修工 200m

旧新築撤去 1 棟

平成 18 年 3 月撮影

宮川床上浸水対策特別緊急事業

着手前

完成

堤防整備箇所の出水時の状況 (宮川右岸) 平成 23 年 9 月 4 日

中部地方整備局 三重河川国道事務所 提供

平成 16 年洪水と同規模の出水であったが、河道掘削、堤防整備により浸水被害が大幅に解消

宮川築堤・堤防(補水対策)整備

床土事業区間 H23 年度完了

JR 参宮線・宮川橋梁

提言

- 1 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。
- 2 海拔ゼロメートル地帯をはじめとする河口部の河川堤防等の地震・津波対策を推進するため、平成 27 年度で終了する全国防災事業に代わる制度を創設すること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



地区名	津 (栗真町屋)(阿漕浦・御殿場)	津 (賢崎)	香良洲	三雲 (鶴・天白)	松阪 (松ヶ崎・狛師・大口・西黒部)
全体事業費(億円)	135.0	42.7	71.3	87.9	48.6
整備期間	H23~H35	H14~H23	H4~H21	H4~H24	H6~H20
整備延長	5.6km	2.2km	2.4km	3.3km	3.1km
H27予算(億円)	11.3	—	—	—	—
備考	H23新規採択箇所				

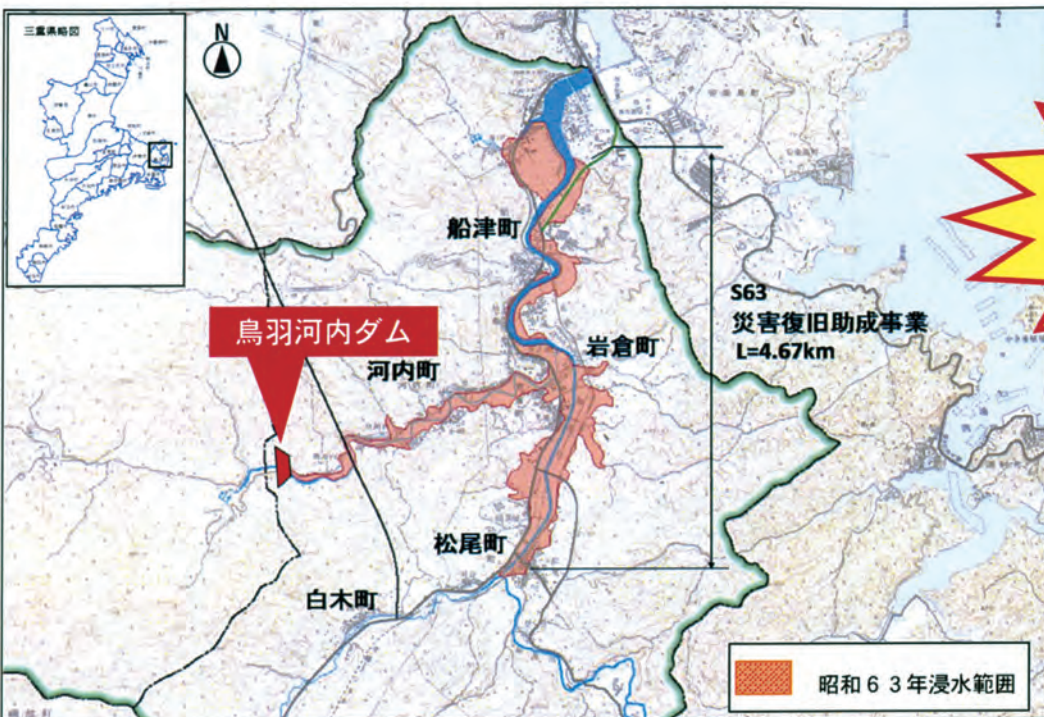
提言 大規模水害等に備えた高潮対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。

【県土整備部】

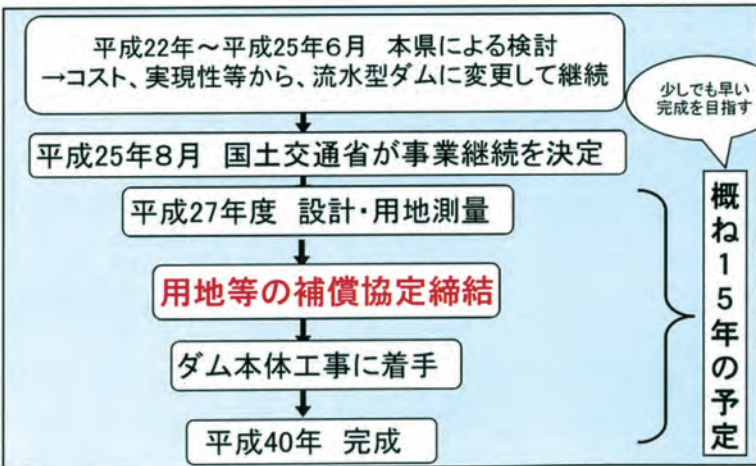
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

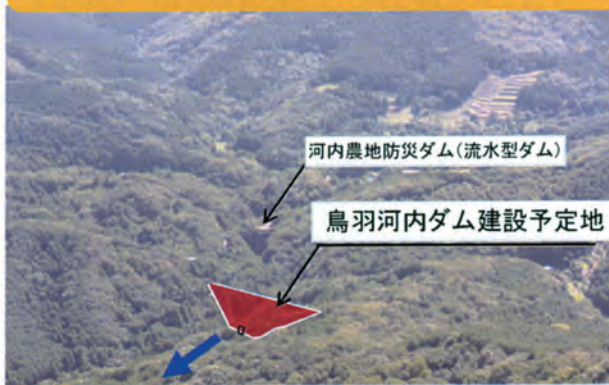
二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！



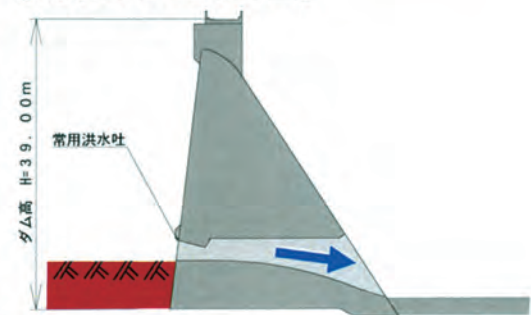
昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



【流水型ダム断面図】



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの建設推進に必要な予算を確保すること。【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

異常気象により災害が多発

平成16年9月 台風21号豪雨



平成23年9月 紀伊半島大水害



平成20年9月 豪雨



平成23年9月 紀伊半島大水害

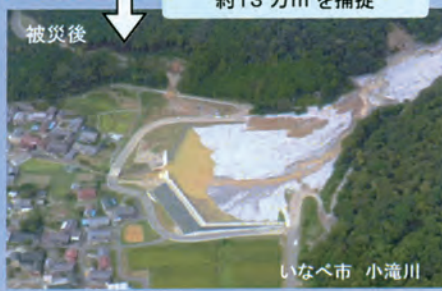


施設の整備効果により被害無し

平成24年9月 豪雨



約13万㎡を捕捉

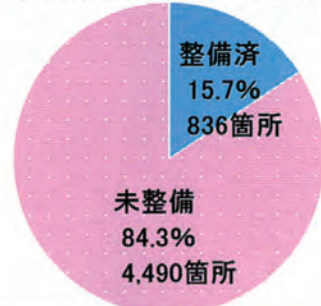


要配慮者利用施設の保全に重点



- ・近年、土砂災害が多発し、未対策の危険箇所では多くの被害が発生
- ・施設の整備により下流に被害無し
- ・広島土砂災害においても施設の整備された地区は被害無し

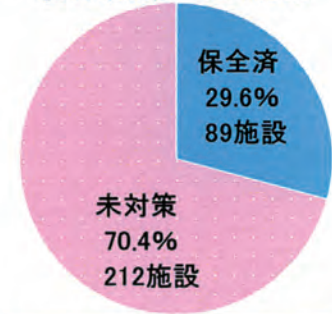
土砂災害防止施設の整備状況 要対策箇所 5,326箇所



土砂災害防止施設の整備は
15.7%に留まっている

**土砂災害防止施設の
整備推進が必要不可欠**

要配慮者利用施設の保全状況 要対策施設 301施設



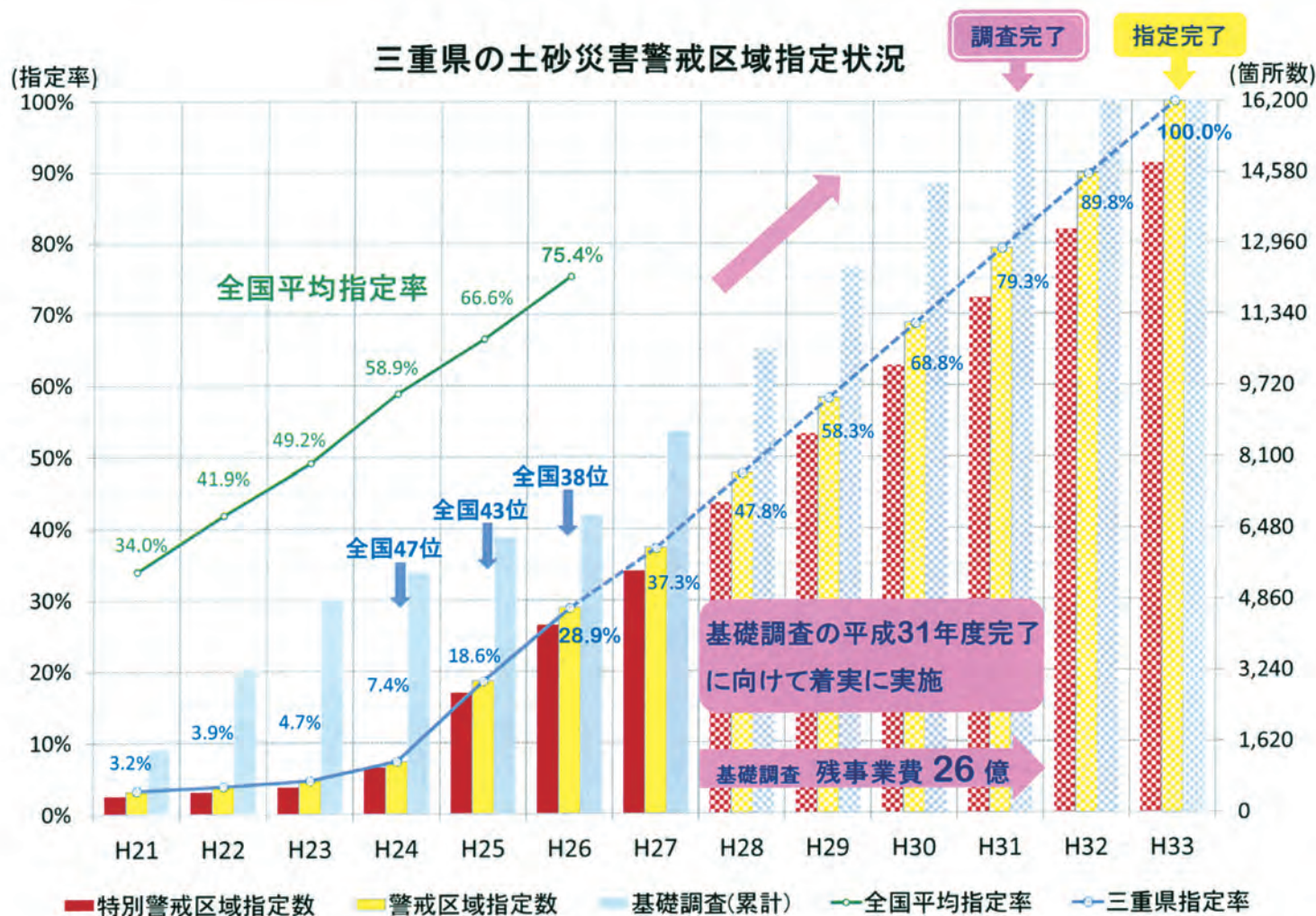
要配慮者利用施設の保全是
29.6%に留まっている

提言 土砂災害防止施設の整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

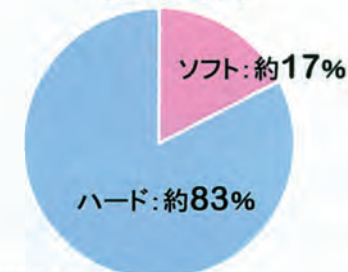
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)



砂防関係事業予算に占める基礎調査(ソフト)の割合

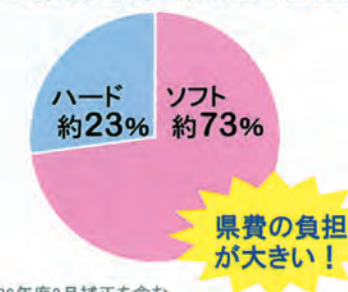
平成27年度砂防関係事業費 3,666百万円



平成26年度2月補正を含む



平成27年度砂防関係事業費うち県費(起債除く)582百万円



平成26年度2月補正を含む

ハード対策も重要
ソフト対策へ予算を回すことは困難

提言 土砂災害警戒区域等の指定推進に必要な基礎調査について、補助率の嵩上げや地方債の適債事業とするなど地方負担額の軽減措置を講じること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

伊勢湾台風による決壊箇所と浸水状況



「自然に学び、自然に備える 近年の豪雨災害記録集・2014」一般社団法人中部地域づくり協会

最大120日にも及ぶ
浸水範囲が広く分布
速やかな啓開には排水
計画との連携が不可欠！

「中部版くしの歯作戦」(平成
26年5月改訂版)において、
濃尾平野の道路啓開と排水
計画は連携済

『三重県国土強靱化地域計画(仮称)』 平成27年6月策定予定

【主な取組方針】

《ハード整備》

- ・河川の整備(河道掘削や築堤等)
- ・緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備
- ・高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の整備推進、未事業化区間の早期事業化
- ・河川堤防や海岸堤防の耐震対策・脆弱箇所の補強対策
- ・道路啓開基地の整備、道路構造の強化

《ソフト整備》

- ・迅速な道路啓開の展開できる態勢を確保
- ・災害対策機械(排水車等)の操作技術の習得
- ・避難体制整備の支援

道路啓開・排水計画の連携強化、排水ポンプ車の追加配備を！

くしの歯ルート(三重県)

洪水・高潮・津波 への取組



くしの歯ルート(三重県)と津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定エリアの合成

伊勢湾沿岸(伊勢市以北)
津波浸水面積
約20,860ha
《必要な取組》
・道路啓開基地の整備
・迅速な道路啓開の展開
できる態勢を確保
(排水計画との連携)

熊野灘沿岸(鳥羽市以南)
津波浸水面積 約7,510ha
《三重県の取組》
平成24~27年度
・道路啓開基地整備 14箇所
・道路構造の強化 21箇所



「中部版くしの歯作戦」(平成26年5月改訂版)【道路啓開オペレーション計画】HP

道路啓開基地



道路啓開や排水作業
を円滑に行えるよう、
活動拠点を整備

排水ポンプ車



排水ポンプ車の追加
配備により、浸水状態
の速やかな解消

提言

- 1 大規模地震発生時の道路啓開と排水計画を迅速に展開するため、伊勢湾沿岸における活動拠点の整備を推進すること。
- 2 津波や大型台風襲来時に想定される広域かつ甚大な浸水被害に対し、早期の排水完了に必要な排水ポンプ車を追加配備すること。

【県土整備部】

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ地震発生 の切迫性が高まる中、平成 24 年 8 月に内閣府が公表した強震断層モデルをふまえ、本県が平成 25 年度に実施した地震被害想定調査の結果では、すべての市町において震度 6 強以上の地震が発生し、津波による浸水が約 28,000ha に及ぶなど、甚大な被害を想定しています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減する必要がある、本県では、防災・減災対策としてハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて避難階段の設置や防潮扉の動力化など、きめ細かな対策を進めています。

《課題》

- ① 防災・減災対策を進める上で、大規模地震発生 の切迫性が高い地域については、早急にハード対策やきめ細かな対策を強力に推進することが喫緊の課題です。
- ② 津波浸水予測区域内の河川堤防において、空洞化などにより脆弱となった箇所では、機能の回復を図るため緊急修繕を実施していますが、一定規模を上回るものについては国の支援が必要です。また、河川・海岸施設について、地震時の液状化等による浸水被害の軽減を図るために耐震対策が必要です。
- ③ 大規模地震発生時の防災活動を支援するため、耐震性能を有する下水道により防災拠点施設の汚水処理を進めることが必要です。
- ④ 木造住宅の耐震化促進のためには、既存の耐震改修支援制度の拡充（区域要件等の撤廃、平成 27 年度までの交付率（1 / 2）の確保、平成 22 年補正予算水準の上乗せ補助の復活）が必要です。さらには補助金の増額をしてもなお、耐震化に取り組めない方のため、部分的な耐震改修といった命を守る減災取組に対する評価基準の確立が必要です。
- ⑤ 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進のためには、既存の耐震改修支援制度の拡充（区域要件の撤廃、上乗せ補助延長）とともに、さらなる国の補助率の嵩上げが必要です。

県担当課名 県土整備部河川課、港湾・海岸課、下水道課、住宅課、建築開発課

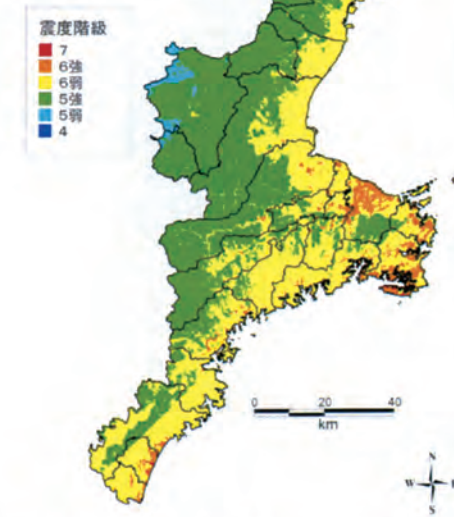
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

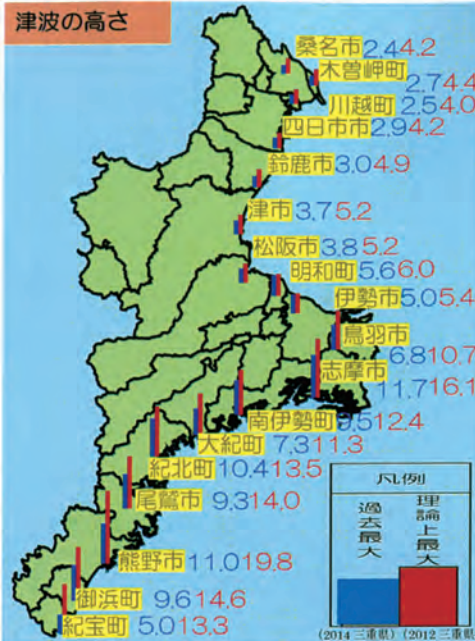
(国土交通省)

三重県内の震度分布(過去最大)

県内の沿岸部が震度6以上



津波の高さ



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策
伊勢湾台風(S34.9)
→河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

○河川 洪水(概ね60mm/hに対応) ○海岸 高潮(伊勢湾台風風速に対応)
高潮(既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

◎海岸延長 → 全国第8番目
◎築造後50年が経過

海岸部 調査対象 3,515箇所(約195Km)
1次点検(目視調査)
2次点検(家状計測)

河口部 調査対象 130河川(約204Km)
1次点検(目視調査)
2次点検(家状計測)

200箇所(緊急に対策を要するもの) 内136箇所(空洞化)
183箇所(緊急に対策を要するもの) 内11箇所(空洞化)

交付金事業で進捗加速! H26年度予算で対策完了
3年間で【H24年度】~【H26年度】対策完了
県単独事業で実施中! H25:25箇所 H26:63箇所
5年間で【H25年度】~【H29年度】実施

劣化による亀裂
崩落
空洞化
劣化による亀裂

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう緊急に「補強・補修対策」が必要!
国の支援の拡充!

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備・耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の整備
- ・急傾斜地崩壊対策の実施
- ・橋梁や下水道の耐震化・津波対策 等

きめ細かな対策を推進

- ・海岸・河口部堤防等の補強・補修
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- ・道路の構造強化 等

海岸・河口部堤防の補強 地域のニーズに適切に対応 避難しやすい施設の整備

河川・海岸施設の耐震対策を進めるための支援の強化を！

水門・排水機場の耐震対策の推進

2次的な浸水被害を防止
早期復旧が困難な施設の耐震化

海岸施設の耐震対策の推進

県北部ゼロメートル地帯の対策は急務
耐震点検の結果、多くの施設で危険度(高)

津波被害の軽減を図るため、河川施設および海岸施設の耐震対策を推進するには国の支援が必要!

予算の確保・補助率の嵩上げ

井戸川水門 鍋田川上流排水機場 長島地区海岸 南張地区海岸

提言

大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算を確保するとともに、補助率の嵩上げや全国防災事業に代わる制度の創設など国の財政支援を強化すること。

【県土整備部】

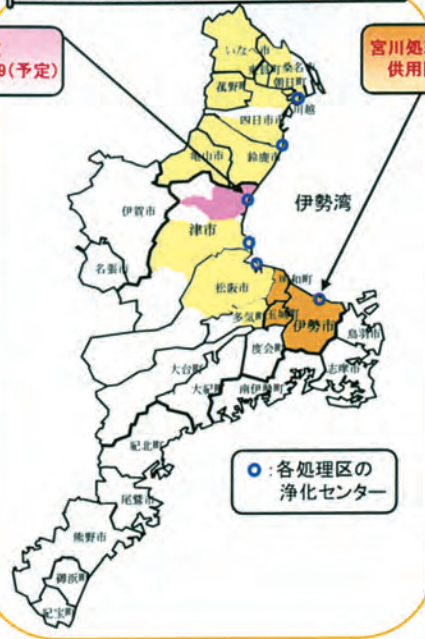
17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

志登茂川浄化センターの平成29年度末供用開始



三重県の「流域下水道各処理区」位置図



宮川流域下水道内宮幹線管渠の確実な延伸



防災拠点施設に下水道機能を確保

発災時に下水道機能を継続及び早期復旧するため、「下水道BCP」の策定に取り組んでいます

< 防災拠点 >

- ① 三重県庁
- ② 三重県津庁舎
- ③ 三重県警察本部
- ④ 国土省三重河川国道事務所
- ⑤ 三重大学医学部附属病院
- ⑥ JR・近鉄津駅

< 防災拠点 >

- ① 伊勢警察署
- ② 伊勢市消防本部
- ③ 倉田山公園
(活動・物資搬送拠点)
- ④ 伊勢市消防・防災センター
[H28年4月運用開始予定]

提言

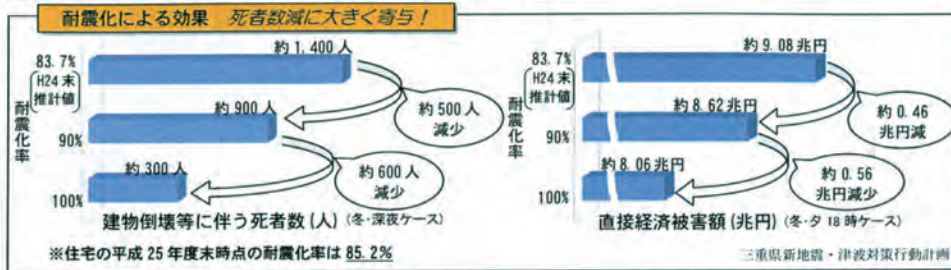
大規模地震発生時の切迫性が高い地域では、防災拠点施設の下水処理を確実にを行う必要があることから、耐震・耐津波性能を有する志登茂川浄化センターや防災拠点施設と接続する宮川流域下水道内宮幹線管渠の整備に、予算の重点配分を行うこと。

【国土整備部】

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

住宅の耐震化促進と減災のための支援制度の充実を！



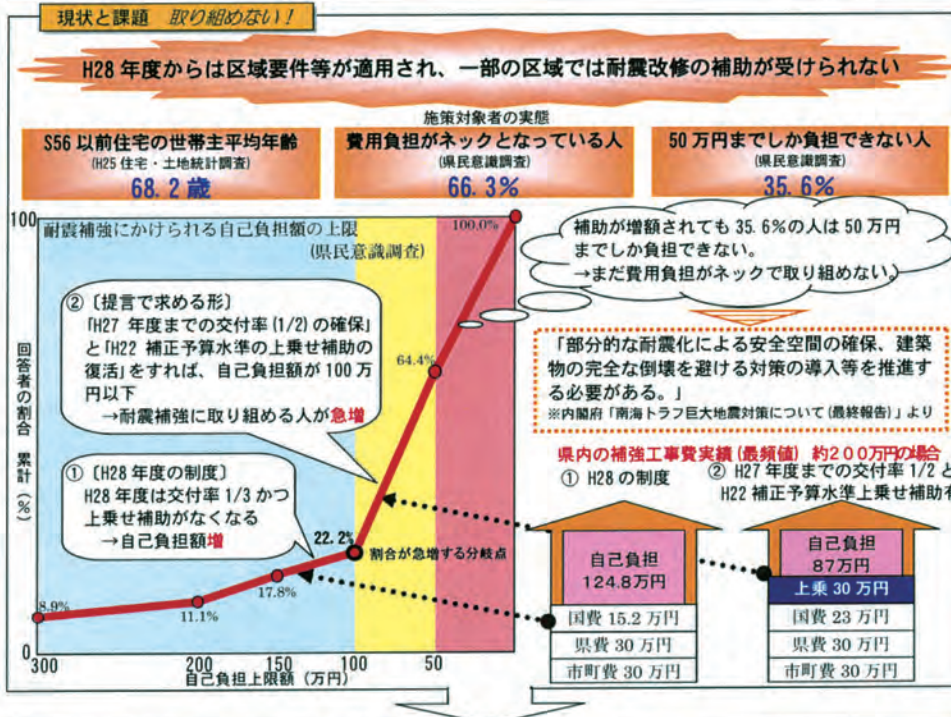
大規模建築物等の耐震化促進のための支援制度の充実を！

耐震化の現状

【国】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
<「地震防災戦略」H17年中央防災会議策定>

【県】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年度末までに90%
うち多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標は85%
○多数の者が利用する民間建築物の平成25年度末時点の耐震化率は約78%であった。

支援制度の充実による建築物の耐震化の促進が喫緊の課題



耐震診断が義務付けられた建築物への耐震改修支援制度及び課題

耐震改修促進法の改正

耐震改修支援制度の状況

国	地方	事業者
1/3	11.5%	55.2%

交付金 11.5% + 補助金 21.8%

現行の支援制度予定

国	地方	事業者
7.6%	11.5%	80.9%

交付金 7.6%

※さらに、対象事業区域が緊急輸送道路等に面する区域やDID地区等に限定

◆事業者負担の軽減による耐震化の促進

国	補助金	地方	事業者
11.5%	11.5%	11.5%	55.5%

①国の上乗せ補助を継続 ②さらなる補助率の嵩上げ ③対象事業区域の要件撤廃

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の11.5%を地方が負担した場合 **地方負担額 約34億円**

事業者負担の増加や対象事業区域(※)が限定されるため耐震化が進まないことが懸念される。

財源確保が大きな課題

〇耐震改修支援制度拡充による耐震化促進
区域要件撤廃、交付率(1/2)確保、全額国費による30万円上乗せ復活

〇部分的耐震改修等の減災取組に関する評価基準の確立
進められぬ現状をふまえ、命を守る減災取組を支援

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

〇既存の耐震改修支援制度の拡充
区域要件撤廃、上乗せ補助の延長

国の補助率の嵩上げによる国負担の増額

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

提言

- 1 木造住宅の耐震化促進のために既存の耐震改修支援制度を拡充すること。また、部分的な耐震改修のような減災取組の評価基準を確立すること。
- 2 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向け、既存の耐震改修支援制度の拡充とともに、さらなる国の補助率の嵩上げを行うこと。

【県土整備部】

18 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

《現状》

- 七里御浜海岸は、背後地はもとより海岸と並走する緊急輸送道路の国道42号を防護する役割を担っています。
- 七里御浜海岸では、太平洋の高波等の影響により、最大80m汀線が後退し前浜が消失するなど侵食が著しく発生し、その資源や機能が脅かされています。このため、本県ではこれまで巨額の費用を投入し侵食対策に取り組んでいます。
- 七里御浜海岸は、吉野熊野国立公園内に位置し、「熊野参詣道七里御浜」(熊野古道の浜街道)として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であることから保全と活用に努めています。

《課題》

- ① 発生が懸念される南海トラフ地震に伴う巨大津波から、背後地や国道42号を防護するため、早期に対策を行う必要があります。しかし、七里御浜海岸は海岸延長約23kmに及ぶことから工事規模が著しく大きく、本県による対策には限界があります。
- ② 海岸の侵食対策については効率性の観点が必要であり、七里御浜海岸においても熊野川の堆積土砂を活用し、波力等の自然エネルギーを利用した吸引輸送システム(サンドバイパス)等の新技術・新工法によるコスト縮減が求められます。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ③ 七里御浜海岸は、国立公園や世界遺産に登録されていることから、緑の防潮堤や潜突堤等の新技術・新工法による景観に配慮した対策が必要です。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ④ 七里御浜海岸の侵食が進行する原因には、熊野川等からの自然な土砂供給が減少していることが考えられます。このため、継続的な土砂供給を確保するためには、複雑な土砂供給の解析や複数県にわたる熊野川流域の総合土砂管理が必要です。

県担当課名 県土整備部港湾・海岸課

関係法令等 海岸法

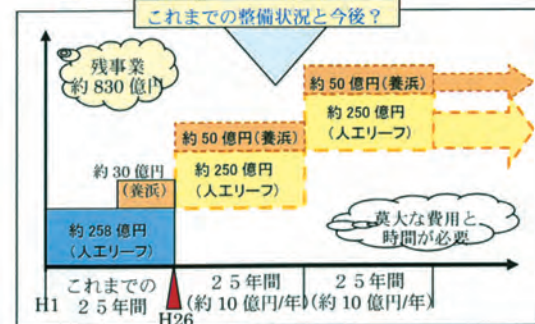
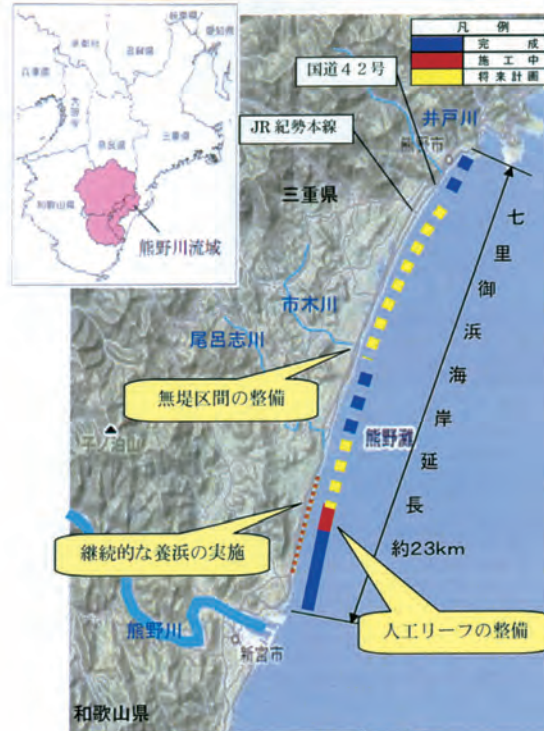
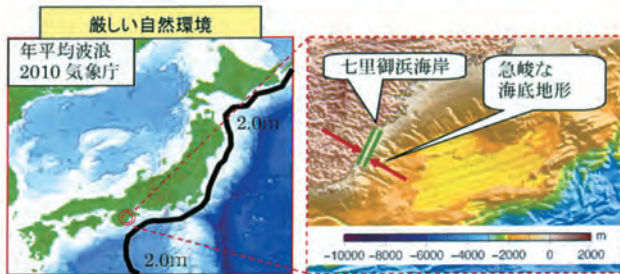
18 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。

七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。

世界遺産保護と環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



提言 発生が懸念される南海トラフ地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。 【県土整備部】

19 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 23 年の台風 12 号に伴う豪雨により、熊野川および支川流域において大規模な浸水被害が発生するとともに、熊野川の河道内には大量の土砂が堆積しています。また、熊野川の影響を受けた相野谷川では、平成 19 年に完成した輪中堤（天端高 9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。このため、熊野川と相野谷川では、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業が実施されています。
- 河口から約 5 km の区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。また、流域内には、主なものだけで 11 基のダムが設置され、電源開発（株）、関西電力（株）、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。このうち、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 18 号等において、一定の水位低減効果が得られました。
- 熊野川は、紀伊半島大水害以降、山腹崩壊等による土砂の流出により、さらなる濁水の発生とその長期化が問題となっています。その対策として堆積土砂の撤去、砂防工事等の土砂災害対策や上流にあるダム群における水路トンネル整備、選択取水設備の設置などの対策を進めていますが、濁水の発生は継続しています。このため、「熊野川の総合的な濁水対策協議会」の中に、平成 26 年度には「熊野川濁水対策技術検討会」が設置され、平成 27 年 3 月には関係機関が実施する濁水対策が示されました。

《課題》

- ① 熊野川では治水安全度の向上を図るため、大量の堆積土砂を早期に撤去する必要があります。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する河川管理者が短期間に効率的かつ効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと効率的かつ効果的な堆積土砂の撤去を推進することが求められます。
また、熊野川および相野谷川では再度災害防止に向け、激甚災害対策特別緊急事業等の着実な推進が必要です。
- ② 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や洪水軽減に向けたダム運用のさらなる改善、濁水対策の確実な実施と検証のためには、国のマネジメントを継続する必要があります。

県担当課名 県土整備部河川課

関係法令等 河川法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

19 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

早期復旧

紀伊半島大水害で被害を受けた施設の早期復旧が必要

複雑で特異

日本有数の多雨地帯に、河川やダム等の管理者が複数・複雑に存在！
上下流一貫した対策が必要！

全国有数の多雨地帯のため、洪水を発生しやすい

流域(2,360km²)が三県に跨る

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

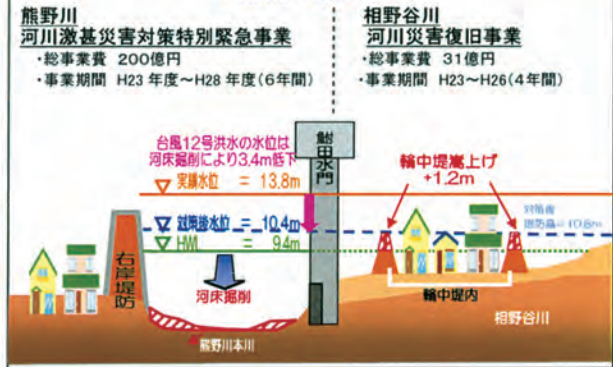
土砂災害や洪水による被害発生するリスクが大きい

流域全体の総合的な治水対策が必要

11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

熊野川周辺の災害復旧への取組

〈対策概要・効果イメージ〉



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

【従前からの取組】
「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」

【構成員】 国・和歌山県・奈良県・三重県・流域自治体・関西電力・電源開発

H27.3第8回協議会で確認

【治水対策】 事業主体：国・県・電源開発
・各管理者による堆積土砂撤去
・治山・砂防事業の実施

【濁水長期化軽減対策】 事業主体：国・県・電源開発
・流域対策(直轄砂防・治山、各県砂防・治山)
・ダム施設の改良(風屋ダム・二津野ダム)
・ダムの運用改善(風屋ダム・二津野ダム)

平成23年 台風12号 被災状況



新宮川水系 流域図



◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生
◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在
◎流域全体の一体的な管理が必要

◎紀伊半島大水害以降、少雨により濁水が発生
◎濁水対策の実施と検証が必要

提言 1 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
2 複数の管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの運用改善及び濁水対策の実施について、国によるマネジメントを継続すること。

【県土整備部】

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および財政的支援を充実すること。
- 2 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。
- 3 時代の変化に対応した教育の総合的な改革のための「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施に向けて、大学と教育委員会等が協働した研究開発の支援および人的支援を行うこと。

《現状》

- 平成27年度の本県の公立の小・中・高等学校におけるコミュニティ・スクールの指定校数は、60校（小学校41校、中学校17校、高校2校）となっています。また、公立の幼稚園、小・中学校224校（幼稚園17園、小学校154校、中学校53校）が学校支援地域本部を設置しています。
【参考】公立小中学校におけるコミュニティ・スクール設置率：本県10.9%、国目標値：10%（H28年度）→100%
（教育再生実行会議6次提言を踏まえた中央教育審議会諮問）
- 本県では、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の仕組みの導入や取組の充実を図るため、「開かれた学校づくりサポーター（実践経験のある元校長など7名：国のCSマイスター2名含む）」を市町教育委員会や学校に派遣するとともに、「開かれた学校づくり推進協議会」を4地域で開催し、効果的な取組の情報交換や課題の解決方策についての協議を進め、「地域とともにある学校づくり」の推進に取り組んでいます。
- 平成27年3月に国の「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた報告書によるとコミュニティ・スクールでは、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題解決等の成果をあげており、特に、コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校は成果が大きい傾向にあるとともに、中学校区を一つの運営単位と捉えたコミュニティ・スクールが広がってきており、複数の小学校・中学校が9年間を通じて子供の育ちを実現する仕組みとして有効に機能しています。
- 本県の平成26年度全国学力・学習状況調査の結果は、すべての教科で全国の平均正答率を3年連続下回る厳しい結果でしたが、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を行っている学校では、平均正答率等において向上している効果が見られます。
- 本県の平成26年度全国学力・学習状況調査における学校に対する調査（学校質問紙調査）結果から、小中学校ともに授業の進め方（「めあての提示」と「振り返る活動の計画的な設定」等）、少人数指導の実施等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立が十分なされていません。

- 現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていません。

《課題》

- ① 現在、コミュニティ・スクールに比べ導入しやすい学校支援地域本部の取組を拡大する中で、学習意欲や学力の向上等を図っていますが、保護者や地域住民が学校運営や教育活動に連携して取り組み、学校・家庭・地域の三者が協働して子どもの教育環境を充実する取組を推進するためには、学校支援地域本部の取組からコミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進する必要があります。
- ② 県内すべての学校において、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の「地域とともにある学校づくり」を広く推進するためには、コーディネーター役（推進役）となる人材の確保・育成や人的配置等、中学校区や市町全体における体制づくりに向けた支援が課題となっています。
- ③ コミュニティ・スクールの導入後の継続的な支援が得られないという課題に加えて、国のコミュニティ・スクール推進のための制度変更による自治体の予算面での負担増や事務職員の加配措置の廃止は、新たな実施や取組の拡大を図るうえでの課題となっています。また、学校運営協議会が教員の任用に関する意見を述べることにに対する抵抗感も、学校が導入に踏み切れない要因の一つとなっています。
- ④ 学力向上のための学習環境を整備するため、次に掲げる財政的支援および人的支援を拡充する必要があります。
 - ・全国学力・学習状況調査の厳しい結果をふまえ、県内市町における学力向上の取組を促進するため、学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援および言語活動の充実に向けた支援、退職教職員等を活用したサポートスタッフによる学力向上の支援等、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
 - ・学力向上に特化した研修をすべての小中学校で実施するために、県内市町の指導主事等を対象とした研修において、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣していただくとともに、国立教育政策研究所が開催する授業改善の長期研修に多くの教員が参加できるようにすること。
- ⑤ 平成26年12月22日の中央教育審議会の答申において、高等学校教育、大学教育およびそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革（三者の一体的改革）が提言され、高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直し、大学教育の質的な転換が求められています。本県として全国に先駆けて改革に取り組むことにより、生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実、教員の意識を深める効果が期待されることから、思考力・判断力・表現力や主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」を育成・評価するための研究を進めるとともに、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施に向けて、大学と教育委員会（高等学校）が連携し、研究体制を構築する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局 高校教育課、小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム
関係法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

本県のコミュニティ・スクール（CS）の取組効果
(全国学力・学習状況調査結果による比較等)

CS指定校と指定校以外の学校の全国平均との差の比較

※コミュニティ・スクール指定校と指定校以外の学校のそれぞれについて平均正答率(4教科合計)の平均値を算出し比較(H25年度指定校)

	小学校(38校)		中学校(14校)	
	指定前(H21)	指定後(H26)	指定前(H21)	指定後(H26)
CS指定校	243.7	258.5	259.9	251.1
全国との差	-10.2	-6.2	-11.2	-6.5
CS指定以外	243.1	253.8	269.2	252.2
全国との差	-10.8	-10.9	-1.9	-5.4

取組期間別の全国平均との差の推移

※コミュニティ・スクール指定期間と平成26年度のそれぞれの平均正答率と全国平均との差を比較(H25年度指定校)

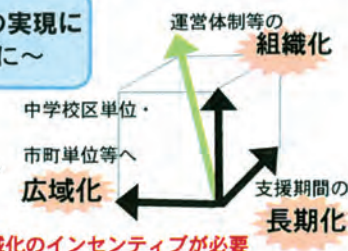
	小学校(38校)			中学校(14校)		
	指定後3年未満(4校)	指定後3年(30校)	指定後4年以上(4校)	指定後3年未満(1校)	指定後3年(11校)	指定後4年以上(2校)
指定前の全国との差	-8.3	-9.0	-4.8	-27.3	-10.3	+23.2
H26の全国との差	-9.0	-7.2	+4.2	-27.4	-7.7	+27.8
全国との差の推移	-0.7	+1.8	+9.0	-0.1	+2.6	+4.6

【提言・提案項目】

1 コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および財政的支援の充実すること。

「スクール・コミュニティ(学校を核とした地域づくり)」の実現に向けた3つのステップアップ ~将来的なCS全校化を視野に~

学校・家庭・地域が協働して子どもの教育環境を充実させるためには、学校支援地域本部の拡充はもとより、コミュニティ・スクールへのステップアップを促進する必要がある。



※組織化、長期化、広域化のインセンティブが必要

コミュニティ・スクール（CS）にかかる主な課題

- ・ 国の財政措置(補助1/3)
1校30万円程度、支援期間に制限(指定前後各2年のみ)
※学校支援地域本部 補助金額、支援期間に制限なし
- ・ 常勤職員の加配 指定後は加配なし ※指定前は教員・事務職員の加配あり
- ・ 教職員の任用に関する意見(人事規定)に対する抵抗感

県の取組

- ・ 知事によるCSの設置にかかる市町長への働きかけ
 - ・ 三重大学大学院への働きかけ(地域連携のマネジメント力を持つ教員の養成)
 - ・ CSの視点を初任者、教職経験6・11年次、管理職対象の研修等へ位置づけ
 - ・ 指定の長期化・広域化のためのインセンティブの提供(ベンチマーキング旅費提供等)
- 【参考】本県のCS指定期間:平均2.4年、市町全体での取組:1市、中学校区単位での取組:3市1町
- ・ 開かれた学校づくりサポーター(国のマイスター含)の積極的な市町への派遣

国への具体的な提案

- ・ CS指定校への学校支援地域本部以上の財政措置(補助金額・支援期間)
- ・ CS指定校への常勤職員(事務職員)の配置
- ・ 人事規定の在り方の明確化・柔軟化(人事意見の取扱いへの不安を払拭)

【教育委員会事務局】

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

義務教育における学力の向上に向けた取組

本県の取組

- ・学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援
(国委託事業で、研究校を指定し、実践的な調査研究を実施)
平成 26 年度 2 市実施 (申請は 5 市町)
- ・退職教職員等を活用したサポートスタッフによる支援
(学力向上アドバイザー等を派遣し、教員への指導助言)
平成 26 年度 学力向上アドバイザー (5 名) 等を
実践推進校 100 校に、732 回派遣
- ・全小学校の学力向上推進担当者等を対象とした国の調査官
を招いての国語の研修会 平成 26 年度 4 回

今後の取組方向

- ・研究校等の指定や学力向上アドバイザーの派遣などを拡充
- ・国の調査官による研修を拡充し各小中学校に横展開

提言・提案内容

- ・研究校等や、学力向上アドバイザーの派遣など学習環境の整備について財政的支援の拡充
- ・専門的知識や全国の状況に熟知した文部科学省および国立教育政策研究所の専門家の派遣など人的支援の拡充

学力評価のための新たなテスト (仮称) に係る研究支援等の実施

- ・「高等学校基礎学力テスト (仮称)」、「大学入学希望者学力評価テスト (仮称)」に係る研究を、大学と教育委員会 (高校) が連携して実施
⇒ 全国に先駆けて実施することにより、大学、教育委員会 (高校) とともに、多面的・総合的な評価にかかる研究を進めることができる。

(大学)

答えのない問題に対して解を見出す力の育成に係る研究

協働研究

大学等

教育委員会⇔高校

(高校)

夢や目標をもって主体的に学ぶ力の育成に係る研究

【提言・提案項目】

- 2 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。
- 3 時代の変化に対応した教育の総合的な改革のための「学力評価のための新たなテスト (仮称)」の実施に向けて、大学と教育委員会等が協働した研究開発の支援および人的支援を行うこと。

【教育委員会事務局】

21 南海トラフ地震に備えた石油化学コンビナートが立地する四日市港の強靱化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 三重県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、三重県内で約 53,000 人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港の臨海部には、国内外に石油製品等を供給する国内有数の石油化学コンビナートが立地しており、被災後のサプライチェーンの寸断による経済・産業活動への深刻な打撃や背後の市街地、港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生を未然に防止する、被災した場合にも早期復旧を支えるという重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

《課題》

- ① 南海トラフ地震による被害は、広域にわたること、かつ、その程度も深刻なものとなることが想定されることから、重点的な事前防災・減災対策を実施することにより、被害の防止・軽減を図ることが不可欠です。このため、四日市港では、海岸保全施設の耐震化整備を進めていますが、十分な財源の確保ができず対策が進んでいません。
こうした取組を円滑に進めていくためには、さらなる財政支援が必要です。中でも、石油化学コンビナートを防護している海岸保全施設については、優先的に取り組む必要があることから、重点的な支援が必要です。
- ② 四日市港の物流機能を維持するためには、予防保全型の維持管理による港湾施設の長寿命化を図ることで維持管理コストの縮減や予算の平準化が必要となっていますが、予防保全計画に基づき計画的に維持管理を進めることができるよう、さらなる財政支援が必要です。
また、現在、港湾管理者が実施する港湾施設の老朽化対策のうち、5億円以上の大規模な事業については1/2の補助が受けられますが、それよりも小規模な事業については1/3しか補助が受けられません。施設の損傷の程度が小さいうちに対策を施すことが維持管理の効率化や費用縮減につながることから、5億円未満の事業についても大規模なものと同様の財政支援が必要です。
- ③ 臨港道路霞4号幹線は、災害時に霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割を担っており、平成29年度の完成をめざし、平成16年度から国の直轄事業として整備が進められています。しかし、平成26年度末現在の進捗状況（事業費ベース）は、約5割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

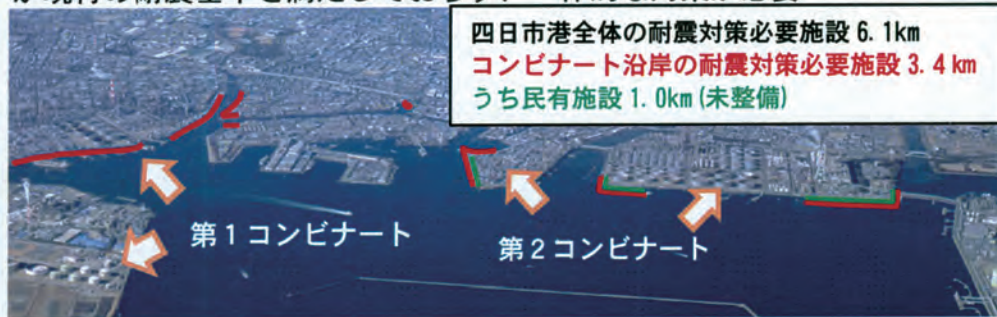
21 南海トラフ地震に備えた石油化学コンビナートが立地する四日市港の強靱化 (国土交通省)

現 状

- 南海トラフ地震の発生が危惧される中、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域になるとされており、四日市港臨海部の石油化学コンビナートが被災することによるサプライチェーンの機能停止、背後の市街地や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

課 題 1

民間が所有する部分を含む海岸保全施設の総延長 21.7 kmのうち、6.1kmが現行の耐震基準を満たしておらず、一体的な対策が必要



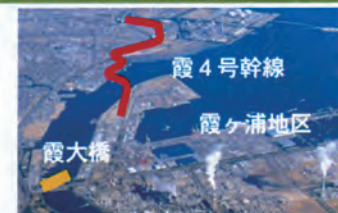
課 題 2

岸壁延べ 7,394mのうち、経過年数 50年以上が 1,162m
 ⇒【全体の 15.7%】



課 題 3

背後地へのアクセス道路が霞大橋のみ
 ⇒ **霞4号幹線の早期供用が必要**
 ※ H26年度末
 事業進捗約 5割 (事業費ベース)



【提言・提案項目】

- 1 住民生活や企業活動の安全を確保するための海岸保全施設の耐震化対策および老朽化対策に対する支援の充実を図ること。
 - (1) コンビナート沿岸において連続する 3.4kmの海岸保全施設の地震・津波対策を促進するため、海岸保全施設の耐震化対策について、直轄事業化すること。
 - (2) 防災・安全交付金(海岸事業)の補助率の引上げ(1/2→2/3)を図ること。
- 2 災害に強い物流システム構築のための港湾施設の老朽化対策に対する支援の充実を図ること。
 - (1) 防災・安全交付金(旧統合補助)の補助率の引上げ(1/3→1/2)を図ること。
 - (2) 維持管理計画策定事業の補助対象をすべての港湾施設にするとともに、維持管理計画書に基づく港湾施設の一般定期点検および詳細点検に対する補助制度を創設すること。
 - (3) 港湾施設の延命化・有効活用等のための事業に対する交付要件(1件あたりの事業規模が2億円以上5億円以下であること)の緩和を行うとともに、国有港湾施設の改修については、事業費5億円以上の枠を撤廃し、国の責任で行うこと。
 - (4) 維持浚渫に対する直轄事業化、補助制度の創設および適債条件の緩和を図ること。
- 3 災害時のアクセスのリダンダンシー機能に資する臨港道路霞4号幹線の早期整備に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。

【四日市港管理組合】

22 日本経済をリードするものづくり産業を支える四日市港の物流機能の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 伊勢湾（四日市港および名古屋港）の背後には、臨海部コンビナートに高度な部材型産業や自動車関連産業などわが国の基幹産業が集積しています。また、現在、中部地域では、次世代産業である航空宇宙産業等の集積に取り組んでおり、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたほか、地域活性化モデルケースに採択される等、今後の日本経済を牽引する地域として期待が寄せられています。
- こうした高度な部材型産業など背後のものづくり産業のさらなる成長による国際競争力の強化を図るためには、それを支える伊勢湾の港湾機能の強化が急務となっています。
- 国は、中部地域に集積しているわが国の基幹産業を支えるため、伊勢湾において必要な物流機能の強化を図るとの方針を示しており、四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいるところです。
- また、伊勢湾は港湾法附則第 31 項の規定に基づき政令により、当分の間、国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社および特例港湾運営会社に関する規定を適用するとされています。平成 26 年 11 月に、四日市港埠頭株式会社が、名古屋港埠頭株式会社とともに、特例港湾運営会社の指定を受けています。

《課題》

- ① 国際戦略港湾には、直轄港湾工事の国費負担率の引き上げや対象施設の拡充、税制優遇等の支援措置が図られたところですが、伊勢湾にはその支援措置が適用されません。今後の日本経済を牽引する中部地域の基幹産業や次世代産業の成長を促進するためには、こうした産業を支える物流拠点である伊勢湾に対しても、国際戦略港湾と同等の支援措置が必要です。
- ② また、コンテナ埠頭へのアクセス向上のため、臨港道路霞 4 号幹線の整備が、国の直轄事業として平成 16 年度から進められていますが、平成 26 年度末現在の進捗状況（事業費ベース）は約 5 割にとどまっており、早期供用に向け十分な財源を確保し、着実に港湾施設の整備を進めていく必要があります。
- ③ コンテナ埠頭近傍の未利用地となっている港湾関連用地については、臨港道路霞 4 号幹線の整備により、一層の利便性の向上が見込まれることから、こうした土地に物流施設を誘致することで、公共投資だけでなく、民間からの投資も積極的に呼び込み、物流の一層の効率化を図っていく必要があります。

県担当課名 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法

22 日本経済をリードするものづくり産業を支える四日市港の物流機能の強化 (国土交通省)

現
状

- 今後の日本経済を牽引する中部地域の基幹産業や次世代産業の国際競争力強化を図ることが必要です。
- こうした産業を支える伊勢湾の港湾機能の強化が急務です。
- 四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいます。

課題

- ① 伊勢湾には、国際戦略港湾と同様の港湾運営会社制度が適用されていますが、港湾施設の整備への支援や税制面で差があります。
- ② 臨港道路霞4号幹線の平成26年度末現在の進捗状況は約5割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。
- ③ コンテナ埠頭近傍の未利用地について民間からの投資も積極的に誘導し物流の一層の効率化を図ることが必要です。



港湾整備等に係る国の支援措置

	国際戦略港湾 5港 京浜港(東京・川崎・横浜) 阪神港(神戸・大阪)		国際拠点港湾 18港	
			名古屋 四日市	左記以外の16港
港湾運営会社の指定	国土交通大臣		国土交通大臣	港湾管理者
直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)	水深16m以上 7/10 水深14m~15m 2/3 水深12m~13m 5.5/10		2/3	
コンテナヤードの直轄事業化	国庫負担率2/3 (水深16m以上)		—	
港湾運営会社に対する 無利子資金の貸付	○ (最大8割)		○ (最大8割)	○ (最大6割)
埠頭近傍の保管施設の建設等に対する 無利子資金の貸付	○ (最大6割)		—	—
港湾運営会社の取得した 荷さばき施設等に係る 課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2		固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 対象港： 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋 四日市、広島、関門、博多	

【提言・提案項目】

- 1 コンテナターミナルのヤード等の整備に対して国際戦略港湾と同等の支援措置を適用すること。
- 2 貨物輸送の即時性・定時性の確保、物流コスト・環境負荷の低減に資する臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- 3 港湾運営会社に対して、国際戦略港湾と同等の税制優遇措置を講じること。
- 4 埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を、国際戦略港湾と同様に無利子貸付制度の対象施設とすること。

【四日市港管理組合】

